

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
1	1	1	1		第1章 計画の方針【危機管理本部、消防局、市民文化局、各局室区】 第1節 計画の目的【危機管理本部、各局室区】	第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室、消防局、市民文化局、各局室区】 第1節 計画の目的【総務企画局危機管理室、各局室区】	組織改正に伴う修正
1	1	1	1		第2節 国・県の防災計画との関係【危機管理本部】	第2節 国・県の防災計画との関係【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
1	1	1	2		第3節 川崎市国土強靭化地域計画との関係【危機管理本部】	第3節 川崎市国土強靭化地域計画との関係【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
1	1	1	3		第4節 計画の修正【危機管理本部】	第4節 計画の修正【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
2	1	1	4		第5節 計画の習熟【危機管理本部】	第5節 計画の習熟【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
2	1	1	5		第6節 計画の構成及び内容【危機管理本部】	第6節 計画の構成及び内容【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
3	1	1	6		第8節 男女共同参画や災害時要配慮者等の視点への配慮【危機管理本部・市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】	第8節 男女共同参画の視点への配慮【総務企画局危機管理室、市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】	組織改正に伴う修正
3	1	1	8		また、災害時要配慮者等(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦や性的マイノリティなど)についても、災害時の避難生活などにおいて課題が顕在化しやすいことから、そのニーズの違いに配慮し、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努め、関係局区が連携し必要な支援を行うものとする。	(新設)	能登半島の課題を踏まえた修正
5	1	1	9	表や図の修正あり(別添)	第9節 計画の体系【危機管理本部】 (表・図1)	第9節 計画の体系【総務企画局危機管理室】 (表・図)	時点修正
7	1	2	4		関東総合通信局 1 非常(削除)通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレヨム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	関東総合通信局 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (新設) 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	震災対策編との整合による修正
8	1	2	4		関東財務局(横浜財務事務所) 3 災害発生時(災害が発生する蓋然性が高い場合も含む)における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等	関東財務局(横浜財務事務所) 3 災害発生時(新設)における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等	震災対策編との整合による修正
9	1	2	6		NTT東日本㈱(神奈川事業部) NTTドコモビジネス㈱、	東日本電信電話㈱(神奈川事業部) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、	時点修正
9	1	2	6		1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 7 復旧・復興に関する業務 8 防災・減災に関する業務	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 (新設) (新設)	時点修正
10	1	2	6		首都高速道路㈱(神奈川局)	首都高速道路㈱(神奈川管理局)	時点修正
10	1	2	6		日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (新設)	震災対策編との整合による修正
12	1	2	8		(公社)川崎市歯医師会 1 動物救援活動に関する協力	(新設)	震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
12	1	2	9		<p>1 防災知識の普及</p> <p><u>2 防災行動（避難（在宅での避難を含む。）、備蓄、情報の取得など）の啓発</u></p> <p><u>3 情報伝達、消火、避難、救護、避難所開設等の計画及び訓練の実施</u></p> <p><u>4 防災用資器材の整備・点検</u></p> <p><u>5 災害時要援護者の支援</u></p>	<p>1 防災知識の普及</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 情報伝達・消火・避難・救護（新設）等の計画及び訓練の実施</u></p> <p><u>3 防災用資器材の整備・点検</u></p> <p><u>4 災害時要援護者の支援</u></p>	震災対策編との整合による修正
14	1	3	1		第1節 地勢の概況【危機管理本部、建設総政局河川課、港湾局】 1 位置及び面積 本市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいる。	第1節 地勢の概況【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課、港湾局】 1 位置及び面積 本市は、神奈川県の東北端に位置し、北は多摩川を境として東京都に、南は横浜市に（新設）隣接し、首都圏の中核都市としての一翼を担っている。	組織改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正
16	1	3	1		4 港湾 (略) 川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第11位（令和5年）。16万総トン超の大型タンカ一船から100総トン未満の小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に約40隻ほど入港している。	4 港湾 (略) 川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位（令和2年）。16万総トン超の大型タンカ一船から100総トン未満の小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に約40隻ほど入港している。	時点修正
16	1	3	1		5 火山（富士山の現況等） (略) (3) 気象庁では、噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和7年4月現在）、関係機関と協力して監視・観測を行っている。	5 火山（富士山の現況等） (略) (3) 気象庁では、噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和3年4月現在）、関係機関と協力して監視・観測を行っている。	時点修正
16	1	3	2		第2節 社会的条件【危機管理本部、建設総政局】 1 人口・世帯数 令和7年9月1日現在で本市の人口は <u>1,558,411人（削除）</u> 、世帯数は <u>795,778世帯</u> であり、それぞれこの5年間で人口は約 <u>1.2%</u> 、世帯数は約 <u>6%</u> 増加している。また、人口密度は、1km <sup>2</sup> あたり <u>10,796人</u> となっており、人口及び住居の過密集中による被害拡大についても、十分留意するものとする。 令和2年国勢調査によると、15歳未満の人口は約19.0万人（約12.3%）で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.4万人（約4.2%）である。また、65歳以上の人口は約31.2万人（約20.3%）である。 また、令和2年国勢調査による昼夜間人口比率は <u>87.3%</u> であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。  <u>（資料編 人口・世帯数の推移）</u> <u>（資料編 区別面積と人口）</u>	第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設総政局】 1 人口・世帯数 令和3年10月1日現在で本市の人口は約 <u>154万人</u> であり、世帯数は約 <u>76万世帯</u> であり、それぞれこの5年間で人口は約 <u>2.4%</u> 、世帯数は約 <u>5.4%</u> 増加している。また、人口密度は、1km <sup>2</sup> あたり <u>10,671人</u> で、区別に見ると1万人を越えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。  令和2年国勢調査によると、15歳未満の人口は約19.0万人（約12.3%）で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.4万人（約4%）である。また、65歳以上の人口は約31.2万人（約20.3%）である。 また、平成27年国勢調査による昼間人口比率は <u>88.3%</u> であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。  <u>（新設）</u>	組織改正に伴う修正 時点修正
17	1	3	2		2 交通 (削除)  鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。 主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が <u>187,310人</u> で最も多く、次いで東急満の口駅が <u>136,935人</u> 、JR武蔵小杉駅が <u>107,559人</u> となっている。（「令和6年版川崎市統計書」より） 道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。	2 交通 本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質・量とも弱体である。 鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。 主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が <u>215,234人</u> で最も多く、次いで東急満の口駅が <u>159,823人</u> 、JR武蔵小杉駅が <u>129,194人</u> となっている。（「令和2年版川崎市統計書」より） 道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が9路線あり、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～川崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線で、しかも、その大部分が2車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって円滑な交通の確保が難しいのが現状である。これらの状況緩和のため、平成2年12月にはJR南武線の高架化事業が完成し、平成14年4月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成22年10月には、殿町出入口～大師ジャンクション間が供用開始となった。	時点修正 震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
17	1	3	3		<p>第3節 気象の概況【<u>危機管理本部</u>】</p> <p>本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市の月平均気温の平年値は1月の6.1度が最低値、8月の27.0度が最高値である。</p> <p>本市が設置している雨量計の観測データでは、年間降水量は、この10年は約1,100～1,600mmとなっている。また、過去10年間（平成27年～令和6年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均3.4日発生しており、最大1時間雨量※は、麻生区の観測地において106mmを記録している。</p> <p><u>※最大1時間雨量 令和7年9月11日 中原区の観測地において、131.5mmを記録</u></p>	<p>第3節 気象の概況【<u>総務企画局危機管理室</u>】</p> <p>本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市の月平均気温の平年値は1月の6.1度が最低値、8月の27.0度が最高値である。</p> <p>本市が設置している雨量計の観測データでは、年間降水量は、この10年は(<u>新規</u>)1,100～1,600mmとなっている。また、過去10年間（平成23年～令和2年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均<u>2.7</u>日発生しており、最大1時間雨量<u>(新設)</u>は、麻生区の観測地において106mmを記録している。</p> <p><u>(新設)</u></p>	時点修正
18	1	3	3	表や図の修正あり（別添）	(表・図2)	(表・図)	時点修正
18	1	3	3	表や図の修正あり（別添）	(表・図3)	(表・図)	時点修正
19	1	3	4		<p>第4節 既往の風水害【<u>危機管理本部</u>】</p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>過去</u>10年間に、10棟以上の家屋の浸水被害が発生したのは、表1のとおりである。また、過去の大きな風水害は表2※のとおりである。</p>	<p>第4節 既往の風水害【<u>総務企画局危機管理室</u>】</p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>最近</u>10年間に、10棟以上の家屋の浸水被害が発生したのは、表1のとおりである。また、過去の大きな風水害は表2※のとおりである。</p>	組織改正に伴う修正 時点修正
19-27	1	3	4	表や図の修正あり（別添）	(表・図4) 台風第〇号	(表・図) 台風 <u>(新設)</u> 〇号	時点修正
28	2	1			第1章 防災力の向上【 <u>危機管理本部</u> 、 <u>総務企画局</u> 、教育委員会、経済労働局、建設総政局、上下水道局、環境局、区、消防局】	第1章 防災力の向上【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、 <u>行政改革マネジメント推進室</u> 、教育委員会、経済労働局、建設総政局、上下水道局、環境局、区、消防局】	組織改正に伴う修正
28	2	1	1		第1節 基本理念【 <u>危機管理本部</u> 】	第1節 基本理念【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

## 令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
29	2	1	2		<p>第2節 防災知識の普及と意識の高揚【<u>危機管理本部</u>、<u>総務企画局</u>、まちづくり局宅地企画指導課、建設総政局河川課、上下水道局、教育委員会、消防局、区】</p> <p>「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。</p> <p><u>取組にあたっては、平時と有事(災害時)の区別をなくし、「普段使っているものが災害時にも活用できる」、「本来持つ機能が災害時に別の用途・機能で活用できる」という考え方(フェーズフリー)に留意するものとする。</u></p> <p>1 自助及び共助の<u>推進</u>【<u>危機管理本部</u>、<u>まちづくり局</u>、<u>建設総政局</u>、上下水道局、消防局、区】 (略) (表中) 方法 5 <u>川崎市防災ポータルサイト等</u>での啓発 (略) 10 <u>防災まちづくりの支援</u></p> <p>内容 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内の安全対策、<u>(削除)</u>最低3日間、推奨1週間<u>(削除)</u>分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法、マイタイムラインの作成、<u>自宅での浸水対策等</u></p> <p>2 公助の<u>推進</u>【<u>危機管理本部</u>、<u>総務企画局</u>】 <u>市は</u>、市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。 <u>また、各局区の所管する業務を踏まえ、専門性を有する職員の育成を行う。</u></p>	<p>第2節 防災知識の普及と意識の高揚【<u>総務企画局危機管理室</u>、<u>行政改革マネジメント推進室</u>、まちづくり局宅地企画指導課、建設総政局河川課、上下水道局、教育委員会、消防局、区】</p> <p>「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 自助及び共助の<u>促進</u>【<u>総務企画局危機管理室</u>、<u>まちづくり局宅地企画指導課</u>、<u>建設総政局河川課</u>、上下水道局、消防局、区】 (略) (表中) 方法 5 <u>川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)</u>での啓発 (略) <u>(新設)</u></p> <p>内容 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内の安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法、マイタイムラインの作成 <u>(新設)</u> 等)</p> <p>2 公助の<u>推進</u>【<u>総務企画局危機管理室</u>、<u>行政改革マネジメント推進室</u>】 <u>(新設)</u>市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。<u>(新設)</u></p>	震災対策編との整合による修正等
31	2	1	3		<p>第3節 自主防災組織等の育成・強化【<u>危機管理本部</u>、区、上下水道局、建設総政局、環境局、消防局】 (略)</p> <p>2 自主防災組織の活動支援 <u>(7) 自主防災組織への助言等</u> <u>市は、自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言等を行う。</u></p>	<p>第3節 自主防災組織等の育成・強化【<u>総務企画局危機管理室</u>、区、上下水道局、建設総政局、環境局、消防局】 (略)</p> <p>2 自主防災組織の活動支援 <u>(新設)</u></p>	震災対策編との整合による修正
32	2	1	3		<p>4 自主防災組織以外の団体への活動支援 市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。</p> <p>(資料編) 川崎市自主防災組織育成指導要綱 (資料編) 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱 (資料編) 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱 (資料編) 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱 (資料編) 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱 <u>(資料編) 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領</u> (資料編) 川崎市防災資器材貸出要綱 (資料編) 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領 (資料編) 災害用トイレの町内会等への貸付け要領 (資料編) 災害用トイレの町内会等への貸付け要領</p>	<p>4 自主防災組織以外の団体への活動支援 市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。</p> <p>(資料編) 川崎市自主防災組織育成指導要綱 (資料編) 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱 (資料編) 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱 (資料編) 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱 (資料編) 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱 <u>(新設)</u> (資料編) 川崎市防災資器材貸出要綱 (資料編) 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領 (資料編) 災害用トイレの町内会等への貸付け要領</p>	震災対策編との整合による修正
32	2	1	4		第4節 防災ネットワークづくりの推進【 <u>危機管理本部</u> 、区】	第4節 防災ネットワークづくりの推進【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区】	組織改正に伴う修正

## 令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
33	2	1	5		<p>1 消防団員に対する防災教育 配置した<u>救助資器材</u>等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。</p> <p>2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。</p> <p>3 <u>救助資器材</u>等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、<u>救助資器材</u>等の配置を図る。</p>	<p>1 消防団員に対する防災教育 配置した<u>救助資器材</u>等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。</p> <p>2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。</p> <p>3 <u>救助資器材</u>等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、<u>救助資器材</u>等の配置を図る。</p>	時点修正
33	2	1	6		<p><b>第6節 企業防災の促進【危機管理本部、経済労働局】</b></p> <p>1 企業の防災対策 事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画 (Business Continuity Plan : B C P) の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。</p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p><u>また、不特定多数の市民を集客する施設を保有・管理する事業者等は、災害時における施設の利用者等の安全確保や被害拡大を防ぐため、必要な対策を講じるよう努める。</u></p> <p>なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、<u>(削除)</u>最低3日間、推奨1週間<u>(削除)</u>分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。</p> <p>さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>第6節 企業の役割【総務企画局危機管理室、経済労働局】</b></p> <p>1 企業の防災対策 事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画 (Business Continuity Plan : B C P) の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。</p> <p>さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。</p> <p><u>このような企業の防災体制の構築を図るため、市内企業・事業所で構成された団体の代表者関係局長等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行う。</u></p> <p><u>また、市内企業・事業所における防災の取組を促進するため、企業・事業所独自の防災対策（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持）のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を作成し、地域防災力の向上を図る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	組織改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正
34	2	1	6		<u>4 行政による企業防災の推進</u> 市は、市内企業・事業所における防災の取組を推進するため、企業・事業所に必要な防災対策（施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画（B C P）の策定等）について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。	<u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正
34	2	1	6		<u>(削除)</u>	<u>(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)</u>	時点修正
34	2	1	7		<b>第7節 応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進</b> 近年の災害の頻発化、激甚化等により、救助等の実施に当たっては、国や他の地方自治体、関係団体等の支援等が不可欠であり、市では、医療救援・福祉、物資の調達、輸送、帰宅困難者支援等を目的としたさまざまな災害時協定を締結している。	<u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正
					各局は、災害発生時に迅速かつ円滑な支援が受けられるよう所管する協定の連絡体制や資機材、実施体制の把握に努めるなど実効性の確保に向けた取組を推進するものとする。		

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
34	2	1	8		第8節 その他防災力の活用【危機管理本部、消防局】	第7節 その他防災力の活用【総務企画局危機管理室、消防局】	組織改正に伴う修正
34	2	1	8		1 川崎市防災インストラクター制度【危機管理本部】	1 川崎市防災インストラクター制度【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
35	2	1	9		第9節 大規模な建築物における防災力向上【危機管理本部、まちづくり局、区】	第8節 大規模な建築物における防災力向上【総務企画局危機管理室、まちづくり局、区】	組織改正に伴う修正
35	2	1	10		第10節 地区防災計画の提案等【危機管理本部、各局室区】 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、 <u>地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる</u> 。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。	第9節 地区防災計画の提案等【総務企画局危機管理室、各局室区】 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、 <u>(新設) 市防災会議へ提案できる</u> 。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。	震災対策編との整合による修正等
35	2	1	11		第11節 災害対応の拠点となる庁舎等や <u>公共施設</u> の耐災害性の向上【まちづくり局、危機管理本部、関係局区】	第10節 災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上【総務企画局公共施設総合調整室、危機管理室、関係局区】	組織改正に伴う修正等
35	2	1	11		災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。  <u>1 庁舎等の耐災害性の向上</u> <u>洪水や内水氾濫により、受電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失した場合、災害時の応急対応等に影響が出来ること想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等について、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。</u>	災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。  <u>洪水や内水氾濫により、受電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失した場合、災害時の応急対応等に影響が出来ること想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等については、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。</u>	時点修正
36	2	1	11		<u>2 公共施設の水害対策</u> <u>市が管理する公共施設については、ハザードマップ等を確認の上、水害による被害のリスクや影響を考慮し、施設の状況に応じた水害対策を図るものとする。</u>	(新設)	近年の気候変動に伴う風水害対応に係る修正
37	2	2			第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設総政局河川課、区道路公園センター、危機管理本部、関係局区】	第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設総政局河川課、区道路公園センター、 <u>(新設)</u> 】	時点修正
37	2	2	2		第2節 河川の整備【関東地方整備局、神奈川県、建設総政局河川課】 市内河川の多くは、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中豪雨により浸水被害が発生しやすく、また、河川への流入量の増大など都市河川特有の性質も持っている。 そこで、一級河川平瀬川水系（平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川）については、時間雨量50mm/hに対応できる整備を進めている。二ヶ領本川と五反田川については、河道上空を主要地方道が占有し、河道拡幅による改修が不可能な箇所があるため、 <u>(削除)</u> 水系の抜本的治水対策として、 <u>五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備し、令和6年3月に本格運用を開始した。</u> <u>また、準用河川においても、50mm/h対応整備を進めている。</u>	第2節 河川の整備【関東地方整備局、神奈川県、建設総政局河川課】 市内河川の多くは、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中豪雨により浸水被害が発生しやすく、また、河川への流入量の増大など都市河川特有の性質も持っている。 そこで、一級河川平瀬川水系（平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川）については、時間雨量50 mm/hに対応できる整備を進めている。二ヶ領本川と五反田川については、河道上空を主要地方道が占有し、河道拡幅による改修が不可能な箇所があり、 <u>時間雨量 35 mm/h</u> 対応となっているため、水系の抜本的治水対策として、 <u>五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路の整備を進めている。</u> <u>また、準用河川改修（二ヶ領本川、五反田川）は 35 mm/h 対応整備を行っており、それ以外の準用河川は50mm/h対応整備を行っている。</u>	時点修正
38	2	2	2	表や図の修正あり（別添）	(表・図5)	(表・図)	時点修正
38	2	2	4		第4節 取水堰及び <u>水門</u> 等の維持管理及び操作【関東地方整備局、神奈川県、建設総政局河川課、区道路公園センター】	第4節 取水堰及び <u>水門</u> の維持管理及び操作【関東地方整備局、神奈川県、建設総政局河川課、区道路公園センター】	時点修正
38	2	2	4	表や図の修正あり（別添）	(表・図6)	(表・図)	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
39	2	2	7		<p><b>第7節 避難行動の啓発【危機管理本部、関係局区】</b>            台風や洪水等の風水害は、ある程度台風の進路や規模等から予測が可能であることから、第4部第2章「避難対策」に基づく避難行動について、様々な機会を通じて周知を図ることとする。            なお、近年では、短時間で局地的な集中豪雨が発生するなど、気候変動に伴う事前の予測が困難な事象も増加していることを踏まえ、避難行動の周知にあたっては、ハザードマップにより、自身の住まいの地域等の浸水の危険性などをあらかじめ確認するなど、発災時の状況に応じた適切な避難行動につながるよう啓発に努めていく。 </p>	(新設)	近年の気候変動に伴う風水害対応に係る修正
41	2	3	1		<p><b>第1節 下水道（雨水管きょ等）の整備【上下水道局】</b>            下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全とともに、浸水防除という役割を持つ重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、下水道の人口普及率は<b>令和6年度末で99.6%</b>に達している。一方、浸水の防除については、雨水管きょの整備や既存の水路・側溝などで対応しており、整備水準は5年に1回程度の降雨（時間雨量52mm）に対応している。<b>令和6年度末</b>の雨水管きょが整備された面積を示す雨水整備率は<b>57.3%</b>となっている。</p>	第1節 下水道（雨水管きょ等）の整備【上下水道局】 下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全とともに、浸水防除という役割を持つ重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、下水道の人口普及率は <b>平成29年度末で99.5%</b> に達している。一方、浸水の防除については、雨水管きょの整備や既存の水路・側溝などで対応しており、整備水準は5年に1回程度の降雨（時間雨量52mm）に対応している。 <b>令和2年度末</b> の雨水管きょが整備された面積を示す雨水整備率は <b>57.1%</b> となっている。	時点修正
41	2	3	2		<p><b>第2節 ポンプ場の機能向上【上下水道局】</b>            下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地域では強制排水のためのポンプ場を配置している。現在稼動しているポンプ場は19箇所であるが、施設の老朽化に伴いポンプ場の機能が損なわれることのないよう適切な維持管理を行うとともに、人口や雨量の変動を踏まえた機能向上にむけ計画的な再整備・再構築を<b>進める</b>。</p>	第2節 ポンプ場の機能向上【上下水道局】 下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地域では強制排水のためのポンプ場を配置している。現在稼動しているポンプ場は19箇所であるが、施設の老朽化に伴いポンプ場の機能が損なわれることのないよう適切な維持管理を行うとともに、人口や雨量の変動を踏まえた機能向上にむけ計画的な再整備・再構築を <b>すすめる</b> 。	時点修正
41	2	3	3		<p><b>第3節 貯留施設の整備【上下水道局】</b>            市内に4箇所の雨水滯水池（滯水池容量合計89,280m<sup>3</sup>）及び10箇所の雨水貯留管等（総延長<b>9,879m</b>、貯留量<b>293,100m<sup>3</sup></b>）を整備している。雨水滯水池は、初期雨水を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させることを主目的とした施設であり、一部施設は、浸水被害を軽減するための貯留施設としても運用する。一方、雨水貯留管は浸水被害を軽減するために、下水を一時的に貯留することを主目的とした施設であり、一部施設は、雨水滯水池と同様に初期雨水を一時的に貯留することで汚濁負荷量の減少を図る施設としても運用する。</p>	第3節 貯留施設の整備【上下水道局】 市内に4箇所の雨水滯水池（滯水池容量合計89,280m <sup>3</sup> ）及び9箇所の雨水貯留管等（総延長 <b>7,829m</b> 、貯留量 <b>257,470m<sup>3</sup></b> ）を整備している。雨水滯水池は、初期雨水を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させることを主目的とした施設であり、一部施設は、浸水被害を軽減するための貯留施設としても運用する。一方、雨水貯留管は浸水被害を軽減するために、下水を一時的に貯留することを主目的とした施設であり、一部施設は、雨水滯水池と同様に初期雨水を一時的に貯留することで汚濁負荷量の減少を図る施設としても運用する。	時点修正
42	2	3	3	表や図の修正あり（別添）	(表・図7)	(表・図)	時点修正
43	2	4			<p><b>第4章 港湾・高潮の対策</b>  <b>【危機管理本部、建設総政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</b></p>	第4章 港湾・高潮の対策 <b>【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</b>	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
43	2	4	1		<p>第1節 波浪・高潮対策の施設整備・管理【建設総政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</p> <p>台風や発達した低気圧等による波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。</p> <p><u>海岸保全施設である防潮堤や防潮扉については、神奈川県の「海岸保全基本計画」に基づき、気候変動の影響を踏まえた防護水準への対応及び老朽化対策など、施設の改修等を行う。</u></p> <p>1 防潮堤 <u>防潮堤については、かさ上げによる防護水準への対応や、老朽化による機能不全を防ぐための計画的な維持管理など、施設の改修等を行う。</u></p> <p>2 防潮扉 (以下省略)</p> <p>3 河港水門 <u>令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、ゲートのかさ上げ等の改修工事を実施しております、堤防としての機能について、適正に維持管理していく。</u></p> <p>4 検潮器の機能維持 <u>検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。</u></p> <p>(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)</p>	<p>第1節 波浪・高潮対策の施設整備・管理【建設総政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</p> <p>台風や発達した低気圧等時の波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 防潮堤 <u>海岸保全施設であることから、「海岸保全基本計画」に基づき、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改良・補修を行う。</u></p> <p>2 防潮扉 (以下省略)</p> <p>3 河港水門 <u>月1回水門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し、所要の措置を講じることと併せて、老朽化による機能不全を防ぐため、適正な維持管理を行う。</u></p> <p>4 検潮器の機能維持 <u>検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。</u></p> <p>(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)</p>	県高潮浸水想定区域等見直しに伴う修正等
44	2	4	2		<p>第2節 高潮浸水想定区域の指定【神奈川県・危機管理本部・建設総政局・港湾局・区】</p> <p>県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間をお表す。</p> <p>市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。</p> <p>1 最大規模の高潮の発生が想定される台風</p> <p>(1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級</p> <p>(2) 移動速度 (20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h)</p> <p><u>※伊勢湾台風級 (73km/h) の他に東京湾周辺で被害が発生した20, 30, 40, 50, 53, 60km/hの移動速度の台風を想定</u></p> <p>(3) 半径 (20, 30, 40, 75km)</p> <p><u>※伊勢湾台風級 (75km) の他に東京湾周辺で被害が発生した20, 30, 40kmの半径の台風を想定</u></p> <p>2 想定される水深・浸水継続時間等</p> <p>(1) 最大高潮水位 T.P. <u>±3.90m</u> (川崎区)</p> <p>(2) 最大浸水面積 <u>川崎区33.5k m<sup>2</sup>、幸区6.6k m<sup>2</sup>、中原区3.3k m<sup>2</sup></u></p> <p>(3) 最大浸水深 <u>約4.5m (中原区)</u></p> <p>(4) 最大浸水継続時間 <u>1週間以上 (川崎区)</u></p>	<p>第2節 高潮浸水想定区域の指定【神奈川県・総務企画局危機管理室・建設総政局・港湾局・区】</p> <p>県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間をお表す。</p> <p>市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。</p> <p>1 最大規模の高潮の発生が想定される台風</p> <p>(1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級</p> <p>(2) 移動速度 (新設 73 km/h) ※伊勢湾台風級 (新設)</p> <p>(3) 半径 (新設 75 km) ※伊勢湾台風級 (新設)</p> <p>2 想定される水深・浸水継続時間等</p> <p>(1) 最大高潮水位 T.P. <u>±3.29m</u> (川崎区)</p> <p>(2) 最大浸水面積 <u>川崎区37 k m<sup>2</sup>、幸区7.4 k m<sup>2</sup>、中原区1 k m<sup>2</sup></u></p> <p>(3) 最大浸水深 <u>約5m (幸区)</u></p> <p>(4) 最大浸水継続時間 <u>36時間 (川崎区)</u></p>	県高潮浸水想定区域等見直しに伴う修正等
44	2	4	3		第3節 企業及び防災組織等との連携【港湾局】	第3節 企業及び防災組織等との連携【港湾局整備計画課、川崎港管理センター】	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
45	2	5	1		<p>第5章 土砂災害・宅地災害対策【神奈川県、まちづくり局指導部、<b>危機管理本部</b>、区、建設総政局、区道路公園センター】 (略)</p> <p>この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は建築基準法令、また、宅地造成等工事規制区域においては<b>宅地造成及び特定盛土等規制</b>法令及び建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に關し、規制・指導を行う。</p> <p>第1節 土砂災害防止対策【県、まちづくり局指導部、<b>危機管理本部</b>、区】</p> <p>1 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊） (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、<u>市ホームページ</u>、<u>川崎市防災ポータルサイト</u>・<u>防災アプリ</u>、<u>メールニュースかわさき「防災気象情報」</u>、緊急速報メール、<u>(削除)</u> テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM <u>(削除)</u>、防災行政無線、<u>SNS</u>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。</p> <p>イ <u>市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線等による情報伝達を行う。</u></p> <p>ウ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。</p>	<p>第5章 土砂災害・宅地災害対策【神奈川県、まちづくり局指導部、<b>総務企画局危機管理室</b>、区、建設総政局、区道路公園センター】 (略)</p> <p>この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令及び宅地造成(<b>新設</b>)工事規制区域においては<b>宅地造成等規制</b>法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に關し、規制・指導を行うものとする。</p> <p>第1節 土砂災害防止対策【県、まちづくり局指導部、<b>総務企画局危機管理室</b>、区】</p> <p>1 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊） (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、<u>防災気象情報メール</u>、緊急速報メール、<u>市ホームページ</u>、<u>防災ポータルサイト</u>、<u>かわさき防災アプリ</u>、<u>テレビ神奈川データ放送</u>、<u>ケーブルテレビ</u>、<u>コミュニティFM (かわさき FM)</u>、<u>防災行政無線</u>、<u>Twitter</u>、<u>防災アプリ</u>等を活用する。 (<b>新設</b>)</p> <p>イ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。</p>	宅地造成及び特定盛土等規制法改正による修正 震災対策編との整合による修正等
45	2	5	1		<p>2 土砂災害特別警戒区域の指定</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域への対策</p> <p>イ <u>市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行う。</u></p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 市は、<u>市ホームページ</u>、<u>川崎市防災ポータルサイト</u>・<u>防災アプリ</u>、<u>メールニュースかわさき「防災気象情報」</u>、緊急速報メール、<u>(削除)</u> テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、<u>コミュニティFM (削除)</u>、防災行政無線、<u>SNS</u>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、情報の伝達を行う。</p>	<p>2 土砂災害特別警戒区域の指定</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域への対策</p> <p>イ <u>(新設) 居室を有する建築物は建築基準法に基づく建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行うなどの規制がなされる。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 市は、<u>防災気象情報メール</u>、緊急速報メール、<u>市ホームページ</u>、<u>防災ポータルサイト</u>、<u>かわさき防災アプリ</u>、<u>テレビ神奈川データ放送</u>、<u>ケーブルテレビ</u>、<u>コミュニティFM (かわさき FM)</u>、<u>防災行政無線</u>、<u>Twitter</u>等により、情報の伝達を行う。</p>	時点修正等
46	2	5	2		<p>第2節 宅地災害の予防対策【県、まちづくり局指導部】</p> <p>1 宅地造成等工事に対する規制と指導</p> <p>市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）に基づく、宅地造成等工事規制区域（<u>川崎市全域</u>）内で行われる宅地造成等工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があると認めるときは、同法による<u>土地</u>保全の努力義務の規定に基づき、<u>土地</u>所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令を行い、災害の防止を図っている。</p>	<p>第2節 宅地災害の予防対策【まちづくり局指導部】</p> <p>1 宅地造成(<b>新規</b>)工事に対する規制と指導</p> <p>市は、市域における<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）に基づく、宅地造成(<b>新規</b>)工事規制区域（<u>多摩丘陵一帯約 5,790ha</u>）内で行われる宅地造成(<b>新規</b>)工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があるときは、同法による<u>土地</u>保全の努力義務の規定に基づき、<u>土地</u>所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令等を行い、災害の防止を図っている。</p>	宅地造成及び特定盛土等規制法改正による修正
47	2	5	2		<p>5 拥壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度</p> <p>【宅地防災工事】</p> <p>崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、<b>宅地造成及び特定盛土等規制</b>法又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事</p>	<p>5 拥壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度</p> <p>【宅地防災工事】</p> <p>崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、<b>宅地造成等規制</b>法又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事</p>	宅地造成及び特定盛土等規制法改正による修正
47	2	5	3		第3節 道路崖の適切な維持管理【建設総政局施設維持課、区道路公園センター】	第3節 道路崖の適切な維持管理【建設総政局 <u>道路施設課</u> 、区道路公園センター】	組織改正に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
47	2	5	4		<p>第4節 空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設総政局、区、消防局】  適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、<u>地域住民からの相談や空家情報に対しては、区役所や空家対策関係部署の窓口等で対応する。</u>  その後、<u>空家の課題及び相談者の主訴に応じて、まちづくり局等、関係部署で連携して対応し、情報共有を行うものとする。</u>また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、<u>関係局</u>が連携し適切な対応を行うものとする。</p>	<p>第4節 空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設総政局、区、消防局】  適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、<u>(新設)</u>関係局が情報共有を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局が連携し適切な対応を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、<u>関係局</u>が連携し適切な対応を行うものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
51	2	6			第6章 火山災害対策 【危機管理本部、環境局、建設総政局、健康福祉局、上下水道局、関係局】	第6章 火山災害対策 【総務企画局危機管理室、環境局、建設総政局、健康福祉局、上下水道局、関係局】	組織改正に伴う修正
51	2	6	1		第1節 火山灰による被害【危機管理本部】	第1節 火山灰による被害【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
51	2	6	2		第2節 情報収集等【危機管理本部】 ※噴火警報等の種類については、第3部第6章第3節 <u>7</u> 「噴火警報・予報」による	第2節 情報収集等【総務企画局危機管理室】 ※噴火警報等の種類については、第3部第6章第3節 <u>5</u> 「噴火警報・予報」による	組織改正に伴う修正 時点修正
52	2	6	3		第3節 降灰対策等の推進【危機管理本部、建設総政局、環境局、健康福祉局、上下水道局、関係局】	第3節 降灰対策等の推進【総務企画局危機管理室、建設総政局、環境局、健康福祉局、上下水道局、関係局】	組織改正に伴う修正
52	2	6	3		<p>1 火山灰の除灰の方法や資器材の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場所等について検討していく。</p> <p>2 降灰による道路の通行不能や、停電などが発生した場合も想定した対策の検討に努める。</p> <p>3 市民や事業者等に対し、火山災害（降灰対策）について正しい理解が進むよう、関連情報の提供や降灰等から身を守るための手段等について普及啓発に努める。</p> <p><u>4 降灰時に想定される主な屋外業務に従事する職員等の健康被害防止のために、その業務の対応フェーズ、従事時間、従事人数に応じた防護装備の備蓄に努める。</u></p>	<p>1 火山灰の除灰の方法や資器材の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場所等について検討していく。</p> <p>2 降灰による道路の通行不能や、停電などが発生した場合も想定した対策の検討に努める。</p> <p>3 市民や事業者等に対し、火山災害（降灰対策）について正しい理解が進むよう、関連情報の提供や降灰等から身を守るための手段等について普及啓発に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う修正
52	2	6	4		第4節 他自治体との連携【危機管理本部、建設総政局、環境局、関係局】	第4節 他自治体との連携【総務企画局危機管理室、建設総政局、環境局、関係局】	組織改正に伴う修正
52	2	6	5		<p>第5節 市民等の平時からの備え【危機管理本部】  <u>1 市民は、日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策においては噴火や降灰の影響の長期化等の可能性もあることから、家庭において推奨1週間分以上（富士山の宝永噴火では2週間噴火が継続した。）の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等のほか、マスクや目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄に努める。</u>  <u>2 企業は、事業所での対策として、資器材や食料、飲料水等の備蓄に加え、従業員や顧客の安全確保に努めるとともに、地域社会の一員として、地域住民・市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、降灰の除去作業等を相互に連携して円滑に実施できるように努める。</u></p>	<u>(新設)</u>	富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う修正
53	2	7			第7章 地下街等及び大規模工場等の対策【危機管理本部、建設総政局河川課、上下水道局】	第7章 地下街等及び大規模工場等の対策【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課、上下水道局】	組織改正に伴う修正
53	2	7			<p>地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して格段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の洪水・内水（雨水出水）<u>・高潮</u>時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止が図られるよう対策を講じる必要がある。</p> <p>また、<u>(削除)</u>浸水により、社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場等についても、従業員や施設を保全するため、速やかに浸水防止活動を行う必要がある。</p> <p>市は、水防法第15条に基づく地下街等及び大規模工場等を次のとおり定め、洪水・内水（雨水出水）<u>・高潮</u>時の浸水想定区域内の地下街及び大規模工場等に対し、防災対策を実施する。</p>	<p>地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して格段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の洪水・内水（雨水出水）<u>(新設)</u>時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止が図られるよう対策を講じる必要がある。</p> <p>また、<u>洪水による</u>浸水により、社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場等についても、従業員や施設を保全するため、速やかに浸水防止活動を行う必要がある。</p> <p>市は、水防法第15条に基づく地下街等及び大規模工場等を次のとおり定め、洪水・内水（雨水出水）<u>(新設)</u>時の浸水想定区域内の地下街及び大規模工場等に対し、防災対策を実施する。</p>	時点修正
53	2	7	1		第1節 地下街等の範囲【危機管理本部、建設総政局河川課、上下水道局】	第1節 地下街等の範囲【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課、上下水道局】	組織改正に伴う修正
54	2	7	1		(資料編 洪水・内水（雨水出水） <u>・高潮</u> 時の浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地)	(資料編 洪水・内水（雨水出水） <u>(新設)</u> 時の浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地)	時点修正
54	2	7	2		第2節 大規模工場等の範囲【危機管理本部、建設総政局河川課】	第2節 大規模工場等の範囲【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課】	組織改正に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
55	2	7	3		第3節 避難体制及び浸水防止の整備【 <b>危機管理本部</b> 、建設総政局河川課、上下水道局】	第3節 避難体制及び浸水防止の整備【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、建設総政局河川課、上下水道局】	組織改正に伴う修正
56	2	8			第8章 災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、こども未来局、 <b>危機管理本部</b> 、総務企画局、建設総政局、まちづくり局、消防局、区】  災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、 <u>その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。</u> このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。	第8章 災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、こども未来局、 <u>(新設)</u> 、総務企画局、建設総政局、まちづくり局、消防局、区】  災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、 <u>(新規)</u> その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。	震災対策編との整合による修正等
56	2	8	1	<u>(削除)</u>	第1節 高齢者及び障害者の現況【健康福祉局】 <u>本市における高齢者及び障害者の現況は、次のとおりである。</u> <u>最も多いのは、高齢者であり、今後、着実に進展していく高齢化に備え、防災上の配慮を必要とする。</u>  <u>種 別 人 数 (人)</u> <u>高齢者 (65歳以上) ※1 311,515</u> <u>要介護等認定者※1 59,094</u> <u>身体障害者※2 37,780</u> <u>知的障害者※2 11,420</u> <u>精神障害者※2 14,105</u> <u>川崎市的人口※1 1,538,262</u> <u>※1 令和2年10月1日現在</u> <u>※2 令和3年3月31日現在</u>	震災対策編との整合による修正	
56	2	8	1		第1節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、 <b>危機管理本部</b> 、区、消防局】  災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、 <u>啓発・訓練を実施するなど</u> 、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。  なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、 <u>市と</u> 各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、 <u>次の取組を推進するものとする。</u>	第2節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、 <b>総務企画局危機管理室</b> 、区、消防局】  災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、 <u>(新設)</u> 要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。  なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、 <u>(新規)</u> 各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、 <u>災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。</u> <u>また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。</u>	組織改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正
56	2	8	1	1 自助・共助の推進【 <b>危機管理本部</b> 、区】  ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、 <u>自らの安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。</u>  また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努める <u>ものとし、市はこれらとの取組を支援する。</u>	1 自助・共助の推進【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、区】  ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、 <u>(新設)</u> 安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。  また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努める <u>(新設)</u> 。	組織改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正	

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
56	2	8	1		<p>2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、危機管理本部、区】 地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、<u>在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって避難支援制度登録者名簿を作成し、この名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。</u> 支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 登録番号 (2) 氏名カナ (3) 氏名漢字 (4) 年齢 (5) 性別 (6) 住所 (7) 連絡先 (8) 世帯状況 (9) 身体状況 (10) 介護保険要支援・要介護認定区分 (11) 身体障害(障害等級・障害区分) (12) 知的障害(障害程度) (13) 精神障害(障害等級)</p> <p>また、災害時には、(削除)支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行ふものとする。</p> <p>(資料編 川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)</p>	<p>2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、総務企画局危機管理室】 地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、<u>避難支援制度登録者の名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。</u> 支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p> <p>また、災害時には、<u>避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。</u></p> <p>(資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱)</p>	組織改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正
57	2	8	1		<p>3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】 健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、上記2に掲げる情報を<u>福祉制度の序内システムを活用して把握するとともに</u>、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。また、災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】 健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者について、<u>次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し</u>、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p>	震災対策編との整合による修正
57	2	8	1		<p>4 公助による支援体制の整備</p> <p>(1) 公助による避難支援【健康福祉局危機管理担当、高齢者在宅サービス課、区、消防局】 災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で<u>災害時要援護者に関する情報を共有し</u>、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。</p> <p>また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。</p>	<p>4 公助による支援体制の整備</p> <p>(1) 公助による避難支援【健康福祉局危機管理担当、高齢者在宅サービス課、区、消防局】 災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で、<u>(新規)情報共有し</u>、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。</p> <p>また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
57	2	8	1	(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】	(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉】	時点修正	
57	2	8	1	<p>(4) 医療的ケア児者への災害時の電源確保事業【健康福祉局】 市は、大規模災害による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を使用している<u>医療的ケア児者</u>に対し、協定締結事業者の協力を得て本市が用意する<u>プラグインハイブリッド車から、医療機器の外部バッテリーへの充電を行うことにより、災害時における医療的ケア児者への支援体制の拡充を図るものとする</u>。</p> <p>(5) 在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業【健康福祉局障害計画課】 市は、人工呼吸器を在宅で連続6時間以上使用する者に対して、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等を給付することにより、災害時における要配慮者の支援体制の拡充を図るものとする。</p>	(新設)	震災対策編との整合による修正等	

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	
58	2	8	1		<p>5 災害時における情報伝達体制の整備【危機管理本部、区】 市は、<u>要配慮者(特に災害時要援護者)や支援者</u>に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、<u>メールニュースかわさき「防災気象情報」</u>、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(<u>削除</u>)、防災行政無線、<u>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)</u>等を活用する。</p>	<p>5 災害時における情報伝達体制の整備【総務企画局危機管理室、区】 市は、<u>災害時要援護者や避難支援者</u>に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、<u>電子メール</u>、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(<u>かわさき FM</u>)、防災行政無線、<u>Twitter</u>等を活用する。</p>	組織改正に伴う修正 時点修正	
58	2	8	1		<p><u>6 要配慮者に配慮した備蓄等の実施</u> 市は、<u>食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。</u> (具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他)</p> <p><u>7 防災訓練への参加</u> 市は、<u>自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。</u></p> <p><u>8 家庭や地域での防災対策の推進</u> 日頃から、<u>町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。</u></p>	(新設)		震災対策編との整合による修正等
58	2	8	2		<p><u>第2節 個別避難計画【健康福祉局】</u> 市は、<u>福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成するとともに、<u>序内システムを活用して市と区で計画内容の共有を図り</u>、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。</u></p>	<p>第3節 個別避難計画【健康福祉局】 市は、<u>福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成し、(新規)災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。</u></p>	震災対策編との整合による修正	
58	2	8	3		<p><u>第3節 災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、建設総政局河川課、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】</u> 災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設(以下「災害時要配慮者利用施設」という。)等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、<u>水防法第15条第2項2号に基づき、<u>洪水・高潮時の</u>浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設に対し、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、本章では「土砂災害防止法」という。)第8条第2項に基づき土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。</u></p>	<p>第4節 災害時要配慮者利用施設等の対策【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】 災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設(以下「災害時要配慮者利用施設」という。)等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、<u>水防法第15条第2項2号に基づき、<u>洪水時の</u>浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設に対し、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、本章では「土砂災害防止法」という。)第8条第2項に基づき土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。</u></p>	組織改正に伴う修正等	
59	2	8	3		<p>1 災害時要配慮者利用施設等の範囲 (1) 災害時要配慮者利用施設 ア 社会福祉施設 高齢者施設 老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 児童施設 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設(川崎認定保育園、地域保育園、<u>(削除)企業主導型保育事業</u>)、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、<u>母子・父子福祉センター</u>、母子生活支援施設、一時保護所、<u>児童館</u></p>	<p>1 災害時要配慮者利用施設等の範囲 (1) 灾害時要配慮者利用施設 ア 社会福祉施設 「高齢者施設」 老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、<u>介護療養型医療施設</u>、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 児童施設 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設(川崎認定保育園、地域保育園、<u>おなかも保育室</u>、企業主導型保育事業)、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、<u>母子・父子福祉センターサン・ライヴ</u>、母子生活支援施設、一時保護所、<u>こども文化センター</u>、<u>子ども夢パーク</u></p>	時点修正 震災対策編との整合による修正	
59	2	8	3	(資料編 <u>洪水・高潮時の</u> 浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧表)	(資料編 <u>洪水時の</u> 浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧表)	時点修正		

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
59	2	8	3		<p>2 洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達</p> <p>市は、<u>洪水・高潮時</u>の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）、及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、<u>コミュニティFM</u>、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p>	<p>2 洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達</p> <p>市は、<u>洪水時</u>の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）、及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、<u>（新設）同報系防災行政無線等</u>で伝達する体制を整備する。</p>	時点修正
59	2	8	3		<p>3 防災計画の策定</p> <p>災害時要配慮者利用施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。</p> <p>特に、<u>洪水・高潮時</u>の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。</p>	<p>3 防災計画の策定</p> <p>災害時要配慮者利用施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。</p> <p>特に、<u>洪水時</u>の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。</p>	時点修正
59	2	8	3		<p>5 自衛水防組織の設置</p> <p><u>洪水・高潮時</u>の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。</p>	<p>5 自衛水防組織の設置</p> <p><u>洪水時</u>の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。</p>	時点修正
60	2	8	4		<p><u>第4節 外国人等に関する対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、市民文化局多文化共生推進課、区】</u></p> <p>国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発</p> <p>外国人（<u>旅行者等の短期の訪日外国人を含む</u>）<u>（新規）</u>向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成（<u>削除</u>）<u>（新規）</u>、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記<sup>（新規）</sup>、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。</p> <p>2 迅速な支援体制の確保</p> <p>(1) 外国人に対する避難方法の周知</p> <p>災害発生時に外国人等がスムーズに避難所等に避難できるよう、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識（行動）等の普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>(2) 外国語ボランティアの確保</p> <p>公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な外国人等への情報提供や避難所、<u>コミュニティFM（かわさきFM）</u>等に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、<u>（新規）</u>ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。</p>	<p><u>第5節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、市民文化局多文化共生推進課、区】</u></p> <p>国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発</p> <p>外国人（<u>（新規）</u>）<u>（新規）</u>向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成<sup>（新規）</sup>、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記<sup>（新規）</sup>、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。</p> <p>2 迅速な支援体制の確保</p> <p>(1) 外国人に対する避難方法の周知</p> <p>災害発生時に外国人等がスムーズに避難所等に避難できるよう、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識（行動）等の普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>(2) 外国語ボランティアの確保</p> <p>公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な外国人等への情報提供や避難所、<u>コミュニティFM（かわさきFM）</u>等に外国語ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、<u>（新規）</u>ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。</p>	震災対策編との整合による修正等

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
60	2	8	5		<p><b>第5節 避難所等の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進課、関係局区】</b></p> <p>要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの利用を促進する。</p> <p>1 避難所における要配慮者受け入れ体制の整備【関係局区】</p> <p>指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあっては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。</p> <p>また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</p> <p><u>さらに、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。</u></p> <p>2 要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局危機管理担当、<u>こども未来局危機管理担当、危機管理本部</u>】</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテルなどの活用について検討を進める。</p> <p>また、一般的の避難所では生活することが困難な障害者等の災害時要援護者等のため、社会福祉法人等との協定に基づき、平時からの物資の調達や訓練の実施等を通じ、二次避難所の確保を進めるとともに、災害時要援護者等の状況に応じて、介護保険施設、障害者支援施設等におけるショートステイ等の活用を推進する。</p> <p><u>さらに、災害対策基本法及び同法施行規則に基づく指定福避難所の指定については、個別避難計画の優先作成対象者の作成支援を通じて、状況の把握に努めるとともに、関係団体等と連携し、課題の整理、検証などを行いながら、指定福避難所の指定に向けた検討を進める。</u></p> <p>(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱) (資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)</p>	<p><b>第6節 避難施設の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進課、関係局区】</b></p> <p>要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの利用を促進する。</p> <p>1 避難施設における要配慮者受け入れ体制の整備【関係局区】</p> <p>指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあっては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。</p> <p>また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>2 要配慮者用避難施設等の整備【健康福祉局危機管理担当】</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境の下で避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテルなどの活用について検討を進める。</p> <p>また、一般的の避難所では生活することが困難な障害者等の災害時要援護者等のため、社会福祉法人等との協定に基づき、平時からの物資の調達や訓練の実施等を通じ、二次避難所の確保を進めるとともに、災害時要援護者等の状況に応じて、介護保険施設、障害者支援施設等におけるショートステイ等の活用を推進する。</p> <p><u>また、災害対策基本法及び同法施行規則に基づく指定福避難所の指定について、市直営の3箇所の地域リハビリテーションセンターにおいて、先行して取組を進める。また、関係団体等と連携し、指定福避難所と一般の避難所の役割の整理や地域等への周知のほか、避難先の調整等の課題の整理、検証などをを行うことにより、指定福避難所の指定及び円滑な開設、運営に向けた取組を推進する。</u></p> <p>(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱) (資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)</p>	震災対策編との整合による修正等
62	2	9	1		<p><b>第9章 情報システムの整備【危機管理本部】</b></p> <p>被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作・運用に習熟する。</p> <p><b>第1節 総合防災情報システム</b></p> <p>総合防災情報システムは、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うためのシステムであり、災害発生時又は災害発生のおそれがある時に、市民、本市及び各防災関係機関の情報共有の中核となる。また、総合防災情報システムの構成については、情報を蓄積するデータベース及びメインシステムはクラウドサーバー上に構成されている。各防災関係機関への情報提供や、市民向けメール配信システム、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリなど、情報発信を行う各システムとは、インターネットを通じwebアプリケーション上で情報連携を行っている。</p> <p>現システムは、災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、令和3年度から運用し、次の3点の取組を実現するための機能が備わっている。</p>	<p><b>(新設)</b></p>	震災対策編との整合による修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
62	2	9	1		<p><u>1 初動対応力を高める取組</u>  <u>災害情報カメラによる映像情報や各局区による被害報告を地図画面に示し、全庁で同時に被害状況を共有できるほか、各種ハザードマップ等の地図情報と組み合わせて情報を分析することができ、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。</u></p> <p><u>2 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組</u>  <u>被害情報(職員報告や市民通報、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報)を含む、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災ポータルサイト等を通じて情報提供する。なお、総合防災情報システムによって実災害の被害報告や訓練の活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。</u></p> <p><u>3 災害情報を確実に伝える取組</u>  <u>本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急連絡メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。</u></p>	(新設)	震災対策編との整合による修正
63	2	9	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図8)	(表・図)	震災対策編との整合による修正
64	2	10	1		<p><b>第10章 防災情報発信の基本的な考え方【危機管理本部】</b></p> <p><b>第1節 趣旨・背景</b>  <u>災害発生時において、本市には避難指示等の避難情報を市民に伝える責務があり、様々な手段を活用して情報伝達を行っている。</u>  <u>大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせて伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページのほか、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、コミュニティFM、防災行政無線、各種SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。</u>  <u>一方で、伝達手段の整備だけでは災害時に防災情報を有効に活用することは難しいため、行政からの情報発信のみに依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとることが求められている。</u></p>	(新設)	震災対策編との整合による修正
64	2	10	2		<p><b>第2節 効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針</b>  <u>災害時における情報伝達は、命を守るための「きっかけ」や「気づき」を与えるもので、その情報に基づいて個人個人が判断し、適切に行動することが必要となるが、その一方で、各伝達手段には、伝達範囲や情報量、耐災害性など一長一短の特徴があるため、特徴を踏まえた手段の組合せや役割に応じた情報発信を行うことが重要となる。</u>  <u>緊急時や発災直後においては、防災行政無線や緊急連絡メールなど、速報性があり、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報を自動的・強制的に伝える手段(PUSH型)が有効となるが、時間が経過すると、地域ごとの生活情勢等が必要となってくるため、市ホームページや川崎市防災ポータルサイトへの掲載など、各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段(PULL型)が有効となる。</u>  <u>上記の状況を踏まえるとともに、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の持続可能な防災情報の発信に向けて、基本的な考え方を整理し、令和6年3月に「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定した。</u></p>	(新設)	震災対策編との整合による修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	
64	2	10	3		<p><b>第3節 基本的な考え方</b>            基本方針で示している基本的な考え方方は次のとおりであり、これに基づいて、関連する取組を進めていく。            1 防災行政無線や緊急連絡メールなど、PUSH型の伝達手段を活用し、気づきを与える（併せてPULL型の伝達手段へ誘導する。）            2 市ホームページや川崎市防災ポータルサイトなど、PULL型の伝達手段を活用し、適切に詳細情報を伝える。            3 PUSH型・PULL型の伝達手段を補完するとともに円滑に防災情報に繋げられるよう、かわさき防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化を図る。            4 市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のため啓発強化や情報提供に取り組む。</p>	(新設)		震災対策編との整合による修正
65	2	10	4		<p><b>第4節 防災ラジオの運用</b>            基本方針に基づき、シンプルでわかりやすい情報伝達手段であるコミュニティFM（かわさきFM）を活用した防災ラジオの運用を推進する。</p>	(新設)		時点修正
66	2	11			第1.1章 地域防災拠点及び避難施設の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、各局室】	第9章 地域防災拠点及び避難施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	1		第1節 地域防災拠点【危機管理本部、環境局、区、健康福祉局】	第1節 地域防災拠点【総務企画局危機管理室、環境局、区、健康福祉局】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	1		1 ヘリサインの整備【危機管理本部】	1 ヘリサインの整備【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	1		2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策部】 災害時の被災状況等に応じて、避難所巡回型救護所を設置する等、応急医療活動ができる体制を、（削除）川崎市医師会、川崎市病院協会などの市内医療関係団体等との連携のもとに整えておく。	2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策室】 災害時の被災状況等に応じて、市立中学校を優先的に医療救護所の候補地となるよう市内医療関係団体等との連携のもとに整えておく。	震災対策編との整合による修正等	
66	2	11	2		第2節 避難施設【危機管理本部、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】	第2節 避難施設【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	2		1 指定緊急避難場所【危機管理本部】	1 指定緊急避難場所【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	2		2 指定避難所【危機管理本部】	2 指定避難所【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	2		3 避難所補完施設【危機管理本部、区、各施設所管局】	3 避難所補完施設【総務企画局危機管理、区、各施設所管局】	組織改正に伴う修正	
66	2	11	2		4 住民への周知 (略) 危機管理本部及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報誌、ホームページや避難所標識などにより住民に指定避難所等について周知徹底を図るものとする。	4 住民への周知 (略) 危機管理室及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報誌、ホームページや避難所標識などにより住民に指定避難所等について周知徹底を図るものとする。	組織改正に伴う修正	
67	2	11	2		5 避難所の対象区域【危機管理本部、区】 危機管理本部及び区は、原則として小学校の通学区域を基本に周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で避難所を指定する。	5 避難所の対象区域【総務企画局危機管理室、区】 危機管理室及び区は、原則として小学校の通学区域を基本に周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で避難所を指定する。	組織改正等に伴う修正	
67	2	11	2		7 情報受伝達手段の整備【危機管理本部】 (1) 移動系防災行政無線の整備 公衆網が途絶した場合に備え、指定避難所と区の情報受伝達手段として、（削除）移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。 (2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備 指定避難所に避難してきた避難者等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。災害時には、被害状況、避難指示等に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。	4 情報受伝達手段の整備【総務企画局危機管理室】 (1) 移動系防災行政無線の整備 公衆網が途絶した場合に備え、指定避難所と区の情報受伝達手段として、デジタル移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。 (2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備 指定避難所に避難してきた避難者等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。災害時には、被害状況、避難に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。	震災対策編との整合による修正	
67	2	11	2		(4) 総合防災情報システムの整備 緊急避難場所又は避難所と市及び区における、開設状況や混雑状況等の避難所情報の収集、集約、分析及び共有に加え、住民への避難所情報の発信手段として、総合防災情報システムを整備する。	(4) 総合防災情報システムの整備 緊急避難場所又は避難所と市及び区における、避難所情報の収集、集約、分析及び共有に加え、住民への避難所情報の発信手段として、総合防災情報システムを整備する。	震災対策編との整合による修正	

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
67	2	11	2		9 物資の備蓄【危機管理本部、環境局、区】 10 施設の整備【危機管理本部、教育委員会、区】 11 避難施設の運営【危機管理本部、教育委員会、区】 (資料編 <u>(削除)</u> 避難所補完施設一覧表)	9 物資の備蓄【総務企画局危機管理室、環境局、区】 10 施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】 11 避難施設の運営【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】 (資料編 <u>風水害時避難所補完施設一覧表</u> )	組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 時点修正
68	2	11	3		<u>第3節 在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】</u> <u>自家が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（避難生活のための備蓄（食料や水等の循環型備蓄、携帯トイレ等）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進める。</u>	<u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正等
68	2	11	5		<u>第5節 災害時のトイレ対策</u> <u>1 趣旨・背景</u> <u>過去の大規模地震では、水洗トイレが使用できず、衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすなど、トイレ環境の確保が大きな課題となった。このため、災害発生当初から誰もが安心して使用することができる安全で衛生的なトイレ環境の構築を目指し、本市でこれまで進めてきた学校施設や上下水道等の耐震化の取組を活かすとともに、住宅環境、地域コミュニティの変化、在宅避難や帰宅抑制など避難行動の多様化を踏まえ、自助、共助、公助の各主体が連携し、トイレ環境の確保に取り組んでいく。</u> <u>2 基本的な考え方</u> <u>(1) 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換</u> <u>過去の災害での状況や本市の強みを踏まえ、持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを全ての指定避難所と一部の区役所に整備するとともに、状況に応じて携帯トイレを併用するなど、複合的な対策を構築することで、災害時においても避難者が安心・安全に使用することができる、衛生的なトイレ環境を確保する。</u> <u>(2) 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ</u> <u>市民一人ひとりが災害に対する関心と理解を深め、災害への備えの強化につながるよう、多様な主体と連携した取組を実施する。</u> <u>(3) 共助・公助の各主体が連携した災害用トイレの地域展開</u> <u>避難所での避難生活を前提としたこれまでのトイレ対策から、在宅での避難など避難行動の多様化を見据えて、共助・公助の各主体の連携・協力により地域で面的な広がりのあるトイレ対策を実施する。</u>	<u>(新設)</u>	能登半島の課題を踏まえた修正
69	2	12			<u>第1.2章 物資・資器材の備蓄及び協定【危機管理本部、建設総政局河川課、各局室区】</u>  <u>各局室区は、災害応急活動に必要な食料、飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。</u> <u>また、企業等との協定の締結による流通在庫備蓄の活用や、こうした物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を円滑に届けられるよう、物資の受援体制の構築に努める。</u>  <u>なお、市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、平成22年と平成25年の川崎市地震被害想定調査報告書を基に改定した「川崎市備蓄計画」において定めるものとする。</u>	<u>第1.0章 物資・資器材の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、建設総政局河川課、各局室区】</u>  <u>各局室区は、災害応急活動に必要な食料、飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。</u> <u>また、平成時から卸・小売業者等と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等の内容の検証や必要な見直しを行うとともに、新たに全国展開している企業等と協定を締結することで、流通在庫備蓄を活用した災害時の物資供給体制の整備に努める。</u> <u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正
69	2	12	2		第2節 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄【危機管理本部】	第2節 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
69	2	12	3		第3節 資器材の備蓄【危機管理本部】	第3節 資器材の備蓄【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
70	2	12	4		<u>第4節 備蓄物資の管理及び備蓄状況の把握【危機管理本部、区】</u> <u>1 備蓄場所</u> <u>市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置付け、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。</u> <u>2 備蓄物資の把握等</u> <u>市は、施設ごとの物資の備蓄状況（備蓄物資の品目・数量）を物資システム等を活用しながら把握する。また、年に1度、市の備蓄状況について公表する。</u>  <u>等々力公園備蓄倉庫 中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内 <u>(削除)</u>)</u>	<u>第4節 備蓄場所【総務企画局危機管理室、区】</u> <u>(新設)</u>  <u>市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置付け、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。</u> <u>(新設)</u>  <u>等々力緑地備蓄倉庫 (等々力陸上競技場内、等々力球場内)</u>	組織改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正等

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
71	2	12	6		<p>第6節 物資の供給体制の整備</p> <p>各局 <u>(削除)</u>は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、<u>全国展開している</u>関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。</p> <p><u>また</u>、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う。</p>	<p>第6節 応援協定の推進</p> <p>各局<u>では</u>災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、<u>(新設)</u>関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。</p> <p><u>なお</u>、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う<u>ものとする</u>。</p>	震災対策編との整合による修正
71	2	12	7		<p>第7節 物資の授受体制の構築</p> <p>大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「ブッシュ型支援」を行うこととしている。</p> <p>こうした支援などに対応し、支援物資の受け入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。</p> <p>さらに、キッズセンター、トイレカー、トレーラーハウスなど災害対応車両に係る国の登録制度についても、発災時の速やかな活用に向け、平時から活用場所の検討や登録車両の把握などを行う。</p>	(新設)	震災対策編との整合による修正 防災基本計画修正に伴う修正
72	2	13			第1.3章 防災訓練の実施・指導【 <u>危機管理本部</u> 、建設総政局河川課、上下水道局経営戦略・危機管理室、まちづくり局指導部、消防局、各局室】	第1.1章 防災訓練の実施・指導【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、建設総政局河川課、上下水道局経営戦略・危機管理室、まちづくり局指導部、消防局、各局室】	組織改正に伴う修正
72	2	13	1		第1節 訓練の方針及び実施時期【 <u>危機管理本部</u> 】	第1節 訓練の方針及び実施時期【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
72	2	13	2		第2節 訓練の種類【 <u>危機管理本部</u> 、まちづくり局指導部、建設総政局河川課、上下水道局経営戦略・危機管理室、消防局、区】	第2節 訓練の種類【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、まちづくり局指導部、建設総政局河川課、上下水道局経営戦略・危機管理室、消防局、区】	組織改正に伴う修正
74	2	14			第1.4章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、 <u>危機管理本部</u> 、消防局】	第1.2章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、 <u>総務企画局危機管理室</u> 、消防局】	組織改正に伴う修正
74	2	14	1		第1節 ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、 <u>危機管理本部</u> 、消防局】	第1節 ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、 <u>総務企画局危機管理室</u> 、消防局】	組織改正に伴う修正
74	2	14	1		<p>1 一般ボランティア</p> <p>専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、<u>川崎市災害ボランティアセンター</u>、区<u>(削除)</u>、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行う。</p>	<p>1 一般ボランティア</p> <p>専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、<u>(新設)</u>区<u>あるいは</u>社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行う。</p>	震災対策編との整合による修正
74	2	14	1		<p>2 専門ボランティア</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防ボランティア</p> <p>消防活動等に関する知識と経験を有するボランティア<u>で</u>、<u>消防署を通じて</u>、<u>平時の防災啓発のほか</u>、<u>災害時の消防活動の支援等</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 専門ボランティア</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防ボランティア</p> <p>消防活動等に関する知識と経験を有する<u>消防ボランティア組織</u>は、<u>平時の防災啓発のほか</u>、<u>災害時の消防活動の支援等</u>を<u>目的として</u>活動しており、市は、<u>消防ボランティア組織</u>と連携した<u>水防活動</u>や<u>災害時要援護者の避難などの支援・協力</u>に向けた体制づくりを行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(資料編 川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書)</u></p>	震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
75	2	14	2		<p>第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備【市民文化局、健康福祉局、<b>危機管理本部</b>、消防局】</p> <p>1 一般ボランティア</p> <p>災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組みを行う。</p> <p>(4) 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、<b>MCA無線の活用を図る。</b></p> <p>(5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び<b>地域センター</b>）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、<b>各区に連携拠点を持つ</b>社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。併せて、社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関する環境やマニュアル等の整備を進める。</p>	<p>第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備【市民文化局、健康福祉局、<b>総務企画局危機管理室</b>、消防局】</p> <p>1 一般ボランティア</p> <p>災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組みを行う。</p> <p>(4) 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、<b>防災行政無線設備等の整備に努める。</b></p> <p>(5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び<b>区センター</b>）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、<b>社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。</b>併せて、社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の整備を進める。</p>	震災対策編との整合による修正等
75	2	14	3		<p>第3節 被災者援護協力団体の登録制度の活用</p> <p>市は、避難所の運営支援、炊き出し、被災家庭の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が事前に登録する被災者援護協力団体登録制度について、災害活動を支援する団体へ制度を周知し、当該制度への地域の団体の登録を促進するとともに、国の管理する団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）のデータベースを活用し、登録団体と平時から顔の見える関係性を構築し、発災時の被災者支援体制の充実を図る。</p>	新規	災害対策基本法改正に伴う修正
76	2	15			第1.5章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等【 <b>危機管理本部</b> 】	第1.3章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】	組織改正に伴う修正等
77	2	16			第1.6章 業務継続計画（B C P）【 <b>危機管理本部</b> 、各局室区】	第1.4章 業務継続計画（B C P）【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、各局室区】	組織改正に伴う修正等
77	2	16	2		第2節 発動期間	第2節 発動期間	時点修正
77	2	16	3		災害対策本部会議により、発動開始期間及び解除予定日時を定める。 以後、被災の状況に応じ、本部長の判断により延長する。	災害対策本部会議により、発動（新設）期間及び解除予定日時を定める。 以後、被災の状況に応じ、本部長の判断により延長する。	時点修正
78	3	1			第3節 B C Pの発動及び解除の周知	第3節 B C Pの発動及び解除の周知	時点修正
78	3	1	1		B C Pの発動は市民生活への影響が大きいため、B C Pを発動又は解除する際には、各メディア（市HP、市政だより、 <b>（削除）</b> メールニュースかわさき、 <b>（削除）</b> 報道機関等）を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めるものとする。	B C Pの発動は市民生活への影響が大きいため、B C Pを発動又は解除する際には、各メディア（市HP、市政だより、 <b>TVK</b> 、 <b>ケーブルテレビ</b> 、メールニュースかわさき <b>『防災気象情報』</b> 、 <b>ラジオ</b> 、報道機関等）を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めるものとする。	時点修正
78	3	1	1		第1章 初動体制の確立【 <b>危機管理本部</b> 】	第1章 初動体制の確立【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】	組織改正に伴う修正
78	3	1	1		第1節 体制の概要【 <b>危機管理本部</b> 】	第1節 体制の概要【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】	組織改正に伴う修正
78	3	1	1		1 情報の収集・分析	1 情報の収集・分析	組織改正に伴う修正
78	3	1	1		<b>危機管理本部</b> は、24時間体制（休日・夜間等の勤務時間外の体制については、当直職員）で、予警報等の気象情報及び市内外の被害情報の収集と分析を行い異常現象、災害の予兆等の発見に努める。	<b>危機管理室</b> は、24時間体制（休日・夜間等の勤務時間外の体制については、当直職員）で、予警報等の気象情報及び市内外の被害情報の収集と分析を行い異常現象、災害の予兆等の発見に努める。	
78	3	1	1		2 情報の伝達・報告	2 情報の伝達・報告	組織改正に伴う修正
78	3	1	1		<b>危機管理本部</b> は、気象予警報等を <b>危機管理本部</b> 員及び各局 <b>本部</b> （室）区連絡員等に伝達し、災害発生に対する注意を喚起し、職員は、災害の予兆現象、発生を <b>危機管理本部</b> に報告するものとする。	<b>危機管理室</b> は、気象予警報等を <b>危機管理室</b> 員及び各局（室）区連絡員等に伝達し、災害発生に対する注意を喚起し、職員は、災害の予兆現象、発生を <b>危機管理室</b> に報告するものとする。	
79	3	1	1		（参考） 注意報・警報等一覧 特別警報 大雨（浸水害）～、緊急 <b>地震</b> 速報（震度6弱以上 <b>又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合</b> ） その他 土砂災害警戒情報、 <b>指定河川洪水予報</b> 、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報	（参考） 注意報・警報等一覧 特別警報 大雨（浸水害）～、緊急 <b>震度</b> 速報（震度6弱以上 <b>（新設）</b> ） その他 土砂災害警戒情報、 <b>（新設）</b> 記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報	時点修正
79	3	1	3		第3節 川崎市灾害警戒体制【 <b>危機管理本部</b> 】	第3節 川崎市灾害警戒体制【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】	組織改正に伴う修正
79	3	1	3		台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部を設置するに至らない場合は、 <b>危機管理本部</b> の通常体制を強化した災害警戒体制を確立する。また、各局室区は、必要に応じて警戒体制を確立する。	台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部を設置するに至らない場合は、 <b>危機管理室</b> の通常体制を強化した災害警戒体制を確立する。また、各局室区は、必要に応じて警戒体制を確立する。	
79	3	1	3		1 体制及び業務	1 体制及び業務	組織改正に伴う修正
79	3	1	3		<b>危機管理本部</b> は、次の主な業務に従事するものとする。	<b>総務企画局危機管理室</b> は、次の主な業務に従事するものとする。	

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
80	3	1	3		(1) 勤務時間内の対応 <b>危機管理本部</b> は、気象予警報等の情報収集を行い、市民、市及び防災関係機関等に対し、情報伝達・広報等の業務を行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長等に報告し、災害の発生を防止・警戒するための対策の方針等の指示を受け、必要な対応措置をとるものとする。	(1) 勤務時間内の対応 <b>総務企画局危機管理室</b> は、気象予警報等の情報収集を行い、市民、市及び防災関係機関等に対し、情報伝達・広報等の業務を行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長等に報告し、災害の発生を防止・警戒するための対策の方針等の指示を受け、必要な対応措置をとるものとする。	組織改正に伴う修正
80	3	1	3		(2) 休日・夜間等の対応 <b>危機管理本部</b> 当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、 <b>危機管理監</b> に報告する。	(2) 休日・夜間等の対応 <b>総務企画局危機管理室</b> 当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、 <b>総務企画局危機管理監</b> に報告する。	組織改正に伴う修正
81	3	2			第2章 川崎市災害警戒本部【 <b>危機管理本部、区</b> 】 市長は、台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るため、「川崎市災害警戒本部設置要綱」に基づき市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、市警戒本部長は、区本部を設置するものとする。	第2章 川崎市災害警戒本部【 <b>総務企画局危機管理室、区</b> 】 市長は、台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るため、「川崎市災害警戒本部設置要綱」に基づき市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、市警戒本部長は、区本部を設置するものとする。	組織改正に伴う修正
81	3	2	1		第1節 市警戒本部【 <b>危機管理本部</b> 】 市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。 1 設置場所等 危機管理担当副市長を市警戒本部長、 <b>危機管理監</b> を市警戒副本部長とし、 <b>本庁舎6階</b> に市警戒本部を設置する。	第1節 市警戒本部【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】 市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。 1 設置場所等 危機管理担当副市長を市警戒本部長、 <b>総務企画局危機管理監</b> を市警戒副本部長とし、 <b>第3庁舎7階</b> に市警戒本部を設置する。	組織改正に伴う修正等
81	3	2	1		2 構成 ただし、市警戒本部長は、気象状況や被害の状況に応じて、構成局を追加をすることができる。市警戒本部には事務局を置き、 <b>危機管理本部</b> がその任にあたる。	2 構成 ただし、市警戒本部長は、気象状況や被害の状況に応じて、構成局を追加をすることができる。市警戒本部には事務局を置き、 <b>総務企画局危機管理室</b> がその任にあたる。	組織改正に伴う修正
82	3	2	2	表や図の修正あり(別添)	(表・図9)	(表・図)	組織改正に伴う修正
83	3	3			第3章 川崎市災害対策本部【 <b>危機管理本部、各局室区</b> 】 市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法 <b>第23条の2</b> の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区本部を設置する。	第3章 川崎市災害対策本部【 <b>総務企画局危機管理室、各局室区</b> 】 市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法 <b>第23条</b> の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区本部を設置する。	組織改正に伴う修正等
83	3	3	1		第1節 市本部の設置及び廃止【 <b>危機管理本部</b> 】 1 設置の伝達 (2) <b>市庁舎・区庁舎等の入口に災害対策本部を設置した旨の掲示を行う。</b> (3) 各報道機関へ公表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。	第1節 市本部の設置及び廃止【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】 1 設置の伝達 <b>(新設)</b> (2) 各報道機関へ公表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。	組織改正に伴う修正等
83	3	3	1		2 廃止の基準 市本部長は、次にあたる場合、市本部を廃止する。 (1) 市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。 (2) 市の地域において、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。  3 廃止の伝達 <b>市本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。</b> (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。 (2) <b>市庁舎・区庁舎等の入口の掲示物を撤去する。</b> (3) 各報道機関へ発表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。	2 廃止の基準 市本部長は、次にあたる場合、市本部を廃止する。 (1) 市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。 (2) 市の地域において、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。 <b>市本部長は、市本部を廃止した場合、直ちに、県知事、防災関係機関に伝達する」とともに、その事實を各報道機関に公表する。</b>  <b>(新設)</b>	震災対策編との整合による修正
83	3	3	2		第2節 市本部の組織及び運営【 <b>危機管理本部</b> 】	第2節 市本部の組織及び運営【 <b>総務企画局危機管理室</b> 】	組織改正に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
83	3	3	2		<p>2 市本部の運営及び活動体制</p> <p>1 組織</p> <p>(1) 市本部長・市副本部長及び参与 (略)</p> <p>エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、<u>川崎市長の職務代理順序に関する規則</u>(平成15年規則第17号)に定めるところによる。</p> <p>オ 参与は<b>本部員の中から危機管理監</b>、病院事業管理者及び教育長をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。</p>	<p>2 市本部の運営及び活動体制</p> <p>1 組織</p> <p>(1) 市本部長・市副本部長及び参与 (略)</p> <p>エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、<u>川崎市長職務代理順序に関する規則</u>(平成15年規則第17号)に定めるところによる。</p> <p>オ 参与は<u>新設</u>病院事業管理者及び教育長をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。</p>	震災対策編との整合による修正
84	3	3	2		<p>2 市本部の運営及び活動体制</p> <p>(1) 市本部</p> <p>ア 市本部長は、市本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため<b>本庁舎6階</b>に市本部を設置する。</p>	<p>2 市本部の運営及び活動体制</p> <p>(1) 市本部</p> <p>ア 市本部長は、市本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため<b>第3庁舎7階</b>に市本部を設置する。</p>	時点修正
84	3	3	2		(ア) 事務局長は <b>危機管理監</b> をもって充て、事務局次長は <b>危機管理本部危機管理部長及び危機管理本部危機対策部長</b> をもって充てる。	(ア) 事務局長は <b>総務企画局危機管理監</b> をもって充て、事務局次長は <b>総務企画局危機管理室長</b> をもって充てる。	組織改正に伴う修正
85	3	3	2		ウ 市本部事務局の設置場所は、 <b>本庁舎6階災害対策本部事務局室</b> とする。	ウ 市本部事務局の設置場所は、 <b>第3庁舎7階災害対策本部事務局室</b> とする。	時点修正
86	3	3	3	表や図の修正あり(別添)	(表・図10)	(表・図)	組織改正に伴う修正
87	3	4			第4章 災害対策要員の動員・配備【 <b>危機管理本部</b> 、各局室区】	第4章 災害対策要員の動員・配備【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、各局室区】	組織改正に伴う修正
87	3	4	1		第1節 市職員の動員体制【 <b>危機管理本部</b> 、各局室区】	第1節 市職員の動員体制【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、各局室区】	組織改正に伴う修正
87	3	4	1		ア <b>危機管理本部</b> は、 <b>危機管理本部員</b> を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、関係局区は、それぞれ警戒体制を確立する。また、 <b>危機管理本部</b> は、市長等に逐一報告・具申し、災害応急対策活動の実施に備え必要となる人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める1号動員または2号動員の動員体制をとるよう指示を伝達する。	ア <b>総務企画局危機管理室</b> は、 <b>危機管理室員</b> を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、関係局区は、それぞれ警戒体制を確立する。また、 <b>危機管理室</b> は、市長等に逐一報告・具申し、災害応急対策活動の実施に備え必要となる人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める1号動員または2号動員の動員体制をとるよう指示を伝達する。	組織改正に伴う修正
88	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
89	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
90	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
91	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
92	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
93	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
93	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図11)	(表・図)	組織改正に伴う修正
95	3	4	1		5 動員計画及び職員への周知 各局、室及び区長は、職員の適正配置と円滑な動員を行うため、体制区分、動員基準の考え方及び災害対策本部規程に <b>基づく</b> 各部及び各区本部の編成に応じて、動員計画を策定するとともに、平常時から所属職員に周知徹底を図らなければならない。また、動員計画の策定にあたっては、交代要員の確保等について考慮するものとする。	5 動員計画及び職員への周知 各局、室及び区長は、職員の適正配置と円滑な動員を行うため、体制区分、動員基準の考え方及び災害対策本部規程に <b>もとづく</b> 各部及び各区本部の編成に応じて、動員計画を策定するとともに、平常時から所属職員に周知徹底を図らなければならない。また、動員計画の策定にあたっては、交代要員の確保等について考慮するものとする。	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
95	3	4	2		<p>第2節 動員の方法【<b>危機管理本部</b>】</p> <p>1 伝達の方法</p> <p>(2) 勤務時間外の場合 電話、電子メール又は各局・<b>本部</b>・室・区で事前に定めた連絡方法による。 (略)</p> <p>(4) 被害状況等の報告 参考途上知り得た被害状況等は、適時、<b>(削除)</b> 総合防災情報システム等により所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。</p>	<p>第2節 動員の方法【<b>総務企画局危機管理室</b>】</p> <p>1 伝達の方法</p> <p>(2) 勤務時間外の場合 電話、電子メール又は各局・室・区で事前に定めた連絡方法による。 (略)</p> <p>(4) 被害状況等の報告 参考途上知り得た被害状況等は、適時、<b>市</b>総合防災情報システム等により所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。</p>	組織改正に伴う修正 時点修正
97	3	5	4		<p>3 情報収集及び広報</p> <p>(2) 災害発生のおそれがあるときは、<b>水防活動用資器材</b>の点検整備を行うとともに、広報車等により当該地域を重点的に巡回し警戒広報を行う。</p>	<p>3 情報収集及び広報</p> <p>(2) 災害発生のおそれがあるときは、<b>水防活動用資器材</b>の点検整備を行うとともに、広報車等により当該地域を重点的に巡回し警戒広報を行う。</p>	時点修正
99	3	6			第6章 災害情報の収集と伝達【 <b>危機管理本部</b> 、 <b>建設総政局</b> 、区、横浜地方気象台、関東地方整備局、県】	第6章 災害情報の収集と伝達【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、 <b>建設総政局河川課</b> 、区、横浜地方気象台、関東地方整備局、県】	組織改正に伴う修正
99	3	6	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図1 2)	(表・図)	組織改正に伴う修正
99	3	6	1		<p>※ 情報の収集及び伝達にあっては、電話、FAX、電子メール、防災行政無線等によるものとする。なお、市民及び避難所への伝達にあっては、インターネット、電子メール、<b>(削除)</b>、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、<b>コミュニティFM(削除)</b>、同報系防災行政無線、<b>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)</b>、Lアラート(災害情報共有システム)、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</p>	<p>※ 情報の収集及び伝達にあっては、電話、FAX、電子メール、防災行政無線等によるものとする。なお、市民及び避難所への伝達にあっては、インターネット、電子メール、<b>緊急速報メール</b>、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、<b>コミュニティFM(かわさきFM)</b>、同報系防災行政無線、<b>Twitter</b>、Lアラート(災害情報共有システム)、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。</p>	震災対策編との整合による修正等
99	3	6	2		<p>第2節 災害情報の収集・集約等【<b>危機管理本部</b>】</p> <p>災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、気象情報、被害情報及び避難情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告するものとする。<b>なお、事前の予測が困難な短時間での集中豪雨などの発生時においても、被害情報(職員報告や市民通報、<b>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)</b>等の情報を含む。)を迅速に収集、集約、共有するため、総合防災情報システムを活用し、被害の全像の把握やその後の応急対策を図るものとする。</b></p> <p><b>また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等を目的に県が行う安否不明者・死者の氏名等の公表にあたり、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行う。</b></p>	<p>第2節 災害情報の収集等【<b>総務企画局危機管理室</b>】</p> <p>災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、気象情報、被害情報及び避難情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告するものとする。 <b>(新設)</b></p>	震災対策編との整合による修正 近年の気候変動に伴う風水害対応に係る修正
100	3	6	2		<p>4 情報伝達体制</p> <p><b>危機管理監</b>は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を必要に応じて、各局・区へ提供する。</p> <p><b>5 安否不明者・死者の氏名等の公表</b></p> <p>災害発生時の、安否不明者・死者について、氏名等の最小限の個人情報を、原則、県が速やかに公表する。県の公表にあたって、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行うものとする。</p> <p><b>(削除)</b></p>	<p>4 情報伝達体制</p> <p><b>総務企画局危機管理監</b>は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を必要に応じて、各局・区へ提供する。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(資料編 同報屋外受信機設置一覧表)</b> <b>(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)</b> <b>(資料編 川崎市防災行政無線通信取扱要綱)</b> <b>(資料編 川崎市防災行政無線保全要綱)</b> <b>(資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互システムの運用に関する覚書)</b></p>	震災対策編との整合による修正 時点修正
101	3	6	3		第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達【 <b>横浜地方気象台</b> 、 <b>危機管理本部</b> 】	第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達【 <b>横浜地方気象台</b> 、 <b>総務企画局危機管理室</b> 】	組織改正に伴う修正
103	3	6	3	表や図の修正あり(別添)	(3)警報・注意報の種類及び発表基準(川崎市) <b>(表・図1 3)</b>	(3)警報・注意報の種類及び発表基準(川崎市) (表・図)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
104	3	6	3		<p>3 土砂災害に関する情報          &lt;参考&gt;          「災害切迫」(黒)：警戒レベル5相当          「危険」(紫)：警戒レベル4相当</p>	<p>3 土砂災害に関する情報          &lt;参考&gt;          「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル4相当</p>	時点修正
105	3	6	3		<p>5 気象情報          (1) 横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。          (2) 気象予報については、特別警報・警報・注意報に先立つて注意・警報を呼びかけられる場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。          (3) 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○気象情報」という表題の気象情報が、全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報として発表する。          ※ 気象情報には、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」がある。</p> <p>6 記録的短時間大雨情報          警報発表中の二次細分区域において、キクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(運用基準は、1時間雨量が100mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。</p>	<p>5 竜巻注意情報          (略)</p> <p>6 地方海上警報の種類          (略)</p>	時点修正
105	3	6	3		<p>7 竜巻注意情報          (略)</p> <p>8 地方海上警報の種類          (略)</p> <p>9 噴火警報・予報          (略)</p> <p>10 漁業無線気象情報          (略)</p>	<p>7 噴火警報・予報          (略)</p> <p>8 気象情報          横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。          また、神奈川県内で大雨警報発表中に、キクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間の大気を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合(運用基準は、1時間当たりの雨量が100mmを超えた場合)は、記録的短時間大雨情報が気象庁から発表される。          発表した情報は、気象台から注意報や警報、特別警報に準じて関係機関に伝達される。</p> <p>9 漁業無線気象情報          (略)</p>	時点修正
109	3	6	3	表や図の修正あり(別添)	気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統 (表・図1-4)	気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統 (表・図)	時点修正
110	3	6	3	表や図の修正あり(別添)	火山噴火に関する伝達系統 (表・図1-5)	火山噴火に関する伝達系統 (表・図)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
111	3	6	4		第4節 洪水予報【関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、神奈川県、 <b>危機管理本部</b> 、 <b>建設総政局</b> 】	第4節 洪水予報【関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、神奈川県、 <b>総務企画局危機管理室</b> 、 <b>建設総政局河川課</b> 】	組織改正に伴う修正
112	3	6	4	表や図の修正あり(別添)	(表・図16)	(表・図)	時点修正
112	3	6	4	表や図の修正あり(別添)	(表・図17)	(表・図)	時点修正
112	3	6	5		第5節 水防警報及び特別警戒水位【関東地方整備局京浜河川事務所、神奈川県、 <b>建設総政局</b> 】	第5節 水防警報及び特別警戒水位【関東地方整備局京浜河川事務所、神奈川県、 <b>建設総政局河川課</b> 】	組織改正に伴う修正
113	3	6	5		(有馬川) 左岸 高津区東野川1丁目16番	(有馬川) 左岸 高津区野川字中耕地3,805番4地先	県水防計画との整合による修正
115	3	6	5		(矢上川 始点) 宮前区梶ヶ谷から (矢上川 終点) <b>造川合流点まで</b> (平瀬川支川 始点) <b>多摩区長沢の市道橋から</b> (有馬川 始点) <b>高津区東野川1丁目から</b>	(矢上川 始点) 宮前区梶ヶ谷 <b>字宅地前</b> から (矢上川 終点) <b>幸区矢上字橋向まで、横浜市港北区日吉町字根掘まで</b> (平瀬川支川 始点) <b>多摩区長沢4丁目の市道橋から</b> (有馬川 始点) <b>高津区東野川2丁目から</b>	県水防計画との整合による修正
115	3	6	5	表や図の修正あり(別添)	(表・図18)	(表・図)	組織改正に伴う修正
116	3	6	5		(2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに横浜 <b>川崎治水事務所</b> 川崎治水センターに通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。	(2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに横浜 <b>(新設)</b> 川崎治水センターに通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。	組織改正に伴う修正
116	3	6	6		第6節 高潮氾濫発生情報【神奈川県、 <b>危機管理本部</b> 、港湾局庶務課】	第6節 高潮氾濫発生情報【神奈川県、 <b>総務企画局危機管理室</b> 、港湾局庶務課】	組織改正に伴う修正
117	3	6	6	表や図の修正あり(別添)	(表・図19) (水位周知実施区間及び基準水位観測所)	(表・図) (水位周知実施区間及び基準水位観測所)	県水防計画との整合による修正
117	3	6	6	表や図の修正あり(別添)	(表・図20)	(表・図)	組織改正に伴う修正
117	3	6	7		第7節 水位周知下水道における水位到達情報【上下水道局】 市は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位(水防法第13条の2第2項に規定される雨水出水特別警戒水位)に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び神奈川県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知する。	第7節 水位周知下水道における水位到達情報【上下水道局】 市は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位(水防法 <b>(新設)</b> 第13条の2第2項に規定される雨水出水特別警戒水位)に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び神奈川県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知する。	時点修正
118	3	6	7	表や図の修正あり(別添)	(表・図20)	(表・図)	組織改正に伴う修正
118	3	6	8		第8節 その他の情報【 <b>危機管理本部</b> 、建設総政局河川課、港湾局、上下水道局】	第8節 その他の情報【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、建設総政局河川課、港湾局、上下水道局】	組織改正に伴う修正
118	3	6	8	表や図の修正あり(別添)	(表・図21)	(表・図)	組織改正に伴う修正

## 令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
120	3	7			<p>第7章 災害情報の広報【<b>危機管理本部</b>、<b>総務企画局</b>シティプロモーション推進室、区、消防局、関係局】</p> <p>風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、<b>(削除)</b>テレビ神奈川データ放送、<b>ケーブルテレビ</b>、<b>コミュニティFM</b>、防災行政無線、<b>SNS</b>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災アプリ、Lアラート（災害情報共有システム）、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。</p> <p>また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。</p>	<p>第7章 災害情報の広報【<b>総務企画局危機管理室</b>、<b>(新設)</b>シティプロモーション推進室、区、消防局、関係局】</p> <p>風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、<b>緊急連絡メール</b>、テレビ神奈川データ放送、<b>(新設)</b>、防災行政無線、<b>Twitter</b>、防災アプリ、Lアラート（災害情報共有システム）、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。</p> <p>また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。</p>	組織改正に伴う修正等
120	3	7	1		第1節 広報内容【 <b>危機管理本部</b> 、 <b>総務企画局</b> シティプロモーション推進室、関係局】	第1節 広報内容【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、 <b>(新設)</b> シティプロモーション推進室、関係局】	組織改正に伴う修正等
120	3	7	2		<p>第2節 広報活動の方法【<b>危機管理本部</b>、<b>総務企画局</b>シティプロモーション推進室、消防局】</p> <p>市及び区は、市で保有する手段及び協定締結<b>放送事業者</b>又はその他応援を得て、広報活動を実施する。</p> <p>1 ラジオ・テレビによる広報          (1) 協定に基づく<b>放送事業者</b>に対する放送要請          3 電子メール、インターネット等を活用した広報          また、<b>メールニュースかわさき「防災気象情報」</b>、<b>市ホームページ</b>、<b>防災ポータルサイト</b>、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>9 防災テレホンサービス  <b>同報系防災行政無線屋外受信機</b>で放送した内容は、防災テレホンサービス及び<b>川崎市防災ポータルサイト</b>により市民に提供する。</p> <p>10 <b>SNS</b>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用          X等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。</p>	<p>第2節 広報活動の方法【<b>総務企画局危機管理室</b>、<b>(新設)</b>シティプロモーション推進室、消防局】</p> <p>市及び区は、市で保有する手段及び協定締結<b>放送機関</b>又はその他応援を得て、広報活動を実施する。</p> <p>1 ラジオ・テレビによる広報          (1) 協定に基づく<b>放送機関</b>に対する放送要請          3 電子メール、インターネット等を活用した広報          また、<b>市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき『防災気象情報』」</b>、<b>インターネットサイトによる「市ホームページ」</b>、<b>「(新規)防災ポータルサイト」</b>、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>9 防災テレホンサービス  <b>防災行政無線屋外受信機</b>で放送した内容は、防災テレホンサービス及び<b>(新規)防災ポータルサイト</b>により市民に提供する。</p> <p>10 <b>ソーシャル・ネットワーキング・サービス</b>の活用          Twitter、LINE等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。</p>	組織改正に伴う修正等
121	3	7	3		第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【 <b>危機管理本部</b> 、 <b>総務企画局</b> シティプロモーション推進室】	第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【 <b>総務企画局危機管理室</b> 、 <b>(新設)</b> シティプロモーション推進室】	組織改正に伴う修正
122	3	7	4		<p>1 実施体制</p> <p>(1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて、被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。</p> <p>(2) 臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管する。</p> <p>(3) 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、<b>コミュニティFM（削除）</b>、<b>SNS</b>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報紙等によりその旨を広報する。</p>	<p>1 実施体制</p> <p>(1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて、被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。</p> <p>(2) 臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管する。</p> <p>(3) 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、<b>コミュニティFM（かわさきFM）</b>、<b>Twitter</b>、広報紙等によりその旨を広報する。</p>	時点修正
123	4	1	1		<p>第1章 警備・交通対策【<b>危機管理本部</b>、建設総政局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】</p> <p>第1節 車両の移動【<b>危機管理本部</b>、建設総政局、港湾局、区】</p> <p>道路管理者及び港湾管理者は、<b>自らが管理する道路において</b>災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に對し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p>第1章 警備・交通対策【<b>総務企画局</b>、建設総政局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】</p> <p>第1節 車両の移動【<b>総務企画局</b>、建設総政局、港湾局、区】</p> <p>道路管理者及び港湾管理者は、<b>(新設)</b>災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に對し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者<b>(新設)</b>は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	震災対策編との整合による修正等
123	4	1	1		2 指定区間の周知 <p>道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、<b>コミュニティFM</b>、<b>SNS</b>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、その他の広報手段により周知する。</p>	2 指定区間の周知 <p>道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、<b>コミュニティFM</b>、<b>Twitter</b>、その他の広報手段により周知する。</p>	震災対策編との整合による修正等
123	4	1	1		3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動 <p>車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。</p>	3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動 <p>車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者<b>(新設)</b>自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。</p>	震災対策編との整合による修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
124	4	1	2		2 災害応急対策の実施 警察は、 <u>市及び防災関係機関等</u> と連携して、次の対策を実施する。	2 災害応急対策の実施 警察は、 <u>市災害対策本部等関係機関</u> と連携して、次の対策を実施する。	震災対策編との整合による修正
124	4	1	2		(1) 警報等の伝達 <u>警察は</u> 、災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情態等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。 また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。	(1) 警報等の伝達 <u>(新設)</u> 災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情態等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。 また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。	時点修正
124	4	1	2		(2) 情報の収集・連絡 <u>警察は</u> 、災害警備上必要な情報の収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。	(2) 情報の収集・連絡 <u>(新設)</u> 災害警備上必要な情報の収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。	震災対策編との整合による修正
124	4	1	2		(3) 救出救助活動 <u>警察は</u> 、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と隨時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。	(3) 救出救助活動 <u>(新設)</u> 把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と隨時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。	震災対策編との整合による修正
124	4	1	2		(5) 交通対策 <u>警察は</u> 、被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。	(5) 交通対策 <u>(新設)</u> 被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。	震災対策編との整合による修正
124	4	1	2		(6) 防犯対策 <u>警察は</u> 、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(6) 防犯対策 <u>(新設)</u> 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	震災対策編との整合による修正
124	4	1	2		(7) ボランティア等との連携 <u>警察は</u> 、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。	(7) ボランティア等との連携 <u>(新設)</u> 自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。	震災対策編との整合による修正
126	4	1	3		4 京浜港台風対策協議会 京浜港(川崎区・横浜区)における台風等に <u>よる</u> 海難事故を防止し、海事関係機関が構成メンバーとなって、横浜海上保安部に京浜港台風対策協議会が設置される。 協議会は必要に応じて、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令、解除時期、台風災害防止のための必要な措置を協議し、必要な措置を講じる。	4 京浜港台風対策協議会 京浜港(川崎区・横浜区)における台風等に <u>における</u> 海難事故を防止し、海事関係機関が構成メンバーとなって、横浜海上保安部に京浜港台風対策協議会が設置される。 協議会は必要に応じて、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令、解除時期、台風災害防止のための必要な措置を協議し、必要な措置を講じる。	字句修正
126	4	1	3	表や図の修正あり(別添)	(表・図2)	(表・図)	時点修正
128	4	1	4		(1) 県公安委員会は、県内又は県に隣接し <u>若しくは近接する</u> 都県において発生した災害について緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。	(1) 県公安委員会は、県内又は県に隣接する都県(東京都、山梨・静岡県)において発生した災害について緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。	時点修正
129	4	1	4		(6) 警察は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、車両等の移動等について、その所有者等に必要な措置命令を行い、又は自ら当該措置をとる。	(6) 警察は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、車両等の移動等について、その所有者等に必要な措置命令を行う。	震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
130	4	1	4		(1) 緊急通行車両（確認対象車両） 1 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等	(1) 緊急通行車両（確認対象車両） 1 警報の発令及び伝達並びに避難の <b>勧告、指示</b>	時点修正
131	4	1	4	表や図の修正あり(別添)	<u>(削除)</u>	<u>京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区）</u>	時点修正
131	4	2		第2章 避難対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、健康福祉局、区、消防局】	第2章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、区、消防局】	組織改正に伴う修正	
131	4	2	1		<p>第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【危機管理本部】  「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」とする。  高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の対象とする避難行動については、緊急避難場所に避難することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。</p> <p>① 緊急避難場所への避難  ② 浸水想定区域外の安全な場所への避難（親戚や友人の家等）  ③ ホテル、旅館等への避難  ④ 近隣の高い建物等への避難  ⑤ 屋内の安全な場所への避難</p> <p><b>ただし、（削除）</b> 浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、緊急避難場所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる。</p> <p>なお、緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するものとする。</p>	<p>第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【総務企画局危機管理室】  「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」とする。  高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の対象とする避難行動については、緊急避難場所に避難することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。</p> <p>① 緊急避難場所への避難  ② <b>洪水</b> 浸水想定区域外の安全な場所への避難（親戚や友人の家等）  ③ ホテル、旅館等への避難  ④ 近隣の高い建物等への避難  ⑤ 屋内の安全な場所への避難</p> <p><b>但し、</b> <b>洪水</b> 浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、緊急避難場所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる。</p> <p>なお、緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するものとする。</p>	組織改正に伴う修正 時点修正
131	4	2	2	第2節 避難情報【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、健康福祉局、消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方總監部】	第2節 避難情報【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方總監部】	組織改正に伴う修正等	
131	4	2	2		<p>市長などの避難情報の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、<b>屋内での退避等の緊急安全確保措置</b>を指示することができるものとする。</p> <p>避難情報の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることがあるほか、発令にあたってはとるべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。</p>	<p>市長などの避難情報の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、<b>屋内における避難のための安全確保措置</b>を指示することができるものとする。</p> <p>避難情報の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることがあるほか、発令にあたってはとるべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。</p>	時点修正
132	4	2	2	(2) 避難指示（警戒レベル4） <b>市長</b> は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示する。	(2) 避難指示（警戒レベル4） <b>発令者</b> は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示する。	時点修正	
132	4	2	2	(3) 緊急安全確保（警戒レベル5） <b>市長</b> は、災害が発生し、又は切迫している場合において、市民が命を守るために最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令する。	(3) 緊急安全確保（警戒レベル5） <b>発令者</b> は、災害が発生し、又は切迫している場合において、市民が命を守るために最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令する。	時点修正	
132	4	2	2	(4) 市長が避難情報を発令できない場合等の関係機関による発令 <b>市長</b> が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができない場合や市長から要求があった場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、発令者一覧に掲げる関係機関も避難情報を発令することができるものとする。	<u>(新設)</u>	時点修正	

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
133	4	2	2		<p>4 避難情報の伝達方法 避難情報を発令した場合は、<u>（削除）</u>総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。</p>	<p>4 避難情報の伝達方法 避難情報を発令した場合は、<u>市</u>総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。</p>	標記の統一
134	4	2	2		<p>(表中)  <u>4 (削除)</u>  <u>4 ラジオ・テレビ等による放送</u>  <u>5 市ホームページのトップページ及び防災（削除）ポータルサイト</u>への掲載          (略)  <u>8 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による配信</u>  <u>9 防災アプリによる配信と掲載</u>  <u>10 ララート（災害情報共有システム）への配信</u>  <u>11 テレビ神奈川データ放送の実施</u>  <u>12 コミュニティFM（削除）による放送</u>  <u>13 消防ヘリコプターによる広報</u></p>	<p>(表中)  <u>4 サイレンの吹鳴による注意喚起</u>  <u>5 ラジオ・テレビ等による放送</u>  <u>6 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイト</u>への掲載          (略)  <u>9 Twitterによる配信</u>  <u>10 防災アプリによる配信（新設）</u>  <u>11 ララート（災害情報共有システム）への配信</u>  <u>12 テレビ神奈川データ放送の実施</u>  <u>13 コミュニティFM（かわさきFM）による放送</u>  <u>14 消防ヘリコプターによる広報</u></p>	震災対策編との整合による修正
134	4	2	3		第3節 住民説明の実施【危機管理本部、消防局、区】	第3節 住民説明の実施【総務企画局危機管理室、消防局、区】	組織改正に伴う修正
134	4	2	4		第4節 避難誘導【危機管理本部、消防局、区】	第4節 避難誘導【総務企画局危機管理室、消防局、区】	組織改正に伴う修正
137	4	2	5		<p>オ 避難所運営会議 避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、必要に応じて、<u>女性の参画を推進しながら</u>地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。  <u>合わせて、避難者等に協力要請を行う場合には、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動するものとする。</u> なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに<u>男女共同参画や性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた</u>避難所運営マニュアルを作成する。マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>オ 避難所運営会議 避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、必要に応じて、<u>（新設）</u>地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。  <u>（新設）</u> なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに<u>（新設）</u>避難所運営マニュアルを作成する。マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
137	4	2	6		第6節 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【危機管理本部、健康福祉局、区、教育委員会】	第6節 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【総務企画局危機管理室、健康福祉局、区、教育委員会】	組織改正に伴う修正
137	4	2	7		第7節 警戒区域【危機管理本部、消防局、区】	第7節 警戒区域【総務企画局危機管理室、消防局、区】	組織改正に伴う修正
140	4	4			<p>第4章 医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局、区】 風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉調整ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。</p>	<p>第4章 医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局、区】 風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉<u>（新設）</u>ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
140	4	4	1		第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局保健医療政策部、病院局、区】	第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局保健医療政策室、病院局、区】	組織改正に伴う修正
140	4	4	1		<p>(1) 保健医療調整本部 第3部第1章第2節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は<u>本庁舎6階災害対策本部事務局室</u>とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。</p>	<p>(1) 保健医療調整本部 第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は、<u>災害の規模に応じて第3庁舎5階会議室もしくは執務室等</u>とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
140	4	4	1		<p>(2) 川崎市災害医療コーディネーター 川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県<u>保健医療調整本部</u>や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（IMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に關し、その専門的見地から助言等を行う。</p>	<p>(2) 川崎市災害医療コーディネーター 川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県<u>保健医療調整本部</u>や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT、IMAT、DPAT、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に關し、その専門的見地から助言等を行う。</p>	組織改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
140	4	4	1		2 区本部保健衛生・福祉班の役割 災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師をはじめとした医療職及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。区内的コーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。	2 区本部保健衛生・福祉班の役割 災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び一般事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。コーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。	震災対策編との整合による修正
141	4	4	1		(1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、 <u>区医師会医療救護隊本部を設置(各休日急患診療所等)のうえ</u> 医療救護班を編成し、 <u>市又は区の設置した医療救護所において(削除)</u> 医療救護活動を行う。	(1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、 <u>(新設)</u> 医療救護班を編成し、 <u>(新設)各休日急患診療所等を拠点として</u> 医療救護活動を行う。	震災対策編との整合による修正
141	4	4	1		(6) 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。	(6) 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>南・北</u> 支部 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>南・北</u> 支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。	震災対策編との整合による修正
142	4	4	1		(1) レベル1 <u>(削除)</u> (略) なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県 <u>保健医療福祉調整本部</u> や市外の当該機関等と調整を行う。 (2) レベル2 <u>(削除)</u> (略) (3) レベル3 <u>(削除)</u> (略) (4) レベル4 <u>(削除)</u>	(1) レベル1 <u>(救命救急センターを有する災害拠点病院)</u> (略) なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県 <u>保健医療調整本部</u> や市外の当該機関等と調整を行う。 (2) レベル2 <u>(区内災害医療強化病院)</u> (略) (3) レベル3 <u>(区内災害医療連携病院)</u> (略) (4) レベル4 <u>(区内災害時支援病院)</u>	震災対策編との整合による修正 組織改正に伴う修正
143	4	4	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図23)	(表・図)	震災対策編との整合による修正等
144	4	4	1		6 診療所の役割 診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、 <u>医師会メールシステム等により報告する</u> 。 <u>自院での診療が可能な場合には診療所での対応を行い、診療が不可能な場合には</u> 、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。	6 診療所の役割 診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、 <u>川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する</u> 。 <u>従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には</u> 、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。	震災対策編との整合による修正
144	4	4	1		7 災害時情報伝達体制の整備 市は、 <u>広域災害救急医療情報システム(EMI.S.)</u> を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、 <u>防災行政無線等</u> の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。	7 災害時情報伝達体制の整備 市は、 <u>広域災害救急医療情報システム(EMI.S.)</u> を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、 <u>無線等</u> の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。	震災対策編との整合による修正等
144	4	4	1		(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部との災害時における応急救護活動に関する協定)	(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎 <u>南・北</u> 支部との災害時における応急救護活動に関する協定)	組織改正に伴う修正
145	4	4	2		第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局 <u>保健医療政策部</u> 、区】 1 市内の医療関係団体等 ア 川崎市医師会 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況等に応じ、 <u>各区医師会が設置する区医師会医療救護隊本部(各休日急患診療所等)</u> を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、 <u>地区災害出動班</u> )を編成する。 イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。	第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局 <u>保健医療政策室</u> 、区】 1 市内の医療関係団体等 ア 川崎市医師会 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、 <u>各休日急患診療所</u> を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、 <u>収容医療救護班</u> )を編成する。 イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎 <u>南・北</u> 支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。	震災対策編との整合による修正等

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
145	4	4	2		<p>2 市外の医療関係団体等 保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県<b>保健医療福祉調整本部</b>に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p>	<p>2 市外の医療関係団体等 保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県<b>保健医療調整本部</b>に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p>	組織改正に伴う修正
147	4	4	3		第3節 被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局 <b>保健医療政策部</b> 、病院局】	第3節 被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局 <b>保健医療政策室</b> 、病院局】	組織改正に伴う修正
148	4	4	5		第5節 市外への応援要請【健康福祉局 <b>保健医療政策部</b> 、病院局】	第5節 市外への応援要請【健康福祉局 <b>保健医療政策室</b> 、病院局】	組織改正に伴う修正
148	4	4	6		<p>第6節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】 1 災害福祉調整本部 (1) 目的、役割等 災害福祉の<b>体制や対応状況を整理し</b>、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は<b>本庁舎12階執務スペース</b>を基本とし、当該スペース等が利用できない場合は、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を危機管理本部協力のもとで選定し、設置するものとする。</p>	<p>第6節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】 1 灾害福祉調整本部 (1) 目的、役割等 災害福祉の対応体制を整え、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は現行執務スペースや第3庁舎15階会議室を基本とし、当該スペース等が利用できない場合、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を選定し、設置するものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
149	4	4	6		<p>2 区本部保健衛生・福祉班の役割 <u>区本部保健衛生・福祉班は、災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら次の役割を担う</u> (1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時要援護者の安全確保に関すること。 (3) 災害時要援護者の状況調査に関すること。 (4) 災害時要援護者の情報に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。</p>	<p>2 区本部保健衛生・福祉班の役割 <u>(新規)</u> (1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。 (2) 灾害時要援護者の安全確保に関すること。 (3) 灾害時要援護者の状況調査に関すること。 (4) 灾害時要援護者の情報に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。</p>	震災対策編との整合による修正
150	4	4	6		<p>5 神奈川DWATの派遣要請 災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所<b>及び在宅などで避難生活を送る</b>要配慮者への<b>福祉ニーズに応じて</b>、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWATの派遣要請を行う。</p>	<p>5 神奈川DWATの派遣要請 災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所<b>において</b>要配慮者への<b>福祉的支援が不足するときは</b>、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWATの派遣要請を行う。</p>	<p>災害対策基本法等改正に伴う修正 震災対策編との整合による修正</p>
150	4	4	6		<u>注)「神奈川DWAT(神奈川県災害派遣福祉チーム)」とは、大規模災害時に、一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームを指す。</u>	<u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正
151	4	5			<p>第5章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、<b>危機管理本部</b>、環境局、港湾局、区】 市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。 なお、<u>「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」</u>に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</p>	<p>第5章 物資等の供給【上下水道局、<b>総務企画局</b>、経済労働局、健康福祉局、環境局、港湾局、区】 市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。 なお、<u>「川崎市受援マニュアル」</u>に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正等
151	4	5	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図2-4)	(表・図)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
152	4	5	2		<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、<u>都市農業振興センター</u>、中央卸売市場北部市場、<u>危機管理本部</u>、健康福祉局<u>(削除)</u>、港湾局、区】 (略)</p> <p>1 食料の応急供給の基準 (1) 食料の応急供給の方法 災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、<u>他都市</u>等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。 <u>なお、国が必要不可欠と見込まれる物資を被災地に緊急輸送するブッシュ型支援については、第2部第1章第7節を参照。</u> (2) 食料の応急供給の対象者 (略) ウ <u>在宅での避難者</u>で物資の確保が困難な者 (略) (3) 応急供給する食料の品目 供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、<u>簡易食料（クッキー）</u>、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。 (4) 供給数量の基準 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は100%とする。ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。） ア アルファ化米等 1人、1食当たり精米換算100g程度 イ <u>簡易食料</u> 1人当たり60g程度 ウ 乳児用粉ミルク 1人、1日当たり粉換算135g程度 (略) (6) 公平な供給 <u>在宅での避難者</u>への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。</p>	<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、<u>農業振興課</u>、中央卸売市場北部市場、<u>総務企画局</u>、健康福祉局<u>危機管理担当</u>、港湾局、区】 (略)</p> <p>1 食料の応急供給の基準 (1) 食料の応急供給の方法 災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、<u>国</u>等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。 <u>(新設)</u> (2) 食料の応急供給の対象者 (略) ウ <u>在宅避難者</u>で物資の確保が困難な者 (略) (3) 応急供給する食料の品目 供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、<u>(新設)</u>粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。 (4) 供給数量の基準 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は100%とする。ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。） ア アルファ化米等 1人、1食当たり精米換算100g程度 <u>(新設)</u> イ 乳児用粉ミルク 1人、1日当たり粉換算135g程度 (略) (6) 公平な供給 <u>在宅避難者</u>への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。</p>	震災対策編との整合による修正等
153	4	5	2	表や図の修正あり（別添）	(表・図25)	(表・図)	組織改正に伴う修正
154	4	5	2		<p>(3) 燃料等の供給 避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県L.Pガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との<u>燃料の供給協力に関する協定</u>に基づき供給を受けるものとする。 (略) (資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定) (資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定（神奈川県石油業協同組合各支部）) (資料編 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書)</p>	<p>(3) 燃料等の供給 避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県L.Pガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との<u>災害時における応急対策用燃料の供給協力に関する協定</u>に基づき供給を受けるものとする。 (略) (資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	震災対策編との整合による修正
154	4	5	3		第3節 生活必需品等の供給【 <u>危機管理本部</u> 、経済労働局消費者行政センター、区】	第3節 生活必需品等の供給【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、経済労働局消費者行政センター、区】	組織改正に伴う修正
154	4	5	3		<p>1 生活必需品等供給の基準 (1) 生活必需品等供給の対象者 ウ <u>在宅での避難者</u>で物資の確保が困難な者</p>	<p>1 生活必需品等供給の基準 (1) 生活必需品等供給の対象者 ウ <u>在宅避難者</u>で物資の確保が困難な者</p>	震災対策編との整合による修正
155	4	5	3		<p>(4) 公平な供給 <u>在宅での避難者</u>への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。</p>	<p>(4) 公平な供給 <u>在宅避難者</u>への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。</p>	震災対策編との整合による修正
155	4	5	3	表や図の修正あり（別添）	(表・図26)	(表・図)	組織改正に伴う修正
156	4	5	5		第5節 義援物資の受付【 <u>危機管理本部</u> 、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】	第5節 義援物資の受付【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
156	4	5	5		(2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。 <u>また、運搬手段は提供側で確保し、原則として、避難所まで輸送するよう依頼する。</u>	(2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。 <u>ただし、輸送手段が確保できない場合や市集積場所等に物資の滞留が発生している場合等は支援を受け付けないものとする。</u>	震災対策編との整合による修正
156	4	5	5		2 義援物資の取扱い <u>事前に連絡がなく、市役所及び区役所、地域内輸送拠点等に直接届けられた義援物資は、原則、物資保管拠点へ輸送する。</u>	2 義援物資の取扱い (1) <u>運搬手段は提供側で確保し、原則として、市集積場所等まで輸送するよう依頼する。</u> (2) <u>事前に連絡がなく、市役所及び区役所等に直接届けられた義援物資は、原則、市集積場所等へ輸送し、仕分け等を行うものとする。</u>	震災対策編との整合による修正
156	4	5	6		第6節 応援要請【危機管理本部】	第6節 応援要請【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
156	4	5	7		第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局 <u>労務厚生課</u> 、経済労働局、上下水道局】	第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局 <u>職員厚生課</u> 、経済労働局、上下水道局】	組織改正に伴う修正
158	4	6			第6章 混乱防止対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、区】	第6章 混乱防止対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区】	組織改正に伴う修正
158	4	6	1		第1節 情報パニックによる混乱防止措置【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、区】 電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るために、次の対策を実施するものとする。 1 市長は、 <u>(削除)</u> 防災行政無線、市ホームページ、 <u>川崎市防災ポータルサイト・防災アプリ</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、 <u>SNS</u> (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。	第1節 情報パニックによる混乱防止措置【総務企画局危機管理室、 <u>(新設)</u> シティプロモーション推進室、区】 電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るために、次の対策を実施するものとする。 1 市長は、 <u>市</u> 防災行政無線、市ホームページ、 <u>防災ポータルサイト</u> 、 <u>防災気象情報メール</u> 、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、 <u>Twitter</u> 、 <u>防災アプリ</u> 、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。	震災対策編との整合による修正等
158	4	6	2		第2節 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置【危機管理本部、区】	第2節 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置【総務企画局危機管理室、区】	組織改正に伴う修正
159	4	7			第7章 輸送計画【危機管理本部、経済労働局、建設総政局、港湾局、交通局、消防局、区】 大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、 <u>防災関係機関等</u> と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。 <u>なお、「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</u>	第7章 輸送計画【総務企画局危機管理室、経済労働局、建設総政局、港湾局、交通局、消防局、区】 大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、 <u>関係機関</u> と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。 <u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正等
159	4	7	1		第1節 輸送の優先順位【危機管理本部】	第1節 輸送の優先順位【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
159	4	7	2		第2節 輸送の実施【危機管理本部、港湾局、交通局、消防局、区】 人員、物資等の輸送は、次により行う。 <u>なお、市保有車両等では不足する場合や市保有車両等の確保が困難な場合は、協定等に基づく応援要請を行う。</u> 1 車両による輸送 (1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。 (2) <u>危機管理本部</u> は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、 <u>危機管理本部</u> の要請等に応じて緊急輸送を実施する。 (3) <u>区</u> は、避難所の物資の備蓄状況等を踏まえ必要に応じ、 <u>関係局</u> と連携し、各区の備蓄倉庫(集中備蓄倉庫)から各避難所等に備蓄物資を輸送する。	第2節 輸送の実施【総務企画局危機管理室、港湾局、交通局、消防局 <u>(新設)人員、物資等の輸送は、次により行う。<u>(新設)</u> 1 車両<u>(新設)</u> (1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。 (2) <u>総務企画局</u>は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、<u>総務企画局</u>の要請等に応じて緊急輸送を実施する。 <u>(新設)</u></u>	震災対策編との整合による修正等

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
159	4	7	2		<p>2 舟艇による輸送 (略)</p> <p>3 航空機による輸送 (略)</p> <p>4 緊急通行車両 (1) 確認の手続き 危機管理本部は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両（確認標章等、又は事前届出済証等の交付を受けている車両及び、緊急自動車（道路交通法第39条）を除く）の把握を行い、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける。 (2) 対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に使用される車両</p>	<p>2 舟艇（新設） (略)</p> <p>3 航空機（新設） (略)</p> <p>4 緊急通行車両 (1) 確認の手続き 総務企画局は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両（事前届出済証の交付及び確認証明書の事前交付を受けている車両及び、緊急自動車（道路交通法第39条）を除く）の把握を行い、県知事又は県公安委員会へ車両の使用の申し出、その確認並びに緊急通行車両の確認標章及び確認証明書の交付を受ける。 (2) 対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用される車両</p>	震災対策編との整合による修正等
160	4	7	2		<p>5 燃料の確保 車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、関係団体に対し、あらかじめ定められた方法により、供給を要請する。（第4部第5章第2節参照） なお、緊急通行車両及び緊急自動車（消防車・救急車等）は、自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い「中核S.S」での優先給油を行う。</p>	<p>5 燃料の確保 車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、供給業者に対し、あらかじめ定められた方法により、供給を要請する。（第4部第5章第2節参照） （新設）</p>	震災対策編との整合による修正
160	4	7	2		<p>6 応援要請 必要な車両等の確保が困難な場合は、災害対策本部は、市と輸送に関する協定を締結している防災関係機関等に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あつせんを要請する。 （削除）</p>	<p>6 応援要請 必要な車両等の確保が困難な時は、災害対策本部は、市と輸送に関する協定を締結している関係機関に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あつせんを要請する。 （資料編 災害時における物資の輸送に関する協定（日本通運株式会社横浜支店））</p>	震災対策編との整合による修正
160	4	7	3	第3節 緊急活動道路の確保【建設総政局、危機管理本部、神奈川県警察】	第3節 緊急活動道路の確保【建設総政局、総務企画局危機管理室、神奈川県警察】	組織改正に伴う修正	
161	4	7	3	1 緊急交通路 県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）、規制除外車両、緊急通行車両のみの通行に限定される緊急交通路を、隣接し若しくは近接する都県との調整や道路管理者との協議の上、災害発生時における緊急交通路指定想定路線の中から指定する。なお、規制除外車両及び緊急通行車両（緊急車両を除く）については、事前の確認手続きをする。	1 緊急交通路 県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車）と緊急通行車両の確認手續を受けた車両のみの通行に限定される緊急交通路を、各道路管理者と協議の上、災害発生時における緊急交通路指定想定路線の中から指定する。	時点修正	
161	4	7	4	第4節 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送【危機管理本部、経済労働局、関係局、区】 大規模災害時に国が実施するブッシュ型支援（第2部第11章第7節参照）は、被災都県が設置する広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点を経由し、避難所に輸送される計画となっている。本市では、こうしたブッシュ型支援などに対応するため、地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施する。	第4節 救援物資等の市集積場所・区輸送拠点【総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、建設総政局、区】 （新設）	震災対策編との整合による修正	
161	4	7	4	1 広域物資輸送拠点【神奈川県、危機管理本部、経済労働局】 国等から供給される物資を受入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点として被災都県が設置する。「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、中央卸売市場北部市場が同拠点の一つに指定されていることから、ブッシュ型支援が実施される場合、市は、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認し、神奈川県に報告する。	1 市集積場所【総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、建設総政局】 災害時において、他都市から救援物資の受入れや、調達物資等を大規模に集約するため、次の箇所を市集積場所とする。 （表・図の削除）	震災対策編との整合による修正	
162	4	7	4	2 地域内輸送拠点【危機管理本部】 広域物資輸送拠点から支援物資等を受入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置する。 被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設を行う。	2 区輸送拠点【総務企画局危機管理室、区】 災害状況等から開設が必要と認められる場合、各区内の救援物資等の受入れ、配分、避難所への輸送の拠点として、市の施設等を活用し、区輸送拠点を定める。	震災対策編との整合による修正	

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
161	4	7	4		<p><u>3 物資保管拠点【危機管理本部】</u>      小口物資、余剰物資などが庁舎や地域内輸送拠点のスペースを圧迫し、避難所への支援物資の輸送等に混乱が生じないよう滞留物資の保管を目的に市が設置する。      地域内輸送拠点と同様に、あらかじめ施設を指定せず、物資の滞留が見込まれる場合に、候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、開設を行う。_</p>	<p><u>3 市集積場所及び区輸送拠点補完施設の確保【総務企画局】</u>      災害状況により、既存の市集積場所及び区輸送拠点だけでは十分な物流拠点としての機能が果たせない場合に備え、災害時の民間事業者等の物流施設の利用が図れるよう協定の締結等を進めていく。また、広域にわたる被害で市内での市集積場所等の確保が困難な場合は、県に対し調整・あつ旋を要請し、広域物資拠点や県立施設、協定に基づく民間事業者の施設の活用を図る。</p>	震災対策編との整合による修正
161	4	7	4		<p><u>4 地域内輸送拠点等の運営及び避難所等への物資の輸送【危機管理本部、関係局区】</u>      (1) 本部長は、地域内輸送拠点等における物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。      (2) 地域内輸送拠点等に派遣された職員は、協定事業者等と連携し、災害対策本部事務局、区本部、避難所及び県と情報共有を図りながら拠点の運営を行う。      (3) 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施する。</p>	<p><u>4 区輸送拠点及び各避難所等への輸送手段【総務企画局、関係局区】</u>      (1) 市集積場所から区輸送拠点等への輸送手段      災害対策本部は、関係局区と協議のうえ、各市集積場所・備蓄倉庫等から救援物資等を事業者等の応援を得て、各区輸送拠点に輸送するものとする。被災状況等から必要と認める場合、直接、避難所へ輸送する。      また、物流の専門家との連携による物品の受入れ、在庫管理、仕分け、配分などの円滑な輸送体制構築のため、協定の締結や見直しを進める。      (2) 区輸送拠点から各避難所への輸送手段      区は各避難所へ救援物資等の輸送を行うものとし、事業者等の支援が必要な場合は、災害対策本部を通じ、協定に基づき事業者等に協力要請を行うものとする。      (3) 市集積場所、区輸送拠点等への職員の配置等【総務企画局、区】      災害対策本部は、市集積場所及び区集配拠点等における物品の受入れ、仕分け、配分などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。また、協定に基づく事業者等への協力要請や災害ボランティアセンター等を通じた災害ボランティアの派遣要請を行う。</p>	震災対策編との整合による修正
162	4	7	4		<p>(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書(北部市場・南部市場内各事業者))      (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会))      (資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ))      (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))      (資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(佐川急便株式会社神奈川支店))      (資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(福山通運株式会社横浜支店・相模原支店))      (資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(日本通運株式会社横浜支店))      (資料編 災害時支援物資の受入等及び備蓄物資等の検討に関する協定書(一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク、株式会社丸和運輸機関))</p>	<p>(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書(北部市場・南部市場内各事業者))      (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会))      (資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ))      (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))  <u>(新設)</u></p>	震災対策編との整合による修正
162	4	7	5		<u>第5節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携【危機管理本部、建設総政局、港湾局、区】</u>	<u>第6節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携【総務企画局、建設総政局、港湾局、区】</u>	時点修正
162	4	7	6		<p><u>第6節 ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等【消防局】</u>      1 ヘリコプターの運用調整      ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。      2 離着陸場及び誘導等      人命救助、被害の拡大防止、災害応急活動を行うため、消防局が指定した離着陸場を活用する。      また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。</p>	<p><u>第5節 ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等【消防局】</u>      1 ヘリコプターの運用調整      ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。      2 離着陸場及び誘導等      人命救助、被害の拡大防止、災害応急活動を行うため、消防局が指定した離着陸場を活用する。      また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。</p>	時点修正
167	4	10	2		(4) 避難所における動物の適正飼養 健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。 区本部は、 <u>(削除)</u> かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。	(4) 避難所における動物の適正飼養 健康福祉部長及び区本部長は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。 区本部は、 <u>避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については</u> 、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。	震災対策編との整合による修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
174	4	12	1		<p>第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い【<u>危機管理本部</u>、健康福祉局、建設総政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】</p> <p>災害により行方不明者又は死者が多数発生し、<u>(削除) 遺体</u>の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 遺体の取扱い【<u>危機管理本部</u>、区、県警察、健康福祉局】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 遺体安置所への職員の配置等【<u>危機管理本部</u>、関係局室区】</p>	<p>第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い【<u>(新設)</u>、健康福祉局、建設総政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】</p> <p>災害により行方不明者又は死者が多発し、<u>災害救助法第13条に基づき死体</u>の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 遺体の取扱い【<u>(新設)</u>区、県警察、健康福祉局】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 遺体安置所への職員の配置等【<u>総務企画局</u>、関係局室区】</p>	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		4 遺体の検視・調査等 警察は、 <u>医師に立会いを求めて</u> 、遺体の検視・調査等を行う。	4 遺体の検視・調査等 警察は、 <u>(新設)</u> 遺体の検視・調査等を行う。	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		5 遺体の検案 遺体の検案は、 <u>(削除)</u> 法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により <u>臨場</u> した医師が行う。	5 遺体の検案 遺体の検案は、 <u>監察医</u> 、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により <u>出動</u> した医師が行う。	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		<p>6 遺体の処理 (1) 遺体の処置等</p> <p>遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、<u>番号・氏名等記載の死体票</u>を棺に貼付する。所持金品は、<u>ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管して紛失防止に努め、鑑別資料とする。</u></p>	<p>6 遺体の処理 (1) 遺体の処置等</p> <p>遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、<u>「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札</u>を棺に添付する。所持金品は、<u>ビニール袋に詰め、番号を付し、棺の上に載せ、鑑別資料とする。</u></p>	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		(2) 身元の確認 検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、 <u>警察、歯科医師会等</u> の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の <u>身元確認</u> と身元引受人の発見に努める。	(2) 身元の確認 検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、 <u>警察等の関係機関及び、町内会・自治会等</u> の協力を得て、遺体の <u>身元の確認</u> と身元引受人の発見に努める。	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し等 区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。 <u>なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報する。</u>	(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し <u>(新設)</u> 区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。 <u>(新設)</u>	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		(4) 身元不明遺体の取扱い 区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、 <u>後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する</u> 。なお、外国人の身元不明遺体については、 <u>警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報する。</u>	(4) 身元不明遺体の取扱い 区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、 <u>遺体及び所持品の写真撮影、人相・着衣・特徴等の記録を行った上、遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する</u> 。なお、外国人の身元不明遺体については、 <u>領事館へ通報する。</u>	震災対策編との整合による修正
175	4	12	2		(6) 遺体の処理期間 災害の発生 <u>(削除)</u> から原則として10日以内に実施するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	(6) 遺体の処理時間 災害 <u>(新設)</u> 発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	震災対策編との整合による修正
176	4	12	3		第3節 火葬【健康福祉局 <u>保健医療政策課</u> 、建設総政局 <u>墓園事務所</u> 】	第3節 火葬【健康福祉局 <u>生活衛生課</u> 、建設総政局 <u>墓園事務所</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
178	4	13	1		<p>第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】</p> <p><u>(削除)</u> 校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備の管理について次により措置を図るものとする。</p> <p>1 <u>(削除)</u> 校長は、被害状況等を速やかに把握し、教育長に報告する。</p> <p>2 教育長は、被害状況等について、市長に報告する。</p> <p>3 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。</p> <p>4 被害校の児童・生徒等は、近隣の学校を一部借用して授業を行うものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。</p>	<p>第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】</p> <p><u>学</u> 校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備の管理について次により措置を図るものとする。</p> <p>1 <u>学</u> 校長は、被害状況等を速やかに把握し、教育長に報告する。</p> <p>2 教育長は、被害状況等について、市長に報告する。</p> <p>3 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。</p> <p>4 被害校の児童・生徒等は、近隣の学校を一部借用して授業を行うものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。</p>	震災対策編との整合による修正
178	4	13	2		<p>第2節 児童・生徒等の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】</p> <p>災害の発生若しくは発生の恐れがあり、授業等の実施が困難な場合、<u>(削除)</u> 校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、<u>(削除)</u> 校長の判断により、次の措置をとるものとする。</p> <p>1 児童・生徒等の措置</p> <p>(1) <u>(削除)</u> 校長は、授業等を続けることが困難と認められるときは、学校防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・生徒等を教職員の指示のもとに保護者のものとへ帰宅させることを原則とする。下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。</p> <p>(2) <u>(削除)</u> 校長は、災害の状況によっては、学校防災本部を設置し、区本部等と密接な連絡のもとに、児童・生徒等を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 教育長及び<u>(削除)</u> 校長は、学校における児童・生徒を一時保護する場合に必要となる食料や生活必要品等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>第2節 児童・生徒等の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】</p> <p>災害の発生若しくは発生の恐れがあり、授業等の実施が困難な場合、<u>学</u> 校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、<u>学</u> 校長の判断により、次の措置をとるものとする。</p> <p>1 児童・生徒等の措置</p> <p>(1) <u>学</u> 校長は、授業等を続けることが困難と認められるときは、学校防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・生徒等を教職員の指示のもとに保護者のものとへ帰宅させることを原則とする。下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。</p> <p>(2) <u>学</u> 校長は、災害の状況によっては、学校防災本部を設置し、区本部等と密接な連絡のもとに、児童・生徒等を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 教育長及び<u>学</u> 校長は、学校における児童・生徒を一時保護する場合に必要となる食料や生活必要品等の備蓄に努めるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
178	4	13	2		<p>2 臨時休業の措置</p> <p>(1) <u>(削除)</u> 校長は、災害発生若しくは発生の恐れがある場合、児童・生徒の安全確保を最優先に考え、臨時休業等の措置を講じた方がよいと判断した場合においては、速やかに適切な措置を講じる。</p>	<p>2 臨時休業の措置</p> <p>(1) <u>学</u> 校長は、災害発生若しくは発生の恐れがある場合、児童・生徒の安全確保を最優先に考え、臨時休業等の措置を講じた方がよいと判断した場合においては、速やかに適切な措置を講じる。</p>	震災対策編との整合による修正
178	4	13	2		<p>3 応急教育の実施</p> <p>(1) <u>(削除)</u> 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。</p> <p>(2) <u>(削除)</u> 校長は被災の実情、復旧期間を勘案して状況に応じた教育活動を実施する。</p>	<p>3 応急教育の実施</p> <p>(1) <u>学</u> 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。</p> <p>(2) <u>学</u> 校長は被災の実情、復旧期間を勘案して状況に応じた教育活動を実施する。</p>	震災対策編との整合による修正
179	4	13	4		<p>第4節 学校給食等の措置【教育委員会】</p> <p>1 <u>(削除)</u> 校長及び学校給食センター所長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。</p> <p>2 <u>(削除)</u> 校長及び学校給食センター所長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。</p>	<p>第4節 学校給食等の措置【教育委員会】</p> <p>1 <u>学</u> 校長及び学校給食センター所長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。</p> <p>2 <u>学</u> 校長及び学校給食センター所長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
179	4	13	7		<p>第7節 避難収容施設の運営支援【教育委員会】</p> <p><u>(削除)</u> 校長及び施設の管理者は、施設等が避難計画に基づく避難施設に指定され、かつ、地域住民等の避難があった場合において、避難者の受入体制、施設の管理、救援・救護対策の実施に關して、区本部その他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。</p>	<p>第7節 避難収容施設の運営支援【教育委員会】</p> <p><u>学</u> 校長及び施設の管理者は、施設等が避難計画に基づく避難施設に指定され、かつ、地域住民等の避難があった場合において、避難者の受入体制、施設の管理、救援・救護対策の実施に關して、区本部その他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
185	4	16	1		<p>第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】 災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>3期間 原則として、災害発生の日から<u>3か月以内</u>（<u>国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内</u>）に完了すること。 なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、<u>6か月</u>以内とすること。</p> <p><u>4 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、合成樹脂シートの張張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</p>	<p>第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】 災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</p> <p>3期間 原則として、災害発生の日から<u>1か月以内</u>に完了すること。 なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、<u>6か月</u>以内とすること。</p> <p><u>（新設）</u></p>	震災対策編との整合による修正
187	4	16	3		<p>（資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機共同組合）） （資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（日本ムービングハウス協会））</p>	<p>（資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機共同組合）） （新設）</p>	震災対策編との整合による修正
188	4	17			<p>第17章 広域応援体制 災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときにそなえ、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」及び令和5年3月に策定した「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</p>	<p>第17章 広域応援体制 災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときにそなえ、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」<u>（新設）</u>に基づき、円滑に外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正
188	4	17	1		第1節 応援の要請【危機管理本部】	第1節 応援の要請【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
188	4	17	2		第2節 項目別応援要請【危機管理本部】	第2節 項目別応援要請【総務企画局危機管理室】	組織改正に伴う修正
188	4	17	2		（資料編 第4部災害時応援協定等）	（資料編 協定等）	震災対策編との整合による修正
188	4	17	3		第3節 総合的な応援要請【危機管理本部、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方總監部】	第3節 総合的な応援要請【総務企画局危機管理室、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方總監部】	組織改正に伴う修正
189	4	17	3		(2) 派遣要請依頼 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、 <u>危機管理本部</u> が、災害派遣要請依頼書により、県知事に対し行う。	(2) 派遣要請依頼 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、 <u>総務企画局危機管理室</u> が、災害派遣要請依頼書により、県知事に対し行う。	組織改正に伴う修正
190	4	17	3		(4) 派遣部隊の受入体制の整備 エ 自衛隊との連絡窓口 <u>危機管理本部</u> を窓口とする。	(4) 派遣部隊の受入体制の整備 エ 自衛隊との連絡窓口 <u>総務企画局危機管理室</u> を窓口とする。	組織改正に伴う修正
190	4	17	3		(6)航空機等の臨時離着陸場 <u>第7章第6節に定める離着陸場を適用する。</u>	(6)航空機等の臨時離着陸場 <u>（資料編 臨時離着陸場一覧表）</u>	震災対策編との整合による修正
190	4	17	3		（資料編 災害時における相互援助協定（山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那霸市、 <u>町田市、横須賀市</u> ））	（資料編 災害時における相互援助協定（山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那霸市、 <u>（新設）</u> ））	震災対策編との整合による修正
191	4	17	4		第4節 活動拠点の配置【危機管理本部、建設緑政局河川課、区、関東地方整備局、消防局】	第4節 活動拠点の配置【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、区、関東地方整備局、消防局】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
191	4	17	4		<p>1 警察の活動拠点 警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。 (略) ※ 等々力緑地については、再編整備工事の期間中（令和7年度～令和11年度予定）は、活動拠点に位置付けられた各施設の使用に影響が生じる場合があることに留意する（以下2、3、4及び7に記載のある等々力緑地内の活動拠点についても同様とする。）。</p> <p>2 自衛隊の活動拠点等 (略) 等々力緑地運動広場 等々力緑地多目的広場</p>	<p>1 警察の活動拠点 警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。 (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 自衛隊の活動拠点等 (略) 等々力運動広場 等々力多目的広場</p>	等々力緑地再編整備に伴う修正等
192	4	17	4		<p>3 消防機関の活動拠点 緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。 なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。 (略) 等々力緑地催し者広場 等々力緑地テニスコート (略) ※ 災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見2-1-6）については、上記利用用途を妨げない範囲で使用することができるものとする。</p>	<p>3 消防機関の活動拠点 緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。 なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。 (略) 等々力催し者広場 等々力テニスコート ※ 災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見2-1-6）については、上記利用用途を妨げない範囲で使用することができるものとする。</p>	震災対策編との整合による修正 時点修正
193	4	17	4		8 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区古市場の多摩川河川敷一帯に設置する。	8 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区古市場の多摩川河川敷一帯に設置する。	時点修正
194	4	17	6		<p>第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、多文化共生推進課、健康福祉局地域包括ケア推進室、危機管理本部、消防局】</p> <p>市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（<u>支援センター及び地域センター</u>）等を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。</p>	<p>第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、多文化共生推進課、健康福祉局地域包括ケア推進室、<u>総務企画局危機管理室</u>、消防局】</p> <p>市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（<u>川崎市災害ボランティア支援センター（支援センター）及び区災害ボランティアセンター（区センター）</u>）を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。</p>	震災対策編との整合による修正等
194	4	17	6		(2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、 <u>地域センター</u> を必要な区に設置する。	(2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置を必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、 <u>区センター</u> を必要な区に設置する。	震災対策編との整合による修正
194	4	17	6		<u>地域センター</u> 設置候補施設一覧	<u>区センター</u> 設置候補施設一覧	震災対策編との整合による修正
195	4	17	6		<p>2 専門ボランティア (1) 医療ボランティア、<u>応急危険度判定ボランティア</u>、介護ボランティア、動物救援ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。</p>	<p>2 専門ボランティア (1) 医療ボランティア、<u>(新設)</u>介護ボランティア、動物救援ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。</p>	震災対策編との整合による修正
196	4	18			第18章 災害救助法【危機管理本部】	第18章 災害救助法【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
197	4	18	4		<p>第4節 救助の内容</p> <p>1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>① 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>④ 医療及び助産</p> <p>⑤ 被災者の救出</p> <p>⑥ <b>福祉サービスの提供</b></p> <p>⑦ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>⑨ 埋葬</p> <p>⑩ 死体の搜索</p> <p>⑪ 死体の処理</p> <p>⑫ 障害物の除去</p>	<p>第4節 救助の内容</p> <p>1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>① 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>④ 医療及び助産</p> <p>⑤ 被災者の救出</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>⑥ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑦ 学用品の給与</p> <p>⑧ 埋葬</p> <p>⑨ 死体の搜索</p> <p>⑩ 死体の処理</p> <p>⑪ 障害物の除去</p>	災害救助法の改正に伴う修正
198	4	18	4	表や図の修正あり(別添)	(表・図2 7)	(表・図)	災害救助法の改正に伴う修正
199	5	1			<p>第1章 民生安定のための緊急措置【<b>危機管理本部</b>、健康福祉局、財政局、まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】</p> <p>災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るために緊急措置を講ずる。</p> <p>なお、市は、必要に応じて<b>市内システム等も活用し</b>、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、<b>被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保する。</b></p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置【<b>市民文化局</b>、健康福祉局、財政局、まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】</p> <p>災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し、これらの混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るために緊急措置を講ずる。</p> <p>なお、(新設)、必要に応じて(新設)、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、<b>被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</b></p>	組織改正に伴う修正 震災編との整合による修正
199	5	1	1		<p>第1節 相談窓口の開設【関係局、区】</p> <p>市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。</p> <p>1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。</p> <p>2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、(削除)関係局と緊密な連携を図る。</p> <p>3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。</p> <p>4 関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。</p>	<p>第1節 相談窓口の開設【<b>関係局、区</b>】</p> <p>市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。</p> <p>1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。</p> <p>2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。</p> <p>3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談<b>態勢</b>の確立を図る。</p> <p>4 関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。</p>	震災対策編との整合による修正
199	5	1	3		<p>第3節弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局<b>児童家庭支援・虐待対策室</b>】</p> <p>災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び<b>災害遭児追等福祉手当</b>を支給するものとする。</p>	<p>第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局<b>こども家庭課</b>】</p> <p>災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び<b>災害遭児等福祉手当</b>を支給するものとする。</p>	組織改正に伴う修正
200	5	1	3		<p>3 災害遭児等福祉手当【こども未来局<b>児童家庭支援・虐待対策室</b>】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 川崎市災害遭児等援護事業</p> <p>ア 目的</p> <p>災害遭児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。</p> <p>イ 対象者</p> <p>川崎市災害遭児等福祉手当の支給要件に該当する<b>児童</b></p>	<p>3 災害遭児等福祉手当【こども未来局<b>こども家庭課</b>】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 川崎市災害遭児等援護事業</p> <p>ア 目的</p> <p>災害遭児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。</p> <p>イ 対象者</p> <p>川崎市災害遭児等福祉手当の支給要件に該当する<b>事業</b></p>	組織改正に伴う修正
201	5	1	4		災害援護資金貸付表(削除)	災害援護資金貸付表(令和2年4月現在)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
201	5	1	4		(4) 貸付条件 貸付に関する諸条件は次のとおりである。 <u>(削除)</u> (略) 償還方法 <u>年賦</u> 、半年賦又は月賦	(4) 貸付条件 貸付に関する諸条件は次のとおりである。 <u>(令和2年4月現在)</u> (略) <u>(追加)</u> 年賦、半年賦又は月賦	震災対策編との整合による修正
202	5	1	4		2 生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】 <u>災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるように</u> するため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、神奈川県社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。 (1) 貸付対象者 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために、資金融資を必要とする低所得者 (2) 資金の種類 <u>福祉資金</u>	2 生活福祉資金 <u>社会福祉協議会は、災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り安定した生活を確保するため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、資金の貸付けを行う。</u> (1) 貸付対象者 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために、資金融資を必要とする低所得者 (2) 資金の種類 <u>災害援護資金</u>	震災対策編との整合による修正
202	5	1	4		(3) 貸付限度等 ア 貸付限度 1,500,000 円 イ 据置期間 <u>6月</u> ウ 償還期限 7年 エ <u>貸付利子 連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は年1.5%ただし、据置期間中は無利子</u>  (4) 相談、受付 <u>各区社会福祉協議会</u>	(3) 貸付限度等 ア 貸付限度 1,500,000 円 イ 据置期間 1年 ウ 償還期限 7年 エ <u>貸付利子 年3% ただし、据置期間中は無利子</u>  <u>(新規)</u>	震災対策編との整合による修正
202	5	1	4		3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】 <u>(削除)</u> <u>災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るために、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。</u>  (1) 融資対象者及び融資限度額 (7) 建設資金 土地を取得する場合 (※) 土地を取得しない場合 <u>5,500 万円</u> <u>4,500 万円</u>  (1) 購入資金 <u>5,500万円</u>  イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 補修資金 <u>2,500</u> 万円	3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】 <u>(令和3年4月現在)</u> <u>災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るために、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「<u>大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書</u>」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。</u>  (1) 融資対象者及び融資限度額 (7) 建設資金 土地を取得する場合 (※) 土地を取得しない場合 <u>3,700 万円</u> <u>2,700 万円</u>  (1) 購入資金 <u>3,700万円</u>  イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 補修資金 <u>1,200</u> 万円	震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
203	5	1	4		<p>4 災害対策資金【経済労働局金融課】 火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。 (削除)</p> <p>(1) 災害対策資金 (i) 金利 年 <u>1.9%</u>以内 (2) 激甚災害対策資金 (i) 金利 年 <u>1.9%</u>以内</p>	<p>4 災害対策資金【経済労働局金融課】 火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。</p> <p>(1) 危機対策資金 ア 融資対象者 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等 融資条件 (7) 融資限度額 2 億8,000 万円 (イ) 金利 年 1.7%以内 (カ) 返済期間 運転資金・設備資金10 年以内（据置期間2 年以内を含む） (エ) 返済方法 割賦返済 (オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補</p> <p>(2) 災害対策資金 (i) 金利 年 <u>1.7%</u>以内 (3) 激甚災害対策資金 (i) 金利 年 <u>1.7%</u>以内</p>	時点修正
203	5	1	4		<p>5 天災資金融資【経済労働局農業振興課】 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るもの。 県又は市が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給等を行う。</p>	<p>5 農林漁業災害闊連融資【経済労働局農業振興課】 災害により著しい被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図る。</p>	震災対策編との整合による修正
203	5	1	5		<p>第5節 市税等・保険料等の減免措置等【財政局税制課、健康福祉局医療保険課、国民年金・福祉医療課、介護保険課】 災害により、被災した市民に対する市税等・保険料等の減免措置等について次のとおり実施する。 なお、減免の手続きについては、市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。</p> <p>1 市税等【財政局税制課】 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）</u>の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。</p> <p>(1) 期限の延長 被災により市税等についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。</p> <p>(2) 徴収猶予 被災により、納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。</p> <p>(3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定に基づき、次表のとおり市民税（県民税を含む。）及び固定資産税並びに森林環境税を減免する。 (削除)</p>	<p>第5節 市税（新設）・保険料（新設）の減免措置等【財政局税制課、健康福祉局保険年金課、長寿・福祉医療課、介護保険課】 (新設)</p> <p>1 市税（新設）【財政局税制課】 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）（新設）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。</p> <p>(1) 期限の延長 被災により市税（新設）についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。</p> <p>(2) 徴収猶予 被災により、納税義務者等が市税（新設）を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。</p> <p>(3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条（新設）等の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。</p> <p>ア 減免の範囲及び税額 災害により被災した納税義務者の市県民税（新設）、固定資産税（新設）等は、次表により減免する。</p> <p>イ 減免の手続き (新設) 市税事務所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。</p>	震災対策編との整合による修正 組織改正に伴う修正
206	5	1	5	表や図の修正あり（別添）	(表・図28)	(表・図)	震災対策編との整合による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
208	5	1	6		<p>第6節 署名証明書の交付【財政局、区、消防署】</p> <p>国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徵收猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、署名証明書を交付する。また、署名証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や署名証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制(削除)の確保や応援の受け入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、署名証明書の交付を行うこととする。</p>	<p>第6節 署名証明書の発行【財政局、区、消防署】</p> <p>国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徵收猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、署名証明書を発行する。また、署名証明書の発行にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や署名証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制との確保や応援の受け入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、署名証明書の交付を行うこととする。</p>	震災対策編との整合による修正
209	5	1	7		<p>2 対象世帯</p> <p>1の自然災害により</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯</p> <p>(大規模半壊世帯)</p> <p>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p> <p>(新規)</p>	<p>2 対象世帯</p> <p>1の自然災害により</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>	震災対策編との整合による修正
213	6	1	2		<p>第2節 防災対策機関の所在地</p> <p>災害時、平常時とも次を連絡先とする。</p> <p>機関名 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>川崎支社</p> <p>所在地 幸区柳町2 6</p> <p>電話 平日 044-576-2010</p> <p>土休日・夜間 <a href="tel:050-3152-9902">050-3152-9902</a></p>	<p>第2節 防災対策機関の所在地</p> <p>災害時、平常時とも次を連絡先とする。</p> <p>機関名 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>川崎支社</p> <p>所在地 幸区柳町2 6</p> <p>電話 平日 044-576-2010</p> <p>土休日・夜間 <a href="tel:044-576-2044">044-576-2044</a></p>	時点修正
213	6	1	3		<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>市及び区との情報交換は、(削除)防災行政無線、電話連絡、電話不通の場合は車両又は徒歩にておこなう。</p> <p>なお、川崎支社対策部においては、連絡員1名を市に派遣し、連絡体制の万全を図る。</p>	<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>市及び区との情報交換は、川崎市防災行政無線、電話連絡、電話不通の場合は車両又は徒歩にておこなう。</p> <p>なお、川崎支社対策部においては、連絡員1名を市に派遣し、連絡体制の万全を図る。</p>	標記の統一
216	6	2	4		<p>第0次非常体制</p> <p>1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</p> <p>第一次非常体制</p> <p>1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</p> <p>2. 地震以外の自然災害により社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</p> <p>3. 自然災害以外の理由により社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</p> <p>4. 地震警戒宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒))が発表された場合</p> <p>5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</p> <p>第二次非常体制</p> <p>1. 震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中止又は低圧ブロックを供給停止した場合</p> <p>3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</p> <p>4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、又は予想される場合</p> <p>5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</p>	<p>第0次非常体制</p> <p>1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</p> <p>第一次非常体制</p> <p>1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</p> <p>2. 供給支障となる期間が24時間以内の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合</p> <p>3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合</p> <p>4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</p> <p>(新設)</p> <p>第二次非常体制</p> <p>1. 震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中止又は低圧ブロックを供給停止した場合</p> <p>3. 地震警戒宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報)が発表された場合</p> <p>4. 供給支障となる期間が24時間以上の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合</p> <p>5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合</p> <p>6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</p>	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画風水害対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
217	6	3			第3章 <u>NTT東日本</u> 株式会社	第3章 <u>東日本電信電話</u> 株式会社	時点修正
217	6	3	2		第2節 災害対策本部の所在地 <u>NTT東日本</u> 株式会社神奈川事業部 横浜市中区山下町198 045-212-8945	第2節 災害対策本部の所在地 <u>東日本電信電話</u> ㈱神奈川事業部 横浜市中区山下町198 045-212-8945 夜間 休日 113番	時点修正
218	6	3	4		ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・ <u>放送事業者</u> 及び第一順位以外の国又は地方公共団体	ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・ <u>放送事業社</u> 及び第一順位以外の国又は地方公共団体	時点修正

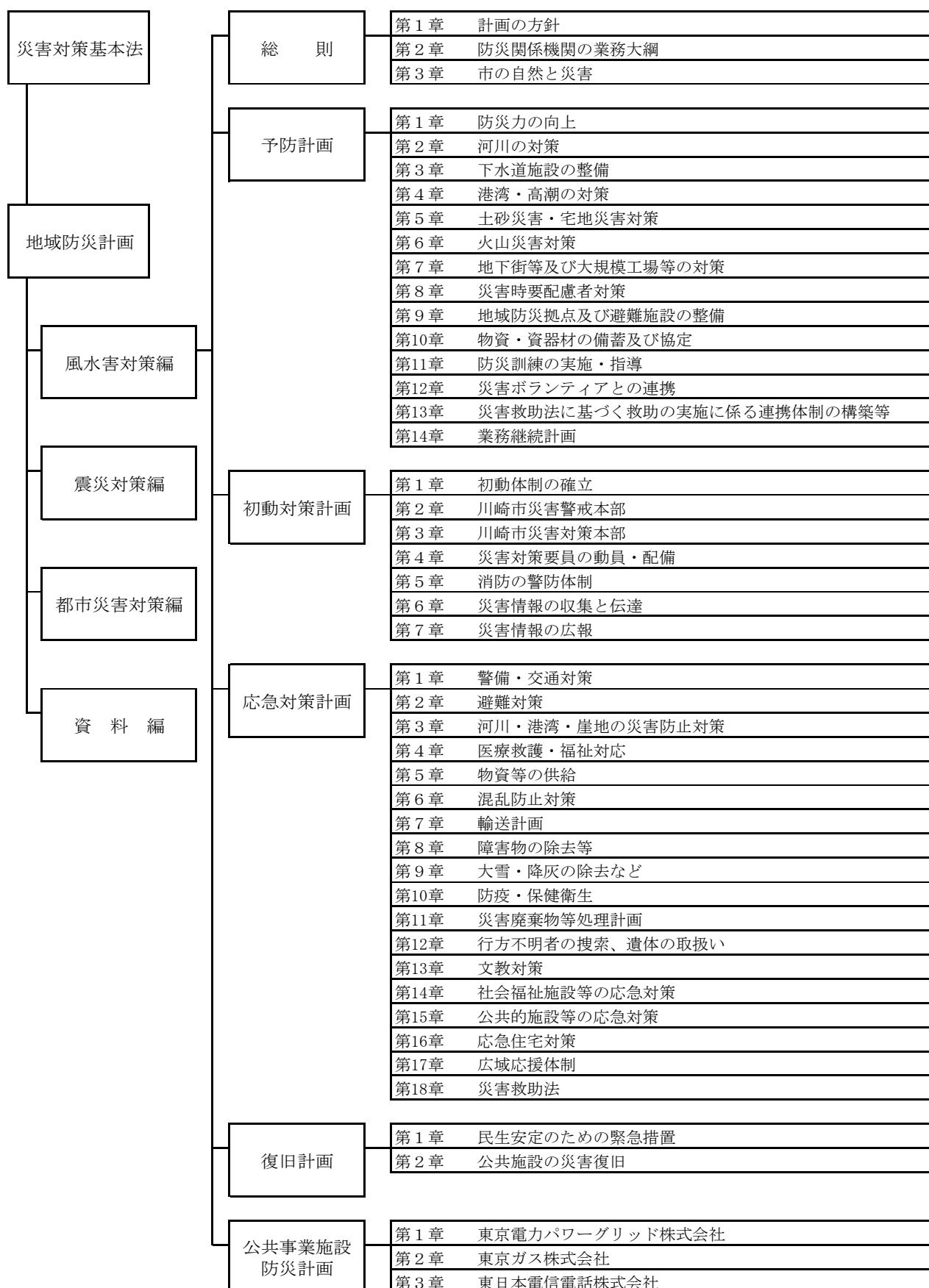
# 別添 表・図

(表・図1)

【修正後】



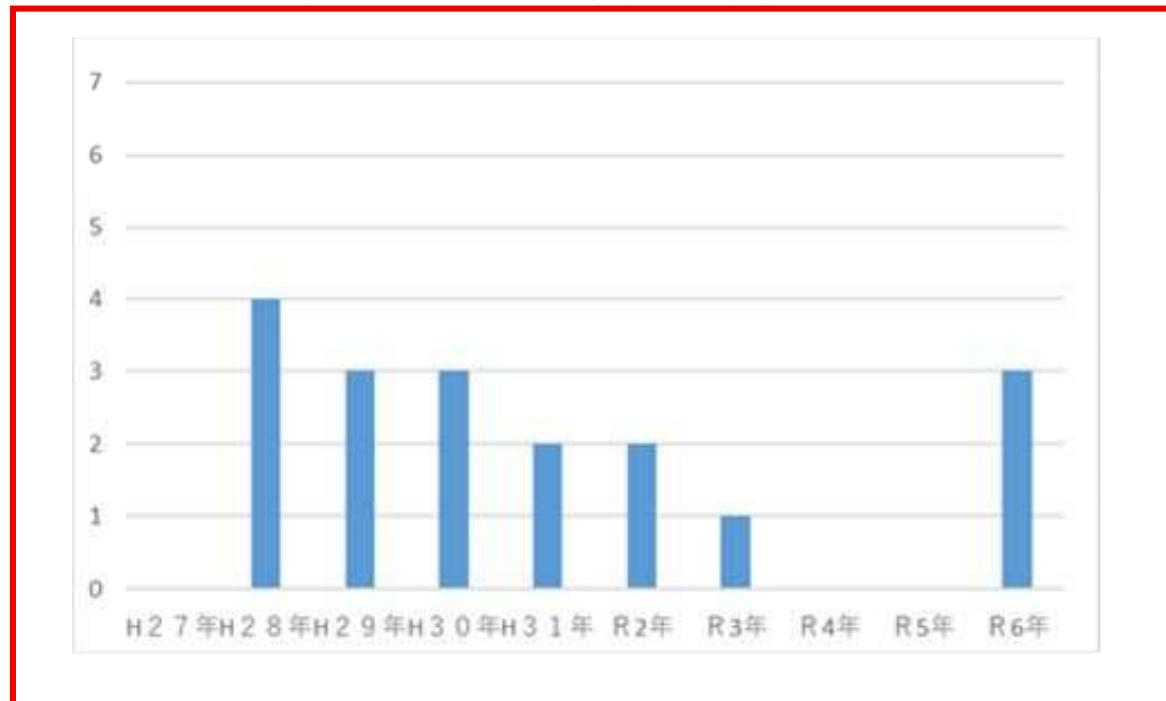
【修正前】



(表・図2)

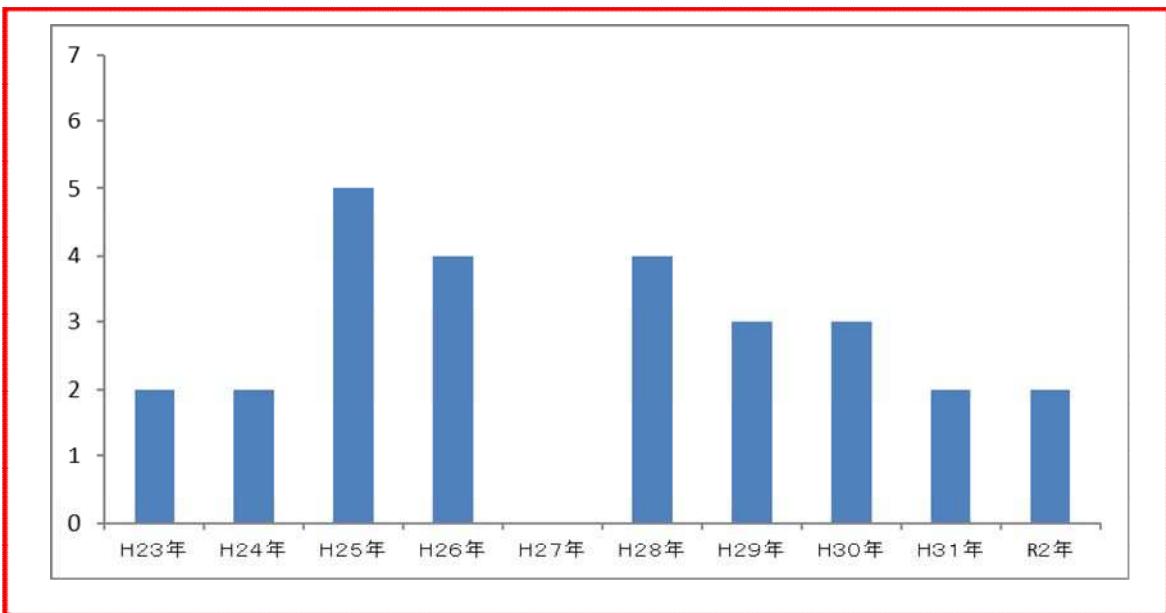
【修正後】

1時間雨量50mm以上の発生日数（過去10年間）



【修正前】

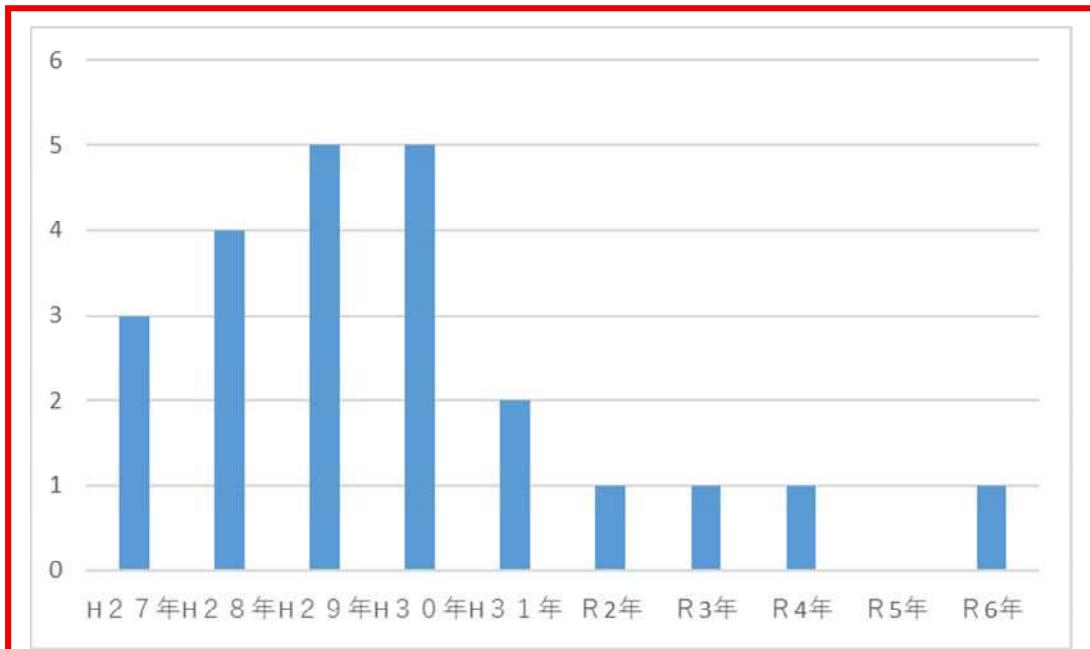
1時間雨量50mm以上の発生日数（過去10年間）



(表・図3)

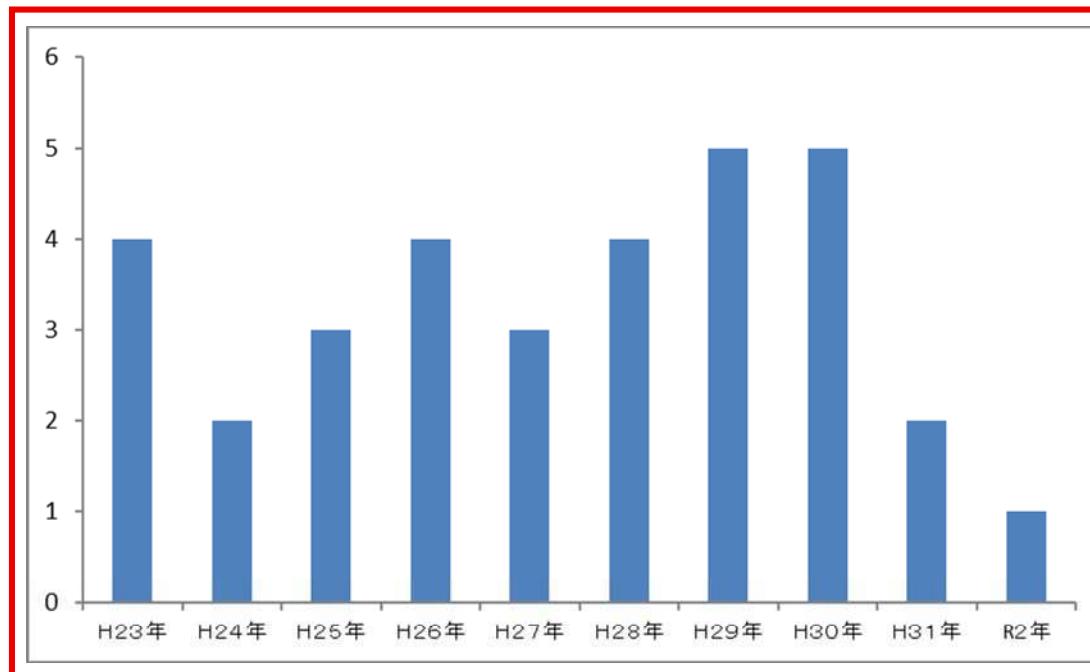
【修正後】

台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数（過去10年間）



【修正前】

台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数（過去10年間）



(表・図4)

【修正後】

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H28. 7. 15	集中豪雨							3	9		64	76
H28. 8. 2	集中豪雨							10	27		62	126
H29. 10. 22～23	台風第 21 号							14	9	1	42	295
H30. 3. 9	集中豪雨							1	20		62	183
R1. 10. 12～13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338

【修正前】

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
<u>H23. 8. 26</u>	<u>集中豪雨</u>							<u>7</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>88</u>	<u>129</u>
<u>H25. 10. 15～16</u>	<u>台風第 26 号</u>			<u>1</u>			<u>10</u>		<u>10</u>		<u>42</u>	<u>248</u>
<u>H26. 7. 20</u>	<u>集中豪雨</u>							<u>14</u>	<u>10</u>		<u>84</u>	<u>132</u>
<u>H26. 10. 5～6</u>	<u>台風第 18 号</u>			<u>1</u>				<u>19</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>45</u>	<u>380</u>
H28. 7. 15	集中豪雨							3	9		64	76
H28. 8. 2	集中豪雨							10	27		62	126
H29. 10. 22～23	台風第 21 号							14	9	1	42	295
H30. 3. 9	集中豪雨							1	20		62	183
R1. 10. 12～13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338

(表・図5)

【修正後】

市 整 備 河 川 一 覧 表

令和7年4月1日現在

河川区分		河川数	河川延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
一級河川	50mm/h	4	17,430	14,639	83
		9	20,475	16,952	83
		12	25,830	25,585	99
合計		25	63,735	57,176	90

【修正前】

市 整 備 河 川 一 覧 表

令和3年4月1日現在

河川区分		河川数	河川延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
一級河川	35mm/h	2	7,540	7,540	100
	50mm/h	2	9,890	9,183	93
	合計	4	17,430	16,723	96
準用河川	35mm/h	1	3,275	3,085	94
	50mm/h	8	17,200	16,952	99
	合計	9	20,475	20,037	98
普通河川	50mm/h	12	25,830	25,572	99
合計	35mm/h	3	10,815	10,625	98
	50mm/h	22	52,920	51,707	98
	合計	25	63,735	62,332	98

(表・図6)

【修正後】

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	自動	川崎市建設緑政局 河川課	高津区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	手動	川崎市建設緑政局 河川課	高津区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	多摩区登戸	一本堀堰	自動	川崎市建設緑政局 河川課	多摩区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	多摩区長尾	長尾水門	半手動	川崎市建設緑政局 河川課	多摩区役所道路公園セ ンター
<u>五反田川</u>	<u>多摩区地内</u>	<u>五反田川放水路</u>	<u>自動</u>	<u>川崎市建設緑政局 河川課</u>	<u>多摩区役所道路公園セ ンター</u>

(資料編 二ヶ領用水水門操作協約)

(資料編 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 五反田川放水路操作規則)

【修正前】

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
<u>河港水門</u>	<u>川崎区港町</u>	<u>川崎河港水門</u>	<u>自動</u>	<u>川崎市建設緑政局 河川課</u>	<u>川崎区役所道路公園セ ンター</u>
<u>三沢川</u>	<u>多摩区菅</u>	<u>菅堰</u>	<u>手動</u>	<u>川崎市建設緑政局 河川課</u>	<u>多摩区役所道路公園セ ンター</u>
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	自動	川崎市建設緑政局 河川課	高津区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	手動	川崎市建設緑政局 河川課	高津区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	多摩区登戸	一本堀堰	自動	川崎市建設緑政局 河川課	多摩区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	多摩区長尾	長尾水門	半手動	川崎市建設緑政局 河川課	多摩区役所道路公園セ ンター

(資料編 二ヶ領用水水門操作協約)

(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要綱)

(資料編 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(表・図7)

【修正後】

名 称 等		形状 (m)	貯留量(m <sup>3</sup> )
江川雨水貯留管		8.5×1, 490	81, 000
渋川雨水貯留管		10.4×1, 760	144, 000
大師河原1号雨水貯留管		2.6×512	2, 600
大師河原2号雨水貯留管		3.0×278	1, 700
大師河原 <u>(削除)</u> 貯留管		5.0×2, 050	35, 600
戸手2号雨水貯留管		4.25×740	10, 300
戸手3号雨水貯留管	貯留管	3.0×106	700
	貯留池	8.0×32.0×14.3	3, 400
平間雨水貯留管		2.4×1, 167	5, 300
川崎駅前雨水貯留管		2.2×1, 123	<u>4, 500</u>
川崎駅西口雨水貯留施設	貯留管	1.0×653	500
	貯留池	19.5×36.0×6.0	3, 500

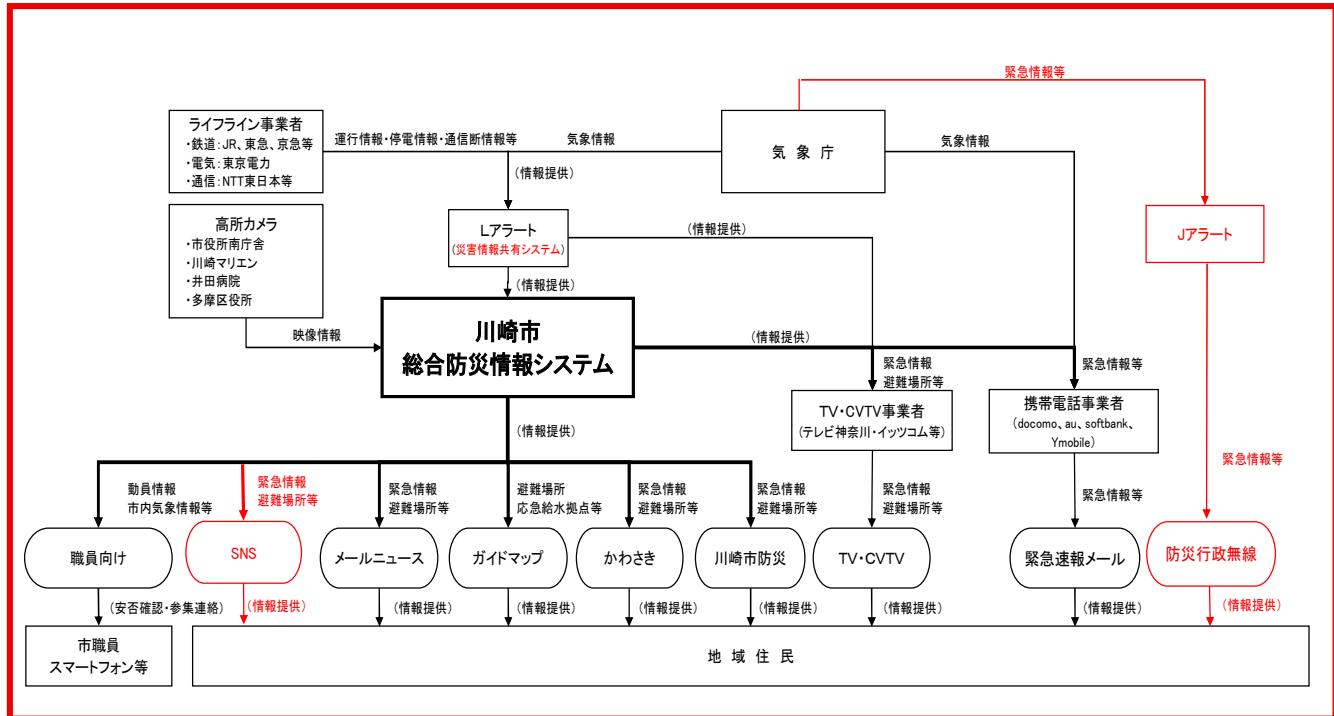
【修正前】

名 称 等		形状 (m)	貯留量(m <sup>3</sup> )
江川雨水貯留管		8.5×1, 490	81, 000
渋川雨水貯留管		10.4×1, 760	144, 000
大師河原1号雨水貯留管		2.6×512	2, 600
大師河原2号雨水貯留管		3.0×278	1, 700
大師河原 <u>雨水</u> 貯留管		5.0×2, 050	35, 600
戸手2号雨水貯留管		4.25×740	10, 300
戸手3号雨水貯留管	貯留管	3.0×106	700
	貯留池	8.0×32.0×14.3	3, 400
平間雨水貯留管		2.4×1, 167	5, 300
川崎駅前雨水貯留管		2.2×1, 123	<u>4, 470</u>
川崎駅西口雨水貯留施設	貯留管	1.0×653	500
	貯留池	19.5×36.0×6.0	3, 500

(表・図8)

【修正後】

【災害情報の伝達構成図（風水害対策用）】



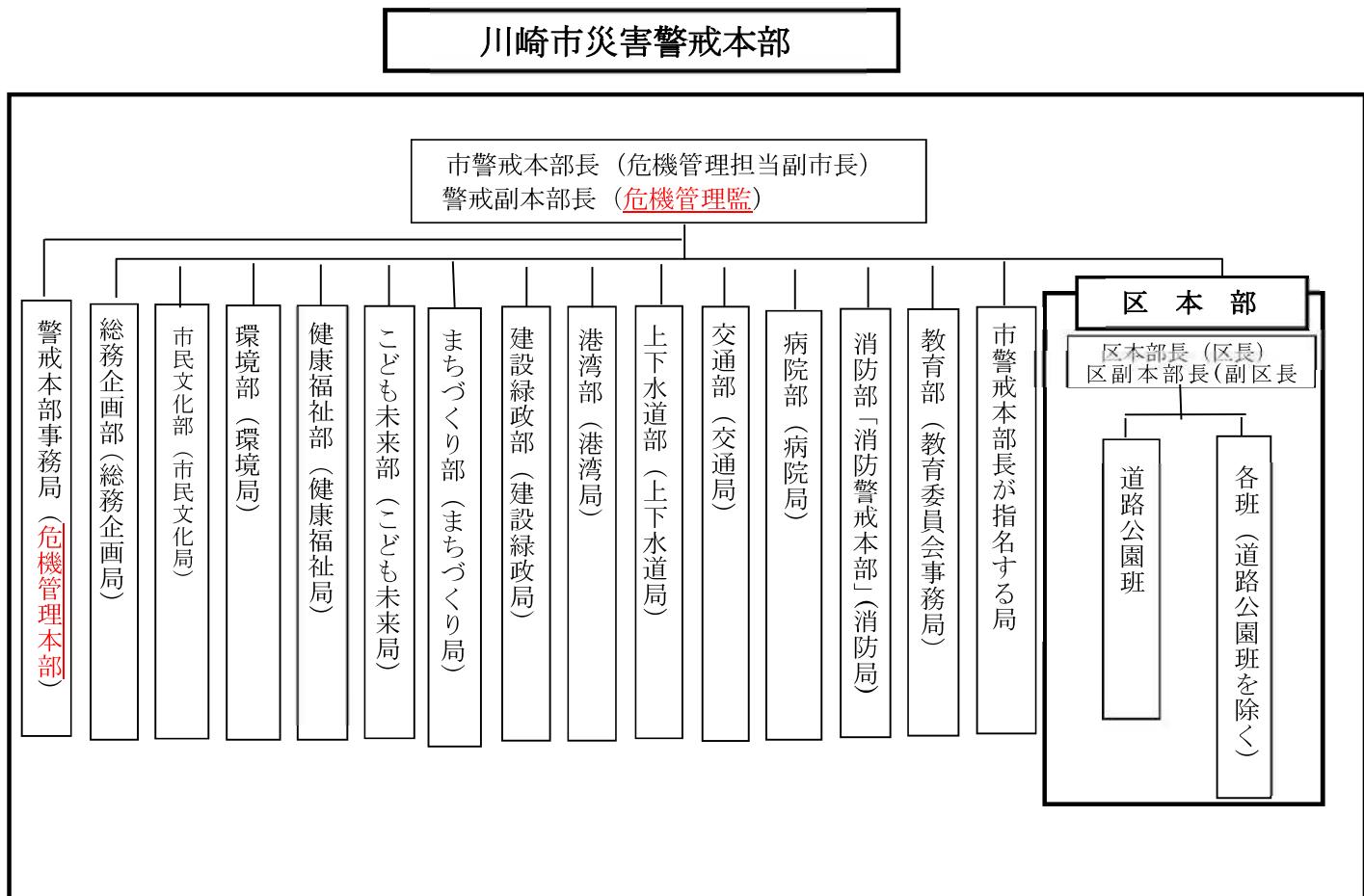
【修正前】

(新設)

(表・図9)

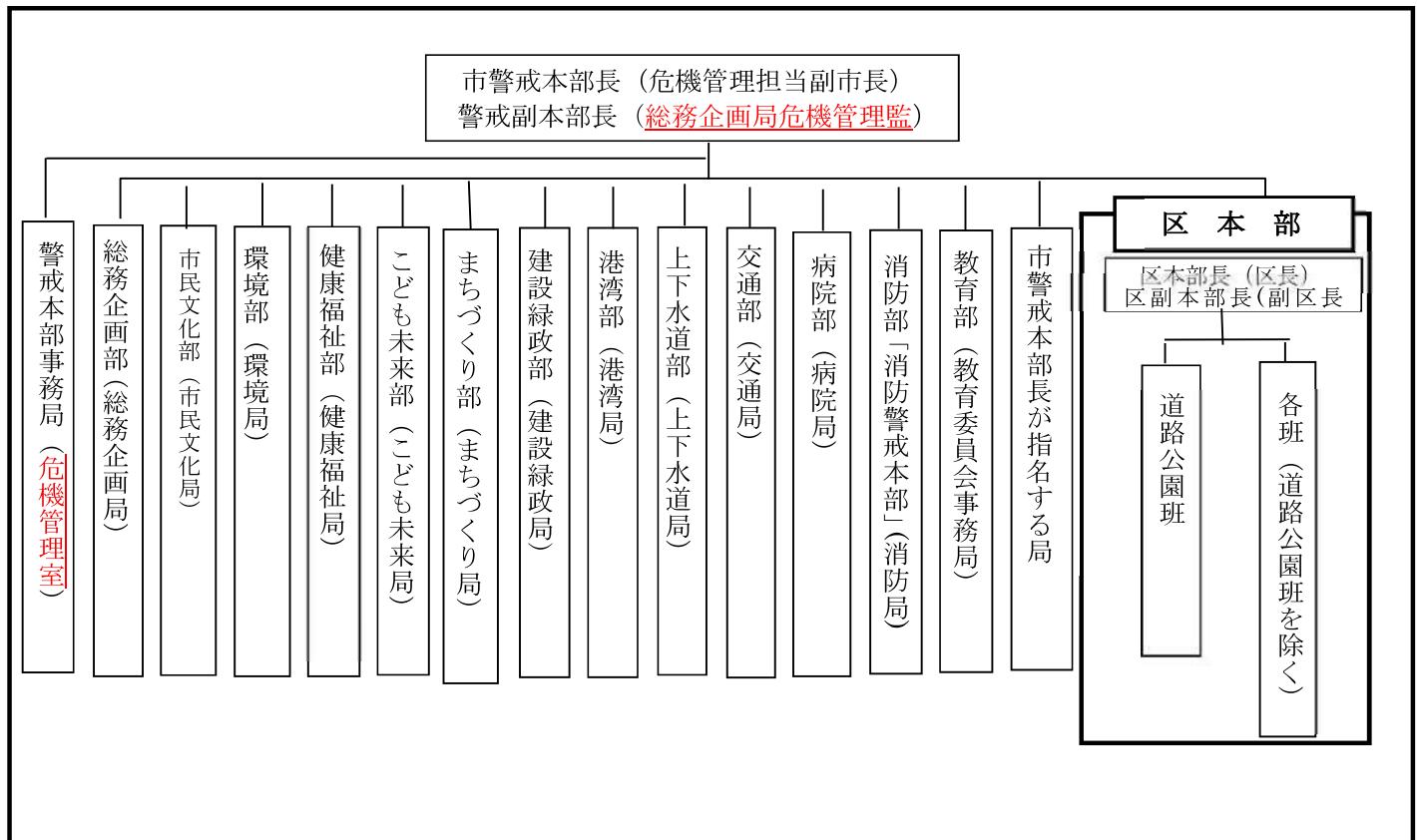
【修正後】

市警戒本部の構成



【修正前】

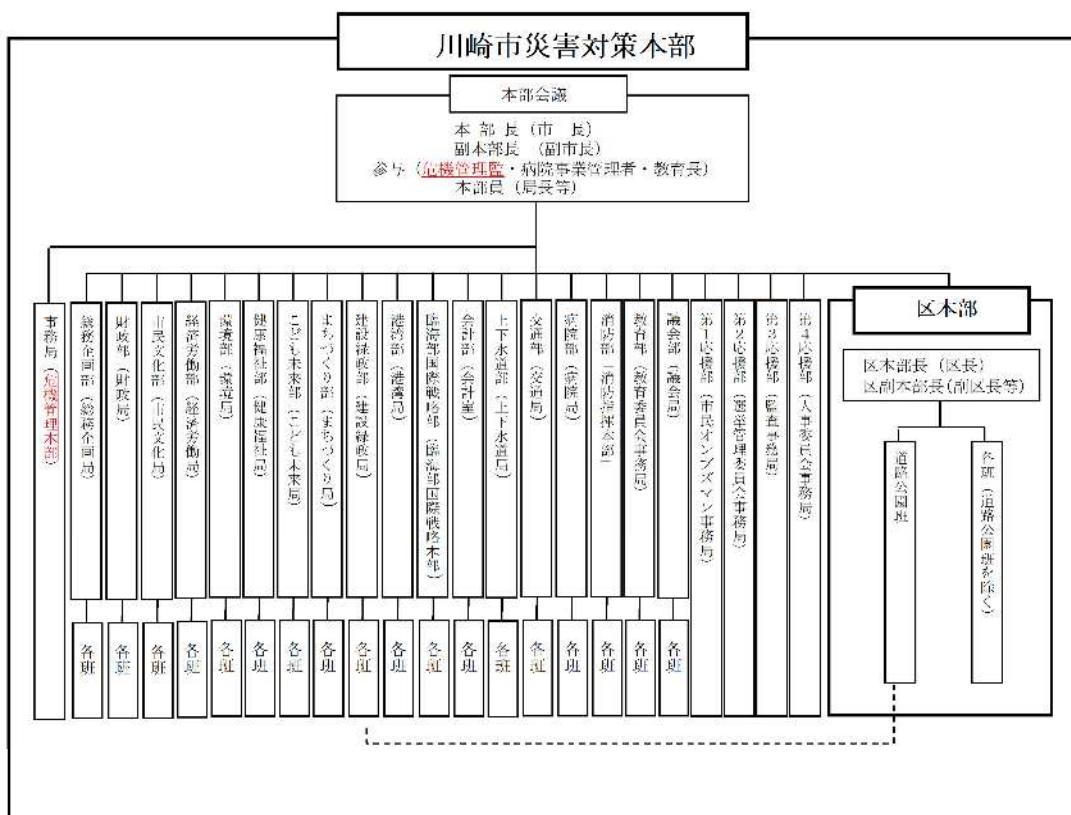
## 川崎市災害警戒本部



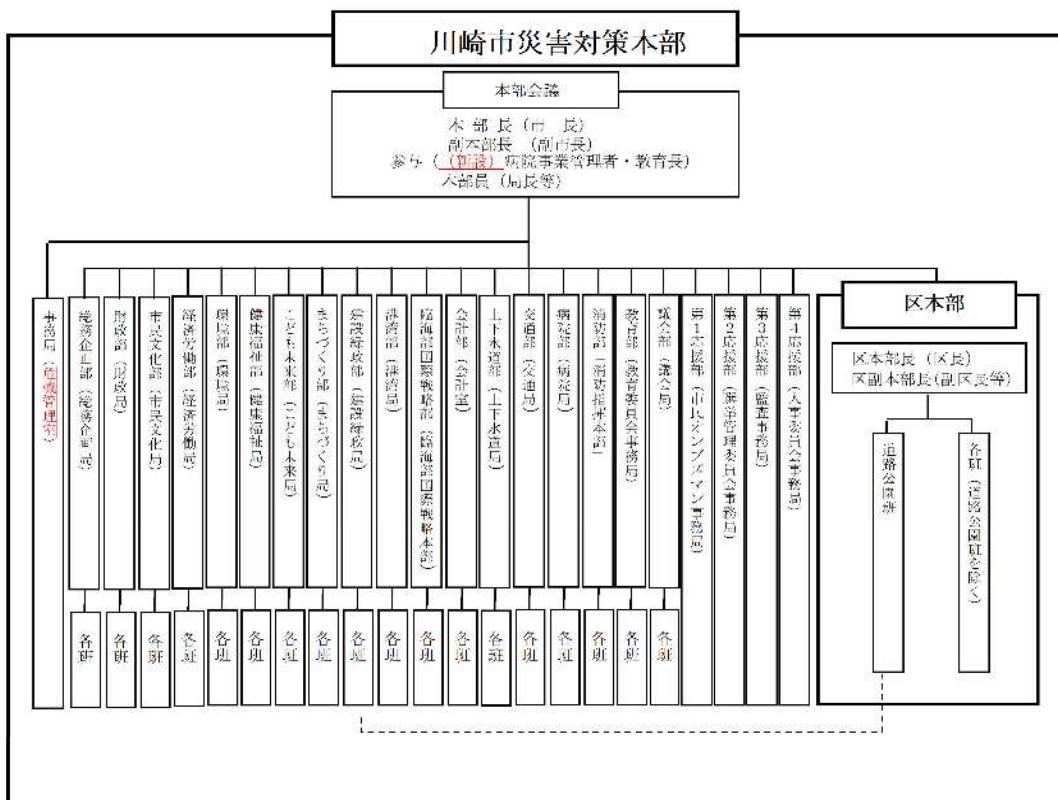
(表・図10)

### 【修正後】

図1 川崎市災害対策本部の構成



### 【修正前】



(表・図11)

【修正後】

(1) 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	<b>危機管理本部</b> まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急活動要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・高齢者等避難、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、 避難所開設運営 高齢者等避難の発令 避難指示の発令 防災気象情報、 避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 各局(上記の局を含む)(避難所運営支援要員(夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))

4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 <b>■警戒本部設置時</b> 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局（調整員、対応要員）、市民文化局（調整員）、環境局（調整員）、病院局（調整員）、その他警戒本部長が指名する局（調整員）、区役所（区長、副区長、区本部会議構成員） <b>■災害対策本部設置時</b> 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局（調整員）、経済労働局（調整員）、臨海部国際戦略本部（調整員）、会計室（調整員）、市民オンブズマン事務局（調整員）、選挙管理委員会事務局（調整員）、監査事務局（調整員）、人事委員会事務局（調整員）、議会局（調整員）
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。

平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。

【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。

## (2) 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 浸水害、洪水対応（1号）、土砂災害対応（2号）	災害警戒本部（3号配備） 避難情報の発令による住民の安全確保、応急対策
<b>危機管理本部</b>	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局	調整員（2号配備）（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）

こども未来局	調整員（2号配備）（ <u>危機管理本部</u> 、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
まちづくり局	調整員（ <u>危機管理本部</u> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（2号配備）（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）
建設緑政局	調整員（ <u>危機管理本部</u> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）
港湾局	連絡員（ <u>危機管理本部</u> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）
上下水道局	調整員（ <u>危機管理本部</u> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）
交通局	調整員（2号配備）（ <u>危機管理本部</u> 、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局	調整員等（ <u>危機管理本部</u> 、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に關すること、通学路の被災状況の確認等）	調整員等（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に關すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（ <u>危機管理本部</u> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等）	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)
各局（上記の局を含む） (避難所運営要員として避難所へ参集する職員が属する)		避難所運営支援要員（夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援）

局)		
----	--	--

(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
<u>危機管理本部</u>	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>分析班、（削除）</u> ）	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>分析班</u> ）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集
総務企画局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
財政局	調整員（本部等との連絡調整）	
市民文化局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	
健康福祉局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	

こども未来局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
まちづくり局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	

議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)	

#### (4) 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
1号動員 (注意報 レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	<b>危機管理本部</b> 建設緑政局（調整員、応急活動要員） 交通局（調整員、応急活動要員） 区役所（調整員、道路公園班） 消防局（特別警防体制）
2号動員 (警報 レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、関係する局区（帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員）
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保 利用者への情報提供 報道対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 健康福祉局（調整員） こども未来局（調整員） 港湾局（調整員、応急活動要員） 教育委員会事務局（調整員、区教育担当）

4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがありの場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局（調整員）、市民文化局（調整員）、環境局（調整員）、まちづくり局（調整員）、上下水道局（調整員）、病院局（調整員）、その他警戒本部長が指名する局（調整員）、区役所（区長、副区長、区本部会議構成員） ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局（調整員）、経済労働局（調整員）、臨海部国際戦略本部（調整員）、会計室（調整員）、市民オンブズマン事務局（調整員）、選挙管理委員会事務局（調整員）、監査事務局（調整員）、人事委員会事務局（調整員）、議会局（調整員）
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）

(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応
<u>危機管理本部</u>	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局		調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
こども未来局		調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）

建設緑政局	調整員(危機管理本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(道路除雪対策計画に基づく除雪活動)	調整員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(道路除雪対策計画に基づく除雪活動)
港湾局		調整員(本部、応急活動要員、関係部署・機関との連絡調整) 応急活動要員(臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保)
交通局	調整員(危機管理本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供) 応急活動要員(バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等)	調整員(危機管理本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供) 応急活動要員(バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等)
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局		調整員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等)
区役所	調整員(危機管理本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班(道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等)	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班ほか必要な班)
その他の局	施設の管理運営要員(2号動員)(一時滞在施設を開設することとなった場合)	管理運営要員(一時滞在施設を開設することとなった場合)

(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理本部	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、分析班)	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、分析班)、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集
総務企画局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員: 庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	

財政局	調整員（本部等との連絡調整）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
市民文化局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	
健康福祉局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	
まちづくり局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	

	応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)	

【修正前】

(1) 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	<b>危機管理室</b> まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急活動要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・高齢者等避難、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、 避難所開設運営 高齢者等避難の発令 避難指示の発令 防災気象情報、 避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 各局(上記の局を含む)(避難所運営支援要員(夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))

4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 <b>■警戒本部設置時</b> 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局（調整員、対応要員）、市民文化局（調整員）、環境局（調整員）、病院局（調整員）、その他警戒本部長が指名する局（調整員）、区役所（区長、副区長、区本部会議構成員） <b>■災害対策本部設置時</b> 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局（調整員）、経済労働局（調整員）、臨海部国際戦略本部（調整員）、会計室（調整員）、市民オンブズマン事務局（調整員）、選挙管理委員会事務局（調整員）、監査事務局（調整員）、人事委員会事務局（調整員）、議会局（調整員）
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。

平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。

【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。

## (2) 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 浸水害、洪水対応（1号）、土砂災害対応（2号）	災害警戒本部（3号配備） 避難情報の発令による住民の安全確保、応急対策
<b>危機管理室</b>	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局	調整員（2号配備）（ <b>危機管理室</b> 、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）

こども未来局	調整員（2号配備）（危機管理室）、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
まちづくり局	調整員（危機管理室）、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（2号配備）（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）
建設緑政局	調整員（危機管理室）、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）
港湾局	連絡員（危機管理室）、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）
上下水道局	調整員（危機管理室）、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）
交通局	調整員（2号配備）（危機管理室）、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局	調整員等（危機管理室）、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	調整員等（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（危機管理室）、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等）	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)
各局（上記の局を含む） (避難所運営要員として避難所へ参集する職員が属する局)		避難所運営支援要員（夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援）

(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
<b>危機管理室</b>	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>新型コロナウィルス対策班</u> ）	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>新型コロナウィルス対策班</u> ）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集
総務企画局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	
財政局	調整員（本部等との連絡調整）	
市民文化局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
健康福祉局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	

まちづくり局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
建設総務局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	

区役所	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)	
-----	--	--

(4) 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
1号動員 (注意報 レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	<b>危機管理室</b> 建設緑政局（調整員、応急活動要員） 交通局（調整員、応急活動要員） 区役所（調整員、道路公園班） 消防局（特別警防体制）
2号動員 (警報 レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、関係する局区（帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員）
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保、利用者への情報提供、報道対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、健康福祉局（調整員） こども未来局（調整員） 港湾局（調整員、応急活動要員） 教育委員会事務局（調整員、区教育担当）

4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがありの場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局（調整員）、市民文化局（調整員）、環境局（調整員）、まちづくり局（調整員）、上下水道局（調整員）、病院局（調整員）、その他警戒本部長が指名する局（調整員）、区役所（区長、副区長、区本部会議構成員） ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局（調整員）、経済労働局（調整員）、臨海部国際戦略本部（調整員）、会計室（調整員）、市民オンブズマン事務局（調整員）、選挙管理委員会事務局（調整員）、監査事務局（調整員）、人事委員会事務局（調整員）、議会局（調整員）
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）

(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応
<u>危機管理室</u>	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局		調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
こども未来局		調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）

建設緑政局	調整員（ <b>危機管理室</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）
港湾局		調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）
交通局	調整員（ <b>危機管理室</b> 、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	調整員（ <b>危機管理室</b> 、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局		調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（ <b>危機管理室</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班ほか必要な班)
その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）

#### （6）大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
<b>危機管理室</b>	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <b>新型コロナウイルス対策班</b> ）	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <b>新型コロナウイルス対策班</b> ）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集
総務企画局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、	

	システム保全	
財政局	調整員（本部等との連絡調整）	
市民文化局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
経済労働局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	
健康福祉局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	
まちづくり局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡	

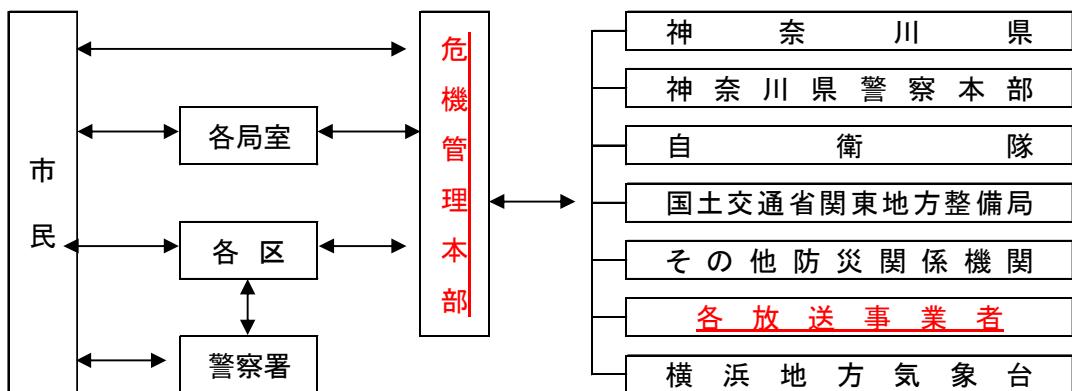
	調整、バス運行情報の提供) 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)	

(表・図12)

【修正後】

### 第1節 情報の収集及び伝達体制【危機管理本部】

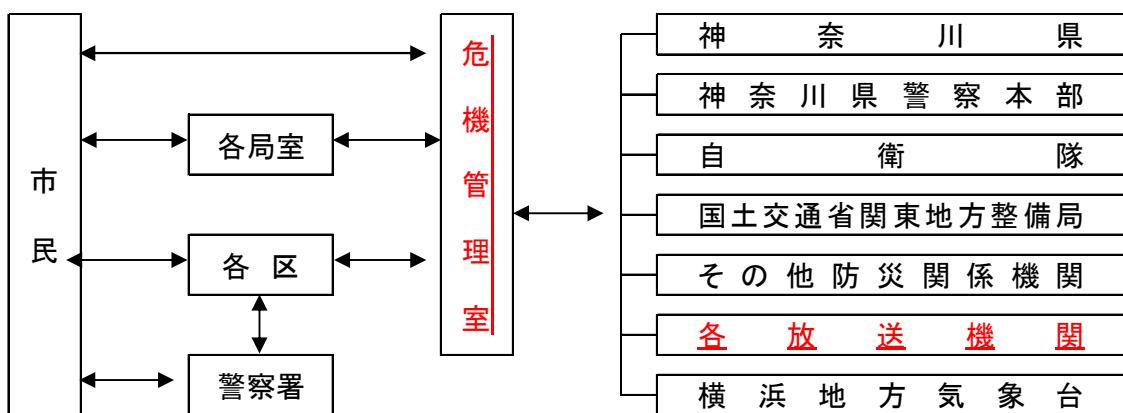
市及び防災関係機関等との情報受伝達系統の概要は、次のとおりである。



【修正後】

### 第1節 情報の収集及び伝達体制【総務企画局危機管理室】

市及び防災関係機関等との情報受伝達系統の概要は、次のとおりである。



(表・図13)

【修正後】

川 崎 市	府県予報区	神奈川県				
	一次細分区域	東部				
	市町村等をまとめた地域	横浜・川崎				
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15		
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	123		
	洪水	流域雨量指数基準		平瀬川流域=11.5, 二ヶ領本川流域=9.1, 三沢川流域=12.3 五反田川流域=6.3, 二ヶ領用水流域=4.1, 平瀬川支川流域=5.1 矢上川流域=13.3, 有馬川流域=5.7, 麻生川流域=7.9		
		複合基準 <sup>※1</sup>		平瀬川流域=(8,11.3). 三沢川流域=(8,10.7). 多摩川流域=(8,46.3)		
		指定河川洪水予報による基準		多摩川[石原・田園調布(上)].鶴美川[綱島]		
	暴風	平均風速	陸上	25m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm			
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	2.6m <sup>※2</sup>			
注意 報	大雨	表面雨量指数基準	10			
		土壤雨量指数基準	71			
	洪水	流域雨量指数基準		平瀬川流域=9.2, 二ヶ領本川流域=7.2, 三沢川流域=9.8 五反田川流域=4.9, 二ヶ領用水流域=3.3, 平瀬川支川流域=4.1 矢上川流域=10.6, 有馬川流域=4.6, 麻生川流域=6.3		
		複合基準 <sup>※1</sup>		平瀬川流域=(8,9). 三沢川流域=(5,9.6). 多摩川流域=(7,37.7)		
		指定河川洪水予報による基準		多摩川[石原・田園調布(上)].鶴見川[綱島]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s		
			海上	12m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			海上	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm			
	波浪	有義波高	1.5m			
	高潮	潮位	1.4m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	規程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 55%				
	なだれ					

低温	夏期:最低気温 16°C以下が数日継続 冬期:最低気温-5°C以下	
霜	最低気温 4°C以下 晩霜期	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

\*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 神奈川県が定める基準水位観測所(鶴見川河口)における高潮特別警戒水位(1.50m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

### 【修正前】

種類	基準要素/警戒レベル	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10以上	15以上
	土壤雨量指数	65以上	113以上
	警戒レベル	2	3相当
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 11.3 以上	平瀬川流域 14.2 以上
		二ヶ領本川流域 7.4 以上	二ヶ領本川流域 9.3 以上
		三沢川流域 9.6 以上	三沢川流域 12.1 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 4.5 以上	有馬川流域 5.7 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		五反田川流域 5.3 以上	五反田川流域 6.7 以上
		二ヶ領用水流域 3.2 以上	二ヶ領用水流域 4.1 以上
	複合基準	多摩川流域 = (7, 37.7) 以上*1	-
	指定河川洪水 予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕
	警戒レベル	2	3相当
大雪	12 時間降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上
暴風	平均風速	-	25m/s 以上
強風	平均風速	12m/s 以上	-
暴風雪	平均風速	-	25m/s 以上 雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s 以上 雪を伴う	-
波浪	有義波高	1.5m 以上	3m 以上
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m 以上	東京湾平均海面上 2.6m 以上
	警戒レベル	2もしくは3相当*2	4相当
雷		落雷等により被害が予想される場合	-
融雪		*3	-
濃霧	視程	陸上 100m 以下 海上 500m 以下	-
なだれ		*3	-
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度55%以下	-
低温	最低気温	夏期 : 16°C以下が数日継続 冬期 : -5°C以下	-
霜	最低気温	4°C以下 (発表期間は原則として4月1日～5月20日)	-
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	-
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100 mm	

\*1 (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値をあらわしている。

\*2 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2である。

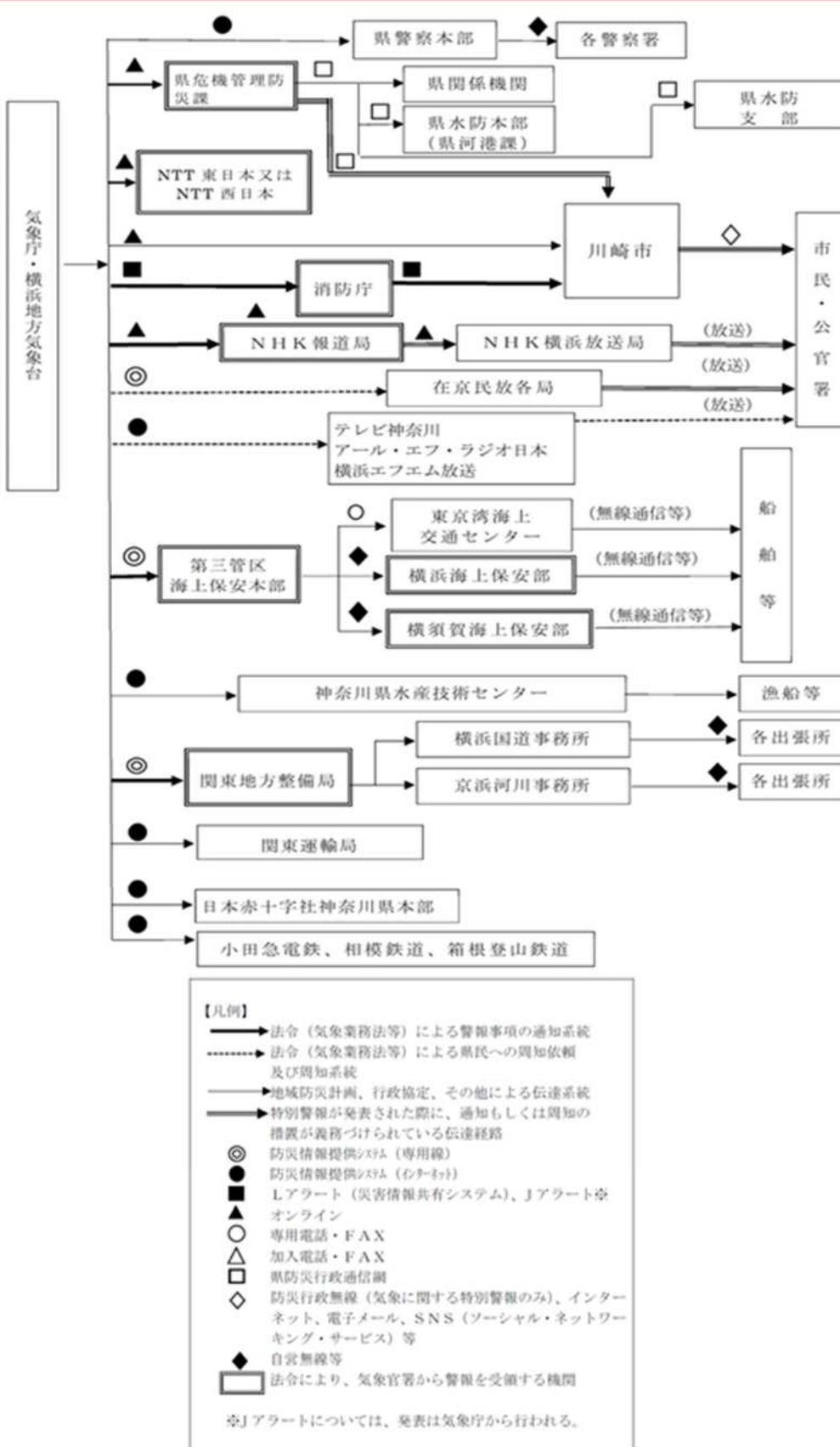
高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。

\*3 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。

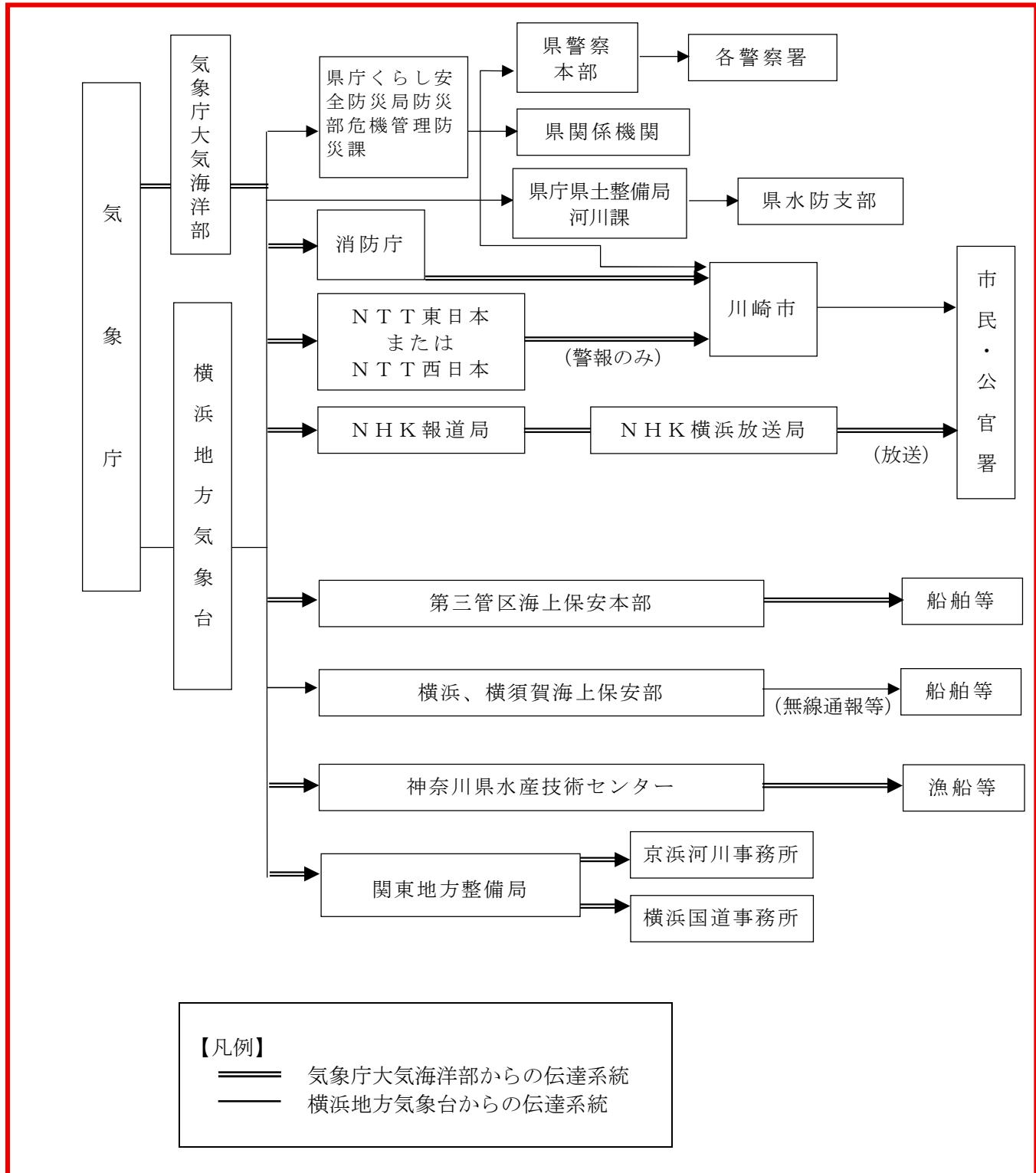
(表・図14)

## 【修正後】

気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統



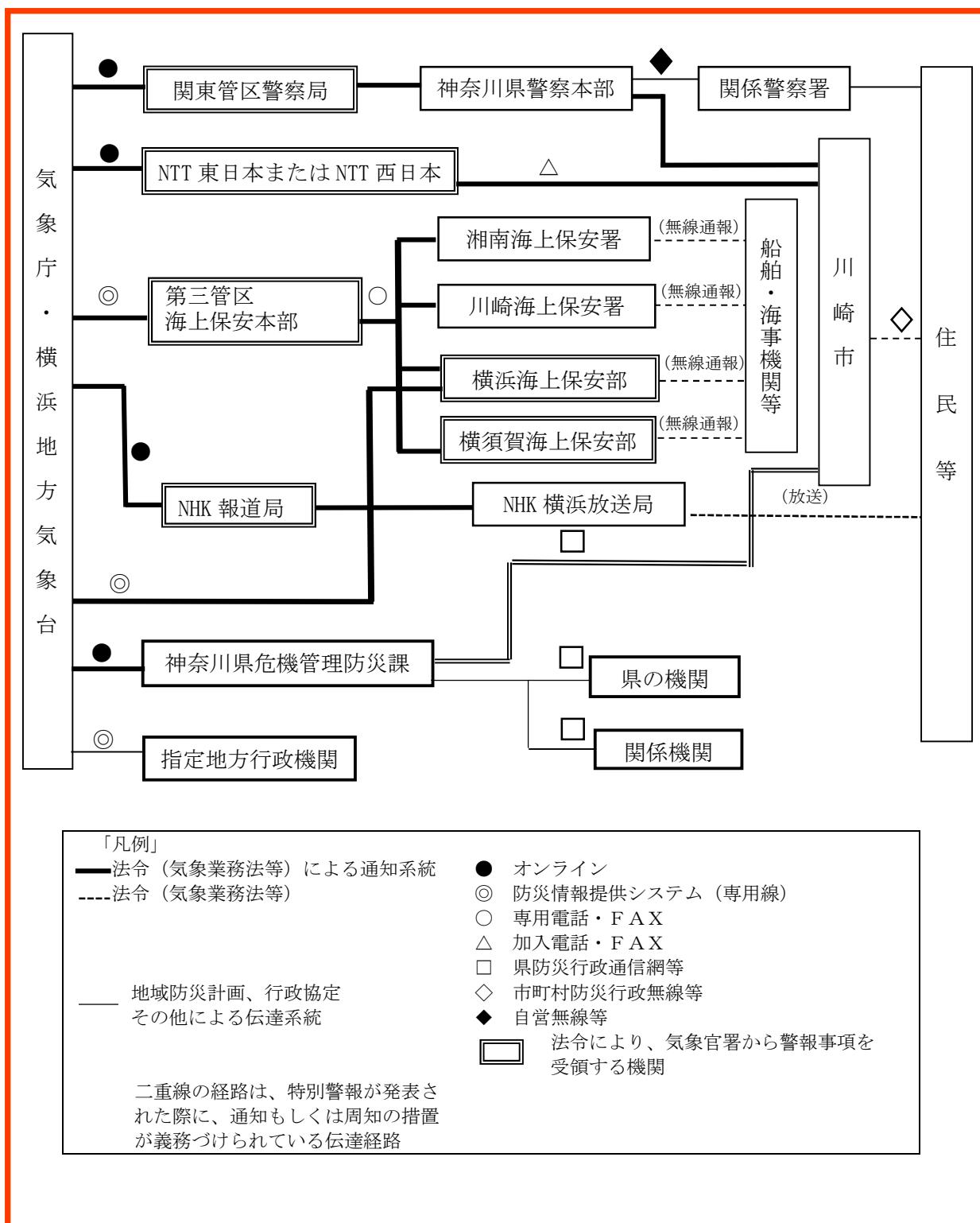
【修正前】



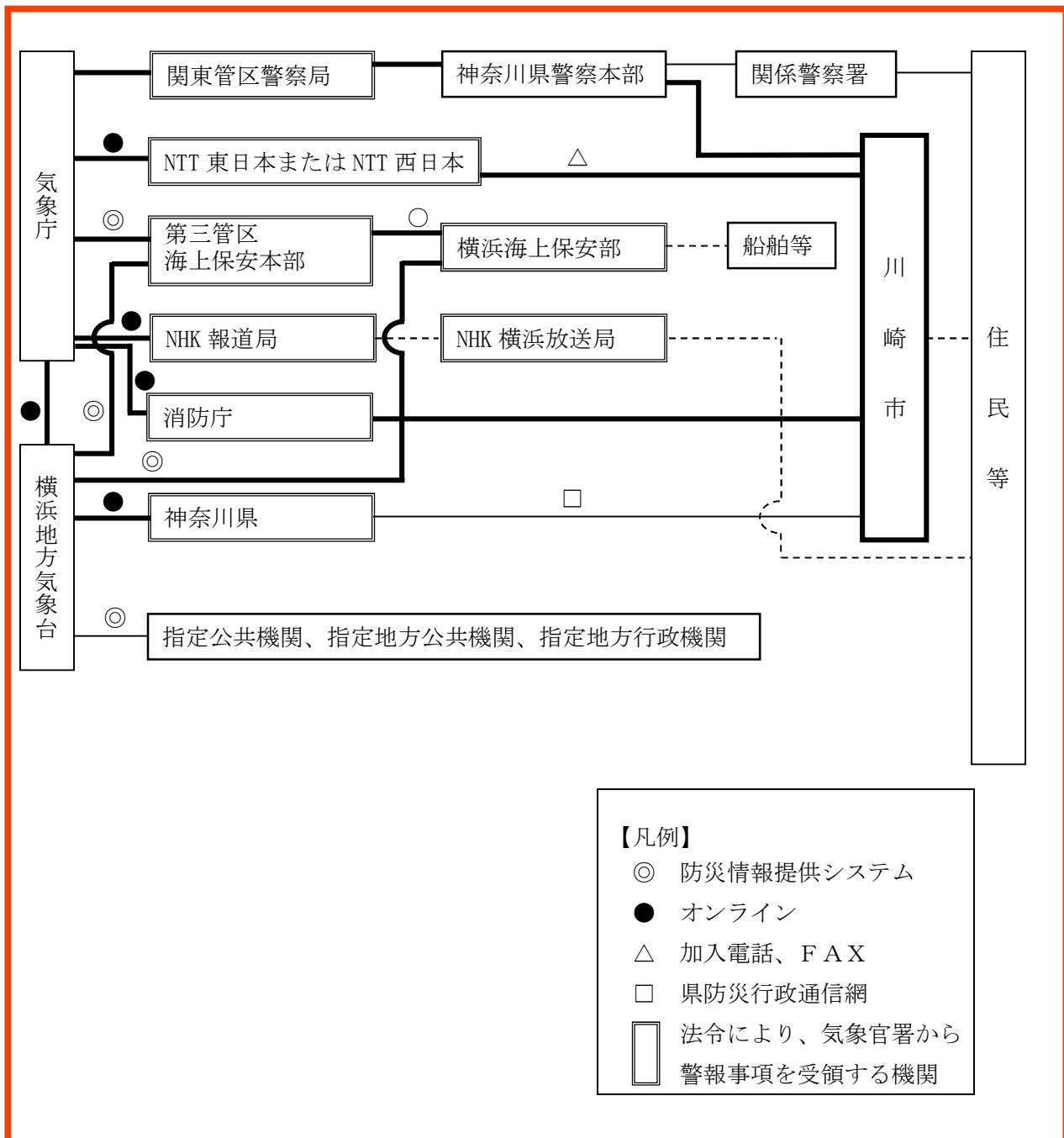
(表・図15)

【修正後】

火山噴火に関する伝達系統



【修正前】



【凡例】

- ◎ 防災情報提供システム
- オンライン
- △ 加入電話、FAX
- 県防災行政通信網
- 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

(表・図16)

【修正後】

3 水没開始相当水位

河川名	水位観測所名	対象区	水没開始相当水位	
			水位 (m)	距離標 (K P)
多摩川	田園調布 (上)	川崎区	12.08	5.8k 右岸
		幸区	11.39	6.4k 右岸
		中原区	11.80	15.2k 右岸
		高津区	12.95	15.8k 右岸
			12.11	18.4k 右岸
		多摩区	12.87	20.6k 右岸
			7.30	24.8k 右岸
鶴見川	綱島	幸区	6.57	7.0k 左岸

【修正前】

3 水没開始相当水位

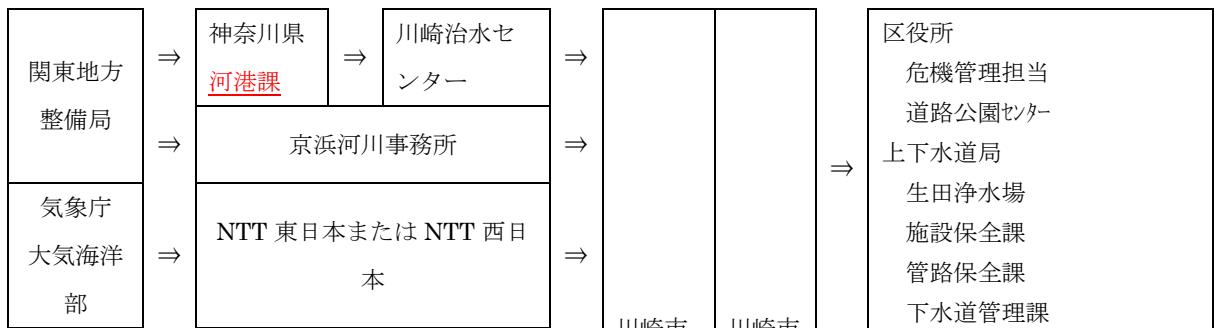
河川名	水位観測所名	対象区	水没開始相当水位	
			水位 (m)	距離標 (K P)
多摩川	田園調布上	川崎区	11.72	5.8k 右岸
		幸区	11.44	6.2k 右岸
		中原区	11.83	13.6k 右岸
		高津区	12.83	15.8k 右岸
多摩川	田園調布上	高津区	12.97	18.2k 右岸
		多摩区	13.30	20.2k 右岸
			7.38	23.0k 右岸
鶴見川	綱島	幸区	6.52	6.0k 左岸

(表・図17)

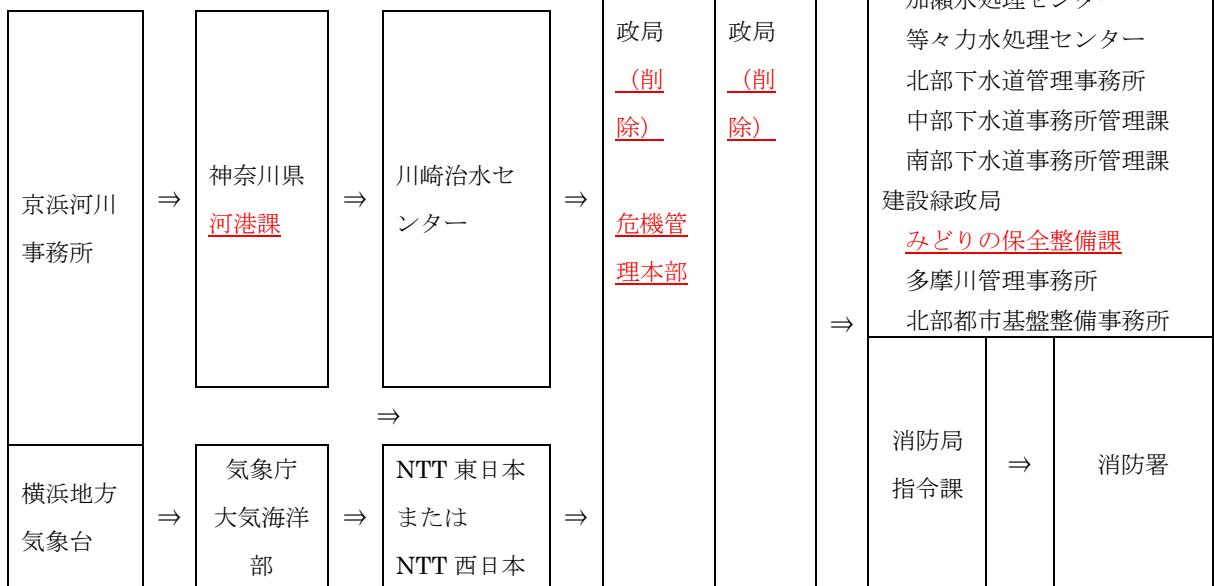
【修正後】

#### 4 連絡系統

##### (1) 多摩川洪水予報



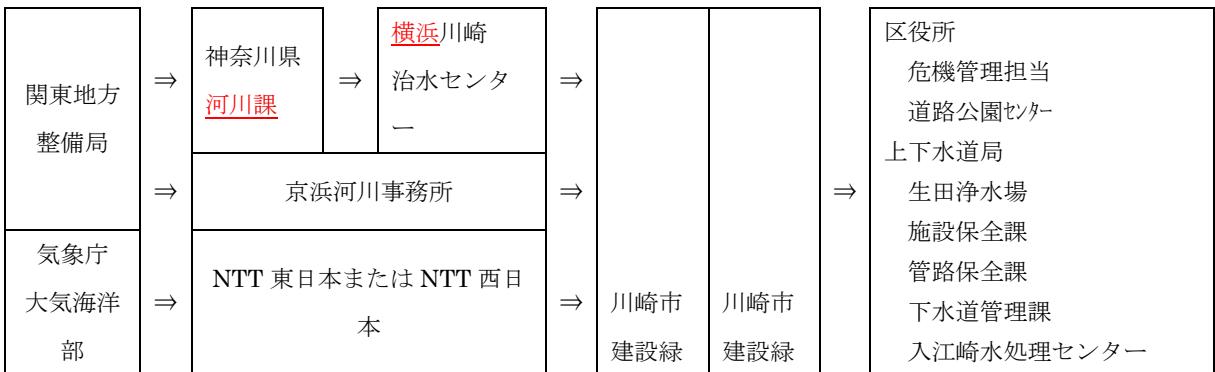
##### (2) 鶴見川洪水予報



【修正前】

4 連絡系統

(1) 多摩川洪水予報

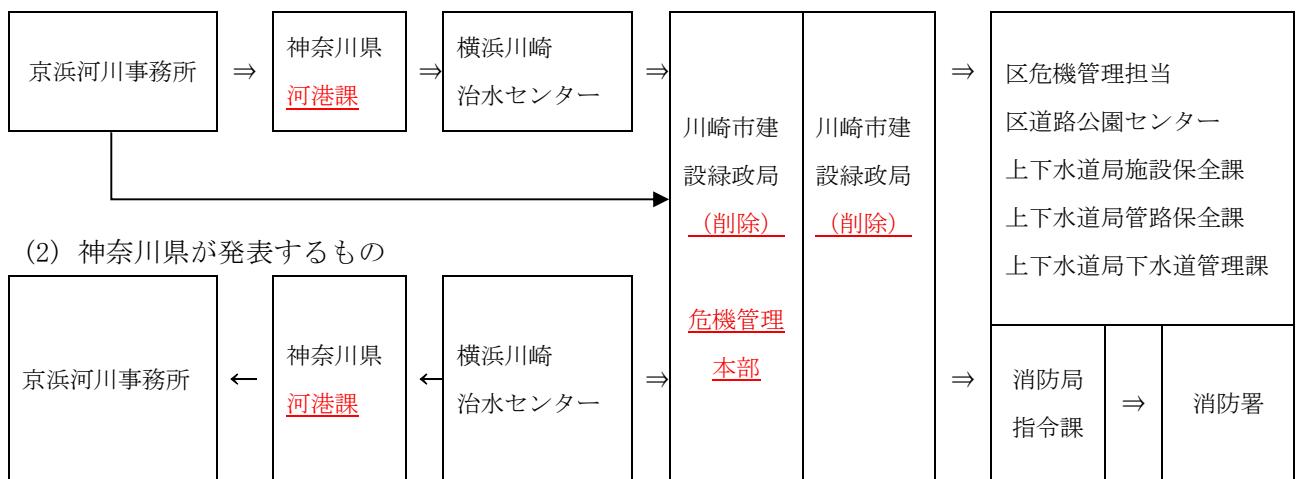


(2) 鶴見川洪水予報

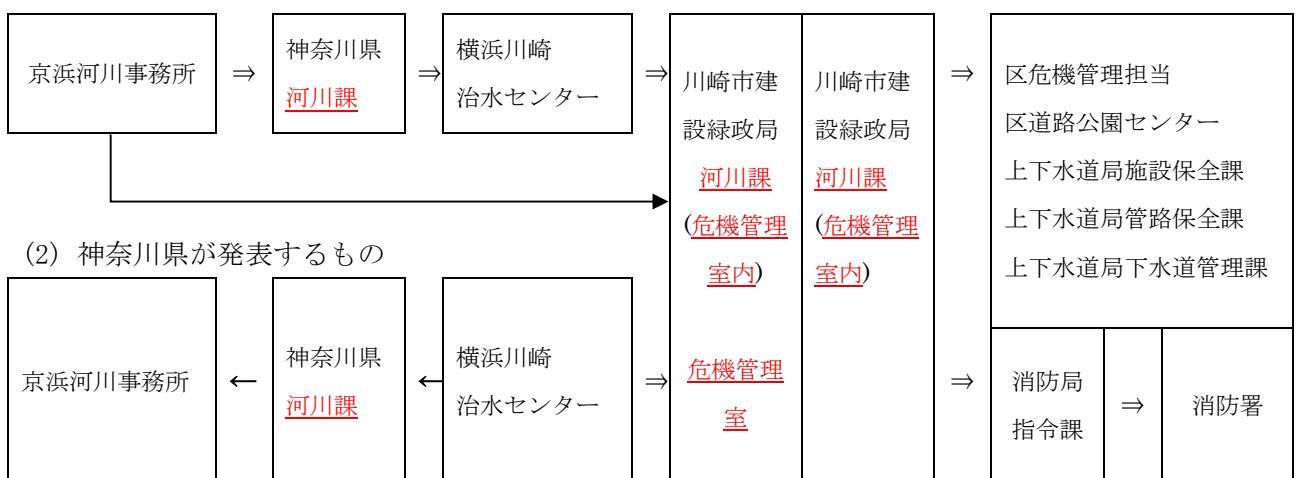


(表・図18)

【修正後】



【修正前】



(表・図19)

【修正後】

## 2 高潮氾濫危険水位

(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所

海岸名 (水位周知 実施区間)	基準 水位 観測 所	高潮氾濫 危険水位 (高潮特別警 戒水位)	発報者	受報者	区域
川崎港	鶴見 川河 口	T.P.+1.50m	水防本 部	川崎市	川崎港海岸 小島町地区
					川崎区夜光1丁目地先まで
					川崎港海岸 夜光町地区
					川崎港海岸 池上町地区
					川崎港海岸 南渡田・浅野町地区
					川崎港海岸 白石町地区
					川崎港海岸 浮島
					川崎港海岸 東扇島
					川崎港海岸 扇島
					多摩川 右岸 中原区小杉陣屋町1丁目地先 から海まで

【修正前】

2 高潮氾濫危険水位

(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	発報者	区域	
川崎港 東部	多摩川河口	T.P.+2.85m	県水防本部	川崎港海岸 小島町地区	川崎区殿町3丁目地先から 川崎区夜光1丁目地先まで
				川崎港海岸 夜光町地区	川崎区夜光1丁目地先から 川崎区池上町地先まで
				川崎港海岸 池上町地区	川崎区池上町地先から 川崎区浅野町地先（池上運河）まで
				多摩川	右岸 中原区下沼部地先から海まで
川崎港 西部	多摩川河口	T.P.+2.90m	県水防本部	川崎港海岸 南渡田・浅野町地区	川崎区浅野町地先（池上運河）から 川崎区南渡田町地先まで
				川崎港海岸 白石町地区	川崎区南渡田町地先から 川崎区白石町地先まで
浮島	多摩川河口	T.P.+2.85m	県水防本部	川崎港海岸 浮島	川崎区浮島町
東扇島	多摩川河口	T.P.+3.00m	県水防本部	川崎港海岸 東扇島	川崎区東扇島
扇島	多摩川河口	T.P.+3.05m	県水防本部	川崎港海岸 扇島	川崎区扇島から 横浜市鶴見区扇島まで

(表・図20)

【修正後】

3 連絡系統

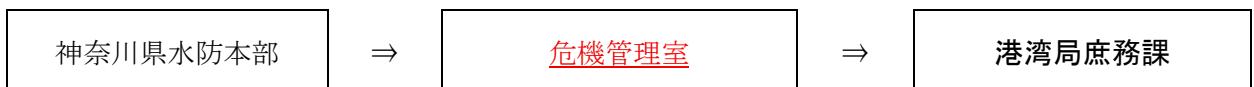


3 連絡系統図



【修正前】

3 連絡系統



3 連絡系統図



(表・図21)

【修正後】



【修正前】



(表・図22)

【修正後】

警戒体制

区分	実施事項
第1警戒体制 (準備体制 及び走錨対 策強化)	<p>1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</p> <p>2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあっては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。</p> <p><b>3</b> 在港錨泊船は、VHF 16chを継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、 AISの作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、厳重な走錨海難防止対策を講じること。</p> <p><b>4</b> <u>特に走錨対策強化海域（注1）内の錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記3項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</u></p> <p><b>5</b> 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。</p> <p><b>6</b> 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。</p>
第2警戒体制 (避難体制及 び走錨対策強 化)	<p>1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>2 避難対象船舶（注2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。</p> <p>3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。</p> <p>4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>5 <u>特に走錨対策強化海域（注1）内の錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</u></p>
入港制限	総トン数 1,000 トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。）
錨泊自粛	<p>1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。</p> <p>2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。</p> <p>① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p>

	<p>② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</p> <p><u>3 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあっては、走錨対策強化海域（注1）内に錨泊しないこと。</u></p> <p><u>4 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあっては、直ちに同海域外へ出域すること。</u></p>
<u>停泊方法の推奨</u>	<p><u>1 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の船舶にあっては、機関及びスラスター（スラスターは設備船に限る）を起動すること。</u></p> <p><u>2 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の船舶にあっては、走錨の早期検知に努め、走錨を認めた場合は揚錨し、転錨、ちちゅう等の安全な避泊方法を検討すること。</u></p>

注1 走錨対策強化海域

1 東京ガス扇島LNGバース灯（北緯35度27分43秒、東経139度43分8秒）及びJERA扇島LNGバース灯（北緯35度28分15秒、東経139度44分20秒）を中心とする半径2海里の円内海面のうち、次の（1）から（5）の地点までを順次結んだ線以南の海面。

ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

（1）北緯35度29分25秒 東経139度46分19秒（東扇島防波堤）。

（2）北緯35度27分52秒 東経139度42分46秒（JFEスチール東日本製鉄所扇島護岸）。

（3）横浜大黒防波堤東灯台（北緯35度27分24秒 東経139度42分25秒）。

（4）北緯35度27分16秒 東経139度42分2秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）。

（5）北緯35度26分29秒 東経139度41分14秒（本牧ふ頭防波堤）。

2 南本牧はま道路橋脚灯P4（北緯35度24分39秒、東経139度40分57秒（地点①））を中心とする半径2海里の円内海面のうち、南本牧ふ頭東端（北緯35度24分27秒、東経139度41分43秒（地点②））から真方位90度に引いた線、南本牧はま道路、本牧ふ頭D突堤北端（北緯35度26分31秒、東経139度41分7秒（地点③））から真方位0度に引いた線及び陸岸で囲まれる海面。

ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

注2 防波堤外避難対象船舶

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

1 総トン数1,000トン以上の危険物積載タンカー。

2 高乾舷船。（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。）

3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数1,000トン以上の船舶。

注3 錨泊制限海域

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯35度36分17秒、東経139度45分59秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯35度36分27秒、東経139度46分56秒）を結んだ線

2 青海コンテナふ頭南西端（北緯35度36分7秒、東経139度47分12秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯35度35分44秒、東経139度47分25秒）を結んだ線

3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯35度35分38秒、東経139度47分29秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯35度35分34秒、東経139度47分36秒）を結んだ線

4 新海面処分場Dブロック護岸上（北緯35度34分47秒、東経139度49分30秒）、北緯35度34分16秒、東経139度51分23秒の地点、北緯35度32分52秒、東経139度52分10秒の地点、北緯35度31分8秒、東経139度51分22秒の地点、北緯35度29分54秒、東経139度49分57秒

秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 5 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上（北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 5 秒）を結んだ線

5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒）を結んだ線

6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 6 分 16 秒）と京浜島東側護岸（北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒）を結んだ線

7 東海 3 丁目南東端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒）と城南島西端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分）を結んだ線

8 城南島北端（北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒）と大井食品ふ頭東端（北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒）を結んだ線

### 【修正前】

#### 警戒体制

区分	実施事項
第 1 警戒体制 (準備体制 及び走錨対 策強化)	<p>1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</p> <p>2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあっては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。</p> <p><u>3 木材水上荷卸し及びいかだ運航は中止基準を厳守すること。</u></p> <p><u>4 在港錨泊船は、VHF 1.6ch を継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AIS の作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、厳重な走錨海難防止対策を講じること。</u></p> <p><u>5 特に JERA・東京ガス扇島 LNG バースから半径 2 海里の円内及び Y2 錨地（走錨対策強化海域 注 1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記 4 項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</u></p> <p><u>6 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。</u></p> <p><u>7 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。</u></p>
第 2 警戒体制 (避難体制及 び走錨対策強 化)	<p>1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>2 避難対象船舶（注 2）は、原則として防波堤外に避難すること（ただし防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。</p> <p>3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。</p> <p>4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p><u>5 特に JERA・東京ガス扇島 LNG バースから半径 2 海里の円内及び Y2 錨地（走錨対策強化海域 注 1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を</u></p>

	徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスターを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。
入港制限	総トン数 1,000 トン以上の船舶は入港しないこと。(ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。)
錨泊自粛	<p>1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。</p> <p>2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。</p> <p>① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</p> <p style="color: red;">(新規)</p>

注1 走錨対策強化海域

1 東京ガス扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（1）から（5）の地点までを順次結んだ線以南の海面。

ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

- (1) 北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）。
- (2) 北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（JFE スチール東日本製鉄所扇島護岸）。
- (3) 横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）。
- (4) 北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）。
- (5) 北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）。

2 上記1の海面を除く Y2錨地。

注2 防波堤外避難対象船舶

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- 1 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載タンカー。
- 2 高乾舷船。（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。）
- 3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数 1,000 トン以上の船舶。

注3 錨泊制限海域

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

- 1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒）を結んだ線
- 2 青海コンテナふ頭南西端（北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒）と中央防波堤内側埋

立地北西端（北緯 35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒）を結んだ線

3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒）を結んだ線

4 **中央防波堤外側埋立地**D ブロック護岸上（北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒）、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 5 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上（北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 5 秒）を結んだ線

5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒）を結んだ線

6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 6 分 16 秒）と京浜島東側護岸（北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒）を結んだ線

7 東海 3 丁目南東端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒）と城南島西端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分）を結んだ線

8 城南島北端（北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒）と大井食品ふ頭東端（北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒）を結んだ線

(表・図23)

【修正後】

市内の災害拠点病院（令和7年4月現在）

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘ リポート (屋上)
<u>市立井田病院</u>	<u>中原区井田 2 -27-1</u>	<u>383</u>		○		<u>井田病院専用ヘリポート (屋上)</u>
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小 杉病院専用ヘリポート (屋上)
帝京大学医学部 附属溝口病院	<u>高津区二子 5-1-1</u>	400		○		諏訪河川敷 (1,500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	<u>955</u>	○	○	○	<u>聖マリアンナ医科大 学病院専用ヘリポート (屋上)</u>
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート (屋上)

【修正前】

市内の災害拠点病院（令和3年4月現在）

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘ リポート (屋上)
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小 杉病院専用ヘリポート (屋上)

帝京大学医学部 附属溝口病院	<u>高津区溝口</u> <u>3-8-3</u>	400		○		諏訪河川敷 (1,500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	<u>1,208</u>	○	○	○	<u>明治製菓百合丘総合</u> <u>センター (1,600m)</u>
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート (屋上)

(表・図24)

【修正後】

令和7年4月現在

名 称	水 量	所 在 地
長沢配水池	20,311 m <sup>3</sup>	多摩区長沢5-1-1
生田配水池	23,849 m <sup>3</sup>	多摩区生田5-30-1
潮見台配水池	13,631 m <sup>3</sup>	宮前区潮見台4-1
鷺沼配水池	54,804 m <sup>3</sup>	宮前区土橋3-1-2
末吉配水池	38,579 m <sup>3</sup>	鶴見区上末吉1-4-1
高石配水塔	3,140 m <sup>3</sup>	多摩区西生田5-28-1
<u>黒川高区配水池</u>	<u>666 m<sup>3</sup></u>	<u>麻生区黒川1643</u>
黒川配水池	4,061 m <sup>3</sup>	麻生区黒川313
宮崎配水塔	1,567 m <sup>3</sup>	宮前区鷺沼4-11-6
災害対策用貯水槽等	4,930 m <sup>3</sup>	<u>災害対策用貯水槽 市内35箇所</u>
貯水量合計	<u>165,538</u> m <sup>3</sup>	

【修正前】

令和3年4月現在

名 称	水 量	所 在 地
長沢配水池	20,311 m <sup>3</sup>	多摩区長沢5-1-1
生田配水池	23,849 m <sup>3</sup>	多摩区生田5-30-1
潮見台配水池	13,631 m <sup>3</sup>	宮前区潮見台4-1
鷺沼配水池	54,804 m <sup>3</sup>	宮前区土橋3-1-2
末吉配水池	38,579 m <sup>3</sup>	鶴見区上末吉1-4-1
黒川配水池	4,061 m <sup>3</sup>	麻生区黒川313
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
高石配水塔	3,140 m <sup>3</sup>	多摩区西生田5-28-1
宮崎配水塔	1,567 m <sup>3</sup>	宮前区鷺沼4-11-6
災害対策用貯水槽等	4,930 m <sup>3</sup>	<u>川崎市内 31 箇所</u>
貯水量合計	<u>164,872</u> m <sup>3</sup>	

(表・図25)

【修正後】

区分	協定等名称	実施者
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	経済労働局
	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」	
	「 <u>全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書</u> 」	
	「災害時における生鮮食料品等の供給、 <u>輸送及び荷役作業</u> に関する協定書」	
	「災害時における物資の供給に関する協定書」	
燃料の調達	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	健康福祉局
	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」	
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	
燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	港湾局
		危機管理本部

【修正前】

区分	協定等名称	実施者
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	経済労働局
	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」	
	(新設)	
	「災害時における生鮮食料品等の供給 <u>及び輸送</u> に関する協定書」	
	「災害時における物資の供給に関する協定書」	
燃料の調達	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	健康福祉局
	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」	
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	
燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局 危機管理室

(表・図26)

【修正後】

協定等名称	実施者
「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	<u>危機管理本部</u>
「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	
「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	経済労働局
「災害時における物資の供給に関する協定書」	
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

【修正前】

協定等名称	実施者
「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	
「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	<u>総務企画局</u>
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	
「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	経済労働局
「災害時における物資の供給に関する協定書」	
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

(表・図27)

【修正後】

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名
避難所の供与	第4部 第2章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第16章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第5章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
	第4部 第12章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>第4部 第4章 医療救護・福祉対応</u>
被災した住宅の応急修理	第4部 第16章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第13章 文教対策
埋葬	第4部 第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い
死体の搜索及び処理	第4部 第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第4部 第16章 応急住宅対策

【修正前】

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名
避難所の供与	第4部 第2章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第16章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第5章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護・福祉対応 第4部 第12章 行方不明者、遺体の取扱い
<u>(新設)</u>	
被災した住宅の応急修理	第4部 第16章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第13章 文教対策
埋葬	第4部 第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い
死体の捜索及び処理	第4部 第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第4部 第16章 応急住宅対策

(表・図28)

【修正後】

区分	減免する範囲		減免額
個人の市民税 (県民税を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の <u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が10,000,000円を超える場合を除く。</u>		全額
	災害により納税者が <u>障害者</u> となった場合 ただし、当該納税者の <u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が10,000,000円を超える場合を除く。</u>		10分の9
	<u>災害により納税者</u> の所有する <u>住宅</u> （その方の居住に係るものに限る。）又は <u>家財に損害を受けた場合</u>	損傷の程度 が10分の 5以上 のとき。	<u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるとき。</u>
			<u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき。</u>
			<u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下であるとき。</u>
	<u>災害による地形の変形程度</u>	損傷の程度 が10分の 3以上 10分の5未満 のとき。	<u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるとき。</u>
			<u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき。</u>
			<u>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下であるとき。</u>
固定資産税 都市計画税	土地	<u>10分の7以上</u>	全額
		<u>10分の5以上</u>	10分の7
		<u>10分の3以上</u>	10分の5
		<u>10分の2以上</u>	10分の3
	家屋 償却資産	<u>10分の7以上</u>	全額
		<u>10分の5以上</u>	10分の7
		<u>10分の3以上</u>	10分の5
		<u>10分の2以上</u>	10分の3
		<u>10分の1以上</u>	10分の1

\*減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日

以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

区分	減免する範囲		減免額
森林環境税	災害により納税者が死亡した場合		全額
	災害により納税者が障害者となった場合		
	災害により納税者の所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度が 10 分の 3 以上のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年 の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。
		損害の程度が 10 分の 5 以上のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年 の合計所得金額が 5,000,000 円を超えて 7,500,000 円以下であるとき。

\*減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

【修正前】

区分	減免する範囲		減免額
個人の市民税	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の（新規）前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。		全額
（県民税を含む）	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の（新規）前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。		10 分の 9
災害により納税者が所有する家屋又は家財(その方の居住に関するものに限る。)が被災した場合	損害の程度が 10 分の 5 以上のとき	（新規）前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき	全額
		（新規）前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超えて 7,500,000 円以下であるとき	2 分の 1
		（新規）前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超えて 10,000,000 円以下であるとき	4 分の 1
	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	（新規）前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき	2 分の 1
		（新規）前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超えて 7,500,000 円以下であるとき	4 分の 1

区分	減免する範囲			減免額
			<u>(新規)</u> 前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超える 10,000,000 円以下であるとき	8分の1
固定資産税	土 地	<u>災害により、土地が地形を変じた場合</u>	<u>損害の程度が</u> 10分の7以上	全額
			<u>損害の程度が</u> 10分の5以上	10分の7
			<u>損害の程度が</u> 10分の3以上	10分の5
			<u>損害の程度が</u> 10分の2以上	10分の3
都市計画税	家 屋 償却資産	<u>災害により、家屋又は償却資産が被災した場合</u>	<u>損害の程度が</u> 10分の7以上	全額
			<u>損害の程度が</u> 10分の5以上	10分の7
			<u>損害の程度が</u> 10分の3以上	10分の5
			<u>損害の程度が</u> 10分の2以上	10分の3
			<u>損害の程度が</u> 10分の1以上	10分の1

\* 減免の事由に該当することとなった日 (新規) 以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

(新規)